

第15回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	11
○事件の撤回について	21
○諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第283号の上程、説明、質疑、委員会付託	25
○議案第284号の上程、説明、質疑、委員会付託	31
○議案第285号の上程、説明、質疑、委員会付託	34
○議案第286号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第288号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第289号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第290号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第291号の上程、説明、質疑、討論、採決	42

○議案第292号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第293号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第294号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第295号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第296号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第297号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第298号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第299号及び議案第300号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○議案第301号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○議案第302号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
○議案第303号及び議案第304号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○会議時間の延長	87
○議案第305号～議案第314号の上程、説明、質疑、委員会付託	87
○請願・陳情について	97
○散会の宣告	97

第 2 号 (3月8日)

○議事日程	99
○本日の会議に付した事件	99
○出席議員	99
○欠席議員	99
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	99
○事務局職員出席者	99
○開議の宣告	100
○一般質問	100
吉 田 孝 司	100
円 谷 寛	131
込 山 靖 子	147
角 田 真 美	166
○休会について	180
○散会の宣告	180

第 3 号 (3月9日)

○議事日程	1 8 1
○本日の会議に付した事件	1 8 1
○出席議員	1 8 1
○欠席議員	1 8 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 1
○事務局職員出席者	1 8 1
○開議の宣告	1 8 2
○一般質問	1 8 2
今 泉 文 克	1 8 2
小 林 政 次	1 9 6
○休会について	2 1 3
○散会の宣告	2 1 3

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	2 1 5
○本日の会議に付した事件	2 1 5
○出席議員	2 1 6
○欠席議員	2 1 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1 6
○事務局職員出席者	2 1 6
○開議の宣告	2 1 7
○議事日程の報告	2 1 7
○日程の追加	2 1 7
○発言取消申出書について	2 1 7
○総務文教常任委員長報告（議案第 2 8 3 号及び議案第 2 8 4 号）及び報告に対する質疑、討論、採決	2 1 8
○産業厚生常任委員長報告（議案第 2 8 5 号）及び報告に対する質疑、討論、採決	2 2 0
○予算審査特別委員長報告（令和 5 年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決	2 2 2
○議案第 2 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 0
○発議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 9
○日程の追加	2 4 1

○発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	241
○発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	245
○各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	248
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	253
○日程の追加	254
○意見書案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	254
○意見書案第19号及び意見書案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	256
○鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出について	259
○閉議の宣告	259
○町長挨拶	259
○開会の宣告	260
○署名議員	261

鏡石町告示第9号

第15回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月2日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和5年3月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美	
5番	橋本喜一	6番	菊地洋	
7番	小林政次	9番	大河原正雄	
10番	今泉文克	11番	円谷寛	
12番	古川文雄			

不応招議員（なし）

第 1 号

令和5年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 事件の撤回について
- 日程第 6 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第10 議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について
- 日程第12 議案第286号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第288号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第289号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第290号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第291号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第292号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第293号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第294号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第295号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第296号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事変更請負契約の締結について

- 日程第22 議案第297号 鏡石町健康福祉センター建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第23 議案第298号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第24 議案第299号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第300号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第301号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第27 議案第302号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算
- 日程第31 議案第306号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第307号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第308号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第309号 令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第35 議案第310号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第36 議案第311号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第37 議案第312号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第38 議案第313号 令和5年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第39 議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算
- 日程第40 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	畑	幸一	2番	込山	靖子
3番	吉田	孝司	4番	角田	真美
5番	橋本	喜一	6番	菊地	洋
7番	小林	政次	10番	今泉	文克
11番	円谷	寛	12番	古川	文雄

欠席議員（1名）

9番 大河原 正雄

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 正 男	副町長	小 貫 秀 明
教育長	渡 部 修 一	総務課長	橋 本 喜 宏
税務町民課長	倉 田 知 典	福祉こども課長	柳 沼 和 吉
健康環境課長	大 木 寿 実	産業課長	菊 地 勝 弘
上下水道課 主幹兼副課長	吉 田 光 則	都市建設課長	吉 田 竹 雄
教育課長	根 本 博	会計管理者 兼出納室長	佐 藤 喜 伸
農業委員会 事務局局長	圓 谷 康 誠	農業委員会	菊 地 栄 助
選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重	監査委員	根 本 次 男

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 事	本 田 真 子
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまから第15回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔議会運営委員長 橋本喜一 登壇〕

○5番（議会運営委員長 橋本喜一） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第15回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和5年3月7日火曜招集、日次、日、曜、会議内容でご報告申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第15回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今定例会につきましては、条例の制定3件、条例の一部改正9件、一般会計並びに特別会計の補正予算7件、新年度当初予算10件、その他の案件が6件、合わせまして35件の議案を提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議をいただきまして議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに

本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、9番、大河原正雄議員の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、5番、橋本喜一議員、6番、菊地洋議員、7番、小林政次議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和4年11月分、令和4年12月分、令和5年1月分。以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和4年11月分につきましては、令和4年12月26日月曜日、午前10時から午後零時5分まで、令和4年12月分につきましては、令和5年1月25日水曜日、午前9時58分から午後3時30分まで、令和5年1月分につきましては、令和5年2月24日金曜日、午前9時50分から午後2時20分まで、以上のおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、令和4年12月及び令和5年2月実施の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名、また令和5年1月実施の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課副課長ほか1名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和4年11月分、令和4年12月分、令和5年1月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりです。

以上、報告いたします。

○議長（古川文雄） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、橋本喜一議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一） それでは、ご報告申し上げます。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

令和5年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、令和5年2月15日水曜、午前10時開議。

日程第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 専決処分の承認について。

第4、議案第2号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

第5、議案第3号 令和4年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第3号）。

第6、議案第4号 令和5年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

議案4件は、いずれも可決、承認されました。

詳しいものについては、お配りの冊子をご覧くださいと思います。よろしくお願いま

す。

○議長（古川文雄） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛 登壇〕

○11番（須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛） 須賀川地方保健環境組合議会の報告をさせていただきます。11番議員の円谷であります。

保健環境組合の議会は、2月6日午前10時より開催をされました。

お手元の資料の順で説明をしたいと思います。

会期の決定は、1日限りでございます。

会議録署名議員の指名については省略をいたします。

専決処分の承認を求めることについては、この資料にありますとおり、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということでございまして、県の人事委員会の勧告に基づく給与の改定でございます。

議案第2号は須賀川地方保健環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これも前のように職員の給与改定に伴う会計年度任用職員の給与の改定に関するものであります。

議案第3号の地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についても、上位法令の改正に伴った改定でございまして、お手元の資料のとおりでございまして、定年制度とか、管理監督職勤務上限年齢などの改正でございます。

議案第4号については最終処分場建設工事の請負契約の変更についてでございますが、これは今、資材がですね、最終処分場の工事をやっているのですが、資材が供給が間に合わなくて、この工事の期限を延長するという内容でございます。

議案第5号は令和4年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）、議案第6号は令和5年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算についてでございますが、お手元の資料のとおり決定しております。

以上の提出議案について、全て了解といたしますか、決定されております。

最後に一般質問がございまして、終了いたしております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告に入ります。

9番、大河原正雄議員が欠席のため、事務局長が代わりに報告いたします。

○議会事務局長（緑川憲一） それでは、お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。

令和4年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程でございます。

こちら令和4年12月27日火曜日、午後2時に開会しております。

なお、今回は任期満了に伴います改選後の最初の議会ということでございます。

議事日程第1号。

第1、仮議席の指定。

第2、議長の選挙。

議事日程第2号。

第1、副議長の選挙。

第2、議席の指定。

第3、会期の決定。

第4、会議録署名議員の指名。

第5、議案第9号 令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）。

第6、議案第10号 公立岩瀬病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例。

第7、議案第11号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

いずれの議案も可決、同意されております。

なお、新たな議会議員構成及び議案の詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○議長（古川文雄） 次に、請願・陳情の処理状況について報告を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） それでは、私のほうから令和4年度請願・陳情処理状況報告書に基づきましてご報告申し上げます。

1枚めくっていただきまして、報告書がございます。

こちらの表、区分、採択年月日、件名、提出者、処理状況の順にご説明申し上げます。

まず、請願第1号、令和4年6月17日、件名、交通弱者への対応策に関する陳情書、提出者が柳沼幸子さんでございます。処理状況、鏡石町社会福祉協議会に委託している「おでかけ支援ゆうあいバス」の運行を現在の週2回から週3回への拡充を計画している。実施に必要な予算を令和5年度当初予算に計上している状況でございます。

請願第2号、令和4年6月17日、鏡石町民プール「すいすい」への送迎車の運行再開に関する陳情書、柳沼幸子さん。送迎車の運行については、以前は指定管理者の自主事業として行っておりました。現在は実施しておりません。送迎につきましては、町全体の公共交通支援対策の中で取り組んでいきたい。

請願第3号、令和4年12月15日、鏡石町における地域包括ケアの推進に関する請願書、

かがみいし地域包括ケア研究会会長、吉田孝司さん。地域包括支援センターをはじめとする地域支援事業（包括的支援事業）の関係機関と地域包括ケアシステムのさらなる推進のため、改めて事業内容の確認を行った。今後も関係機関と連携するとともに、地域包括ケアシステム推進委員会を開催しながら対応していく。

続きまして、陳情になります。

陳情第22号、令和4年9月16日、重度心身障がい者医療費助成制度に関する陳情書、吉田孝子氏。現物給付の実施のため、鏡石町保健医療連絡協議会、須賀川医師会、主な医療機関、県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関との調整中でございます。

最後に、陳情第24号、令和4年9月16日、ひとり親家庭医療費助成制度に関する陳情書、吉田孝子さん。現物給付の実施のため、鏡石町保健医療連絡協議会、須賀川医師会、主な医療機関、県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関との調整中でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに第15回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、開戦から1年が過ぎたロシアによるウクライナ侵攻につきましては、いまだ終戦・停戦の兆しが見えてきません。ロシアへの世界各国による経済制裁の効果は徐々に現れているものの、決定的な一打とはなっていないのが現状であり、心痛の極みでございます。

戦争は、いつの時代でも真っ先に犠牲となるのは一般国民であります。悲惨な戦争を終わらせるためにも、国際社会が一致団結して、不毛な戦争を一刻も早く終結に導いてほしいと思っております。

この侵攻に端を発した世界的なエネルギーや食糧の高騰は高止まりの傾向となり、世界経済の進展に大きなブレーキとなっていると言われております。日本においても物価高騰は続いており、国や地方自治体での高騰対策を実施しておりますが、一過性であり、恒久的な対策が望まれております。そのような中で、国は物価高騰を上回るような賃金上昇を経済界に依

頼しており、賃上げムードは高まっております。

ただし、企業の多くが中小企業と言われている我が国においては、画一的な賃上げを実施、実現するためには、国が何らかの助成をする必要があり、早急な支援制度の創設を希望するものであります。

先月6日には、トルコ南部シリア国境近くでマグニチュード7.8の巨大地震が発生しました。トルコ・シリアで少なくとも5万人以上の死亡が確認されており、時間の経過とともに被害は拡大しております。東日本大震災を経験した町としても、日本赤十字鏡石支部の協力をいただき、役場窓口、勤労青少年ホーム、公民館、図書館などに義援金の募金箱を設置しました。迅速な復旧に役立てればと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、その発生から3年が経過しましたが、今、大きな転換点を迎えようとしております。政府は、このウイルス対策を感染症法上という新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける決定がなされました。

これにより、いわゆる季節性のインフルエンザと同じ取扱いとなり、マスクの着用についても、個人の判断に委ねるとのことです。新たな変異株などによる感染拡大の心配もありますが、一日も早くコロナ前の生活に戻ってほしいと考えております。

一方、新型コロナウイルスのワクチン接種事業については、生後6か月以上の接種を希望する方へ接種を進めており、2月13日現在、1回目の接種人数は1万638人で、全人口に占める接種率は84.4%となっております。

また、オミクロン株対応の2価ワクチン接種については、3回目以降の追加接種として、12歳以上の方を対象に1人1回の接種となっており、接種率は50.4%で、6,353の方が接種を完了しております。

今後も引き続き国や県及び町内医療機関と連携を図りながら、町民へのワクチン接種の推進に努めるとともに、適正かつ迅速に対応してまいります。

国道4号線4車線化全線開通から1年が過ぎようとしています。昨年3月に役場から久来石交差点付近までの区間が4車線化され、鏡石町内の国道4号線はおおむね4車線化となりました。4車線化前の慢性的な朝夕の渋滞は全く発生しておらず、通過時間も大幅に改善しております。便利で住みよい鏡石町に大きな恩恵をもたらしています。

1月下旬に3年ぶりに開催された第28回全国都道府県対抗駅伝競走大会において、鏡石中学校3年、増子陽太さんは、本県代表として中学生区間の第6区にエントリーされました。結果は5人抜きの快走を見せ、区間賞を獲得、福島県の16位の結果に大いに貢献しました。今年度は増子さんの大活躍が町民に元気を届けていただいたことに感謝申し上げます。

また、世界を相手に活躍されている遠藤梨李さん（東京国際大学3年生）は、昨年12月にコロンビア共和国ボコタで開催されたウエイトリフティング2022世界選手権大会に出場さ

れ、世界の強豪と競い合い、優秀な成績を収められました。パリオリンピック出場を目指して頑張っていたきたいと思っております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

令和4年12月末現在、主食用米の相対取引価格は、全国では令和3年産米から1,000円程度増加し、福島県産銘柄でも全ての銘柄で上昇しました。ただ、全国、福島県とも、令和2年産米の水準までには戻りませんでした。

全国の令和5年産米の主食用米生産量669万トンは、令和4年産米の生産数量とほぼ同水準となりましたが、需要に応じた米生産が米価安定には必要であることから、鏡石町地域農業再生協議会において、生産数量（面積）の目安を設定することとしております。

このことから、経営安定対策に向け、各農家に生産数量（面積）の目安の提示と各種の制度について、例年説明会を各地区で開催していたところですが、今年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、文書配布による情報提供となりました。

高久田地区県営ほ場整備事業は、今年度から事業が本格的にスタートし、測量や設計に取り組んでおりました。このたび国の第2次補正予算により、令和5年度に実施する面工事費分として、今定例会に町負担金分と地元負担金分を補正計上いたしましたので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

また、落ち込んだ消費の早期回復を図ることを目的とした年末年始生活応援プレミアム商品券発行事業は、昨年12月10日から販売を開始し、好評によりまして、12月27日に完売したところであります。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、1月に開催された事業説明会において、事業範囲の見直し、付け替え道路、支川処理、内水検討の状況、代替地の調整状況などについて説明がありました。特に代替地については、成田地内の4か所の集団移転候補地の集計結果が示されました。

結果としましては、新町及び成田原町の2か所に5名以上の移転希望がありました。今後は、この2か所を集団移転候補地として、移転先整備に向けた各種調査を進めていく予定です。町といたしましては、引き続き移転対象者の皆さんの意見を聞きながら、今後も地元協議会等と連携し、対象者の皆さんの力になれるよう積極的に関与していきたいと思っております。

健康福祉センター（愛称：ほがら館）建設につきましては、内装下地工事が完了し、蛍光灯等の器具の取付け、内装工事、塗装工事を進めております。現在の工事進捗率は85%と計画どおりに進んでおります。

今定例会においては、今後の維持管理に向けて、外構工事として、新たに駐車場の舗装面積の拡張やフェンス、公用車用車庫、電気自動車の充電設備設置工事などの追加工事のため、建設工事請負契約に一部変更が生じ、増額の工事請負変更契約締結の議案を上程してござい

す。

また、備品につきましては、本体工事の完成に合わせて納品時期を調整するため、繰越し事業として執行したいと考えております。両事業とも本定例会に議案として上程しておりますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

次に、昨年4月にスタートした鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の進行状況について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、町民保健と健康づくりの支援では、総合健康診査事業として、集団健診を9月に実施したところであり、940の方が受診されました。

また、医療機関での個別健診についても、1月31日まで実施したところであり、人間ドック事業も併せて実施しております。

特定保健指導としては、自らの健康状態を把握し、生活習慣病の改善のため、効果的で実践可能な運動指導や食事指導等、個別に保健指導を実施しております。

百歳賀寿事業につきましては、1月8日には笠石区の滝口ヤスさん、2月28日には久来石区の坂本長治さんが百歳を迎えられました。それぞれに町長賀寿を贈呈し、長寿をお祝いしました。長寿の秘訣は、滝口さんは刺身など好きな食べ物を食べることで、坂本さんは食事のときにお話をしながら肉や魚などを食べることで話されていました。

産前産後ヘルパー派遣事業では、妊娠中や産後の体調不良などで、家事や育児の支援を必要とするご家庭に対してヘルパーを派遣するもので、13件の利用があり、家事や育児のお手伝いをするにより、子育て家庭の育児への不安や負担の軽減を図ってまいります。

新生児の保護者への商品券を給付する「のびのび子育て応援券支給事業」については、1月末現在、50件の給付を行っており、子育ての一助として利用されております。加えて、婚姻を祝福するための「オリジナル結婚記念証」についても、1月末現在、22組の新婚カップルに記念証及びフォルダーを発行したところでもあります。

出産・子育て応援給付金事業につきましては、市町村が工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊産婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援をするもので、妊娠届出を行った妊婦等に対し5万円、また出産届出を行った産婦等に対し5万円を給付するものであります。1月20日から給付を開始し、現在、妊娠を届け出た方102名、出産した方49名に対し交付金の給付を行いました。

子育て支援事業の一環として、子供を希望しながらも恵まれない町民夫婦への出生支援のため、治療費の一部を助成する「不妊治療費助成事業」については、12件の申請があったところです。経済的負担の軽減や少子化対策の推進を図るべく、今後もより多くの方にご利用

いただけるよう事業の周知に努めてまいります。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、第二小学校整備事業は令和4年1月から改修工事を進め、第二小学校の協力のもと、順調に工事も進み、間もなく竣工を迎えます。新年度からは、明るくきれいになった校舎で、子供たちが元気に新学期を迎えることができるものと期待しております。

今年度の小中学校等の卒業式については、新型コロナウイルス感染症感染対策のガイドラインも見直され、児童生徒にあつては、式典全体を通じてマスクを外してのものとなります。久しぶりに、マスクを外しての式となり、卒業される子供たちの清々しく元気な顔が拝見できることを楽しみにしております。

昨年4月に成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより成人式の在り方が検討されましたが、鏡石町では人生における大きな節目となる「20歳」を祝う式典として、成人式を行うことにしました。新たな名称を「二十歳の成人式」として、1月8日に対象者142名中、91名の参加をいただき、華やかな中にも厳粛に挙行することができました。新成人の皆様には、一人一人が自らを律する強い意志と、社会人としての自覚と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思っております。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、結婚を支援する事業として、コロナ禍でここ数年開催できなかった婚活イベントをふくしまFMとの共催で、今月18日に郡山市を会場に予定しております。今後も出会いの場をできるだけ多く提供していきたいと考えております。

高齢者等の粗大ごみ戸別収集事業では、粗大ごみを各地区の集会所等まで運ぶことが困難な高齢者や障がい者等の方に対しまして、6月から実施しており、これまでに40件の利用がありました。これからも高齢者等への支援を行ってまいります。

天栄村との広域事業として取り組んでおります総合相談事業につきましては、1月末までに41件の相談が寄せられております。町村別では、鏡石町が34件、天栄村が7件となっており、相談内容については、消費生活関係が7件、相続関係が3件、その他が31件となっております。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、かがみいし田んぼアート祭が東京の八芳園「MuSuBu」を会場に岩瀬農業高校生や郡山女子大学附属高校生も参加し、2月1日から5日までの5日間開催されました。田んぼアート米を使用した食べ物や、鏡石いちご関連の商品、町の農産物の販売などのイベントを実施し、連日多くの方々にお越し頂き、購入を頂いたところであります。今後も町の農産物のプロモーション活動及び地産地消の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

地域づくりの核である鏡石まちの駅「かんかんてらす」の売上げは、新型コロナウイルス

感染症の影響が心配されましたが、感染対策を実施しながら創意工夫によりまして、今年1月末現在で総売上は、約3,235万円と前年対比17.1%増となりました。このまま推移しますと、年間売上額が昨年を上回り、過去最高となる見込みであります。

主たる要因は、岩瀬農業高校の生産品や季節のブドウなどの出荷、さらに新鮮な果物やいちごなど安定して生産してくださっている町内農業者や加工品の生産者のおかげであると考えております。今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしっかりと実施しながら、営業できるよう支援していきたいと考えております。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、幹線道路網の整備事業では、消防署から鳥見山公園までの「笠石476号線外歩道新設工事」につきましては、施工現場内の電柱移設に不測の日数を要したため、また、「高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）」につきましては、関係機関との協議により施工期間の見直しが生じたため、繰越工事となりますことにご理解を賜りたいと思っております。

このほか、「久来石・行方・蓮池西線道路改良工事」は順調に進捗しており、さらに国の2次補正予算に係る補助金の内示があり、その他2つの改良事業について、今定例会において補正予算及び繰越明許費の議案を上程いたしましたので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、5号緑地（調整池）第2期工事について、区域内のフェンス等の撤去処分が必要となったことから、今定例会において、変更請負契約の締結についての議案を上程いたしました。ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、道路築造工事、宅地造成工事につきましては、盛土材の土質改良やフェンス移設等追加工事が発生したことから工事延長が必要となったため、繰越工事となりますことにご理解を賜りたいと思っております。

上水道第5次拡張事業として発注しております鏡石浄水場建設工事に係る工事中の撤去工事及び昨年度からの繰越事業の第6水源改修工事につきましては、予定どおり進捗しており、今月中に完了する見込みとなっております。

公共下水道事業においては、下水道施設の長寿命化対策として発注しておりますマンホールポンプ改築工事につきましては、予定どおり進捗しており、今月中に完了する見込みとなっております。

また、下水道事業への地方公営企業法の適用につきましては、令和5年4月から公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計を統合し、下水道事業会計として処理する公営企業会計に移行いたします。経営の視点を重視する公営企業会計により、より一層

の持続的で安定的な下水道事業の運営に努めてまいります。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、町税の収納状況につきましては、普通税と国民健康保険税をあわせた収納率が、1月31日収納分までで77.61%となり、前年同期と比較して0.75%の増となっております。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の関係から、全庁的な臨戸徴収が行えない状況の中、新たな滞納を生まないという基本姿勢のもと、滞納者への早期納付勧奨や滞納処分等を行ってきました。このことが収納率向上へ繋がったと考えております。今後も、新規滞納者に対する納税意識の高揚や早期の納税相談等に努め、より一層の収納率向上を図って参ります。

社会保障・税番号制度導入事業について、国では現在、全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下で普及活動を行っております。町でもマイナンバーカードを取得しやすいように昨年8月から、役場窓口での交付申請の受付サポートを開始しております。現在の発行状況については、1月末現在、7,817件の申請に対し、6,976件を交付しているところであり、町の現住人口に対する交付率は57.4%となっております。今後も国の政策を注視しながら、引き続き本制度の周知を図るなど、カード発行の推進に努めて参ります。

また、マイナンバーカードを利用した行政サービスの拡充のため、令和5年1月10日からコンビニで住民票などの各種証明書の取得が可能となりました。1月末現在、76件の証明書が発行されており、いつでも近くのコンビニで取得できるという利便性から、今後マイナンバーカードの普及にあわせ利用者の増加が見込まれます。

令和5年度の予算編成につきましては、私が町長に就任して初めての予算編成であり、町民の皆さんをはじめ、行政区や様々な方面からの要望・意見を大切にしたいという思いのもと、予算編成に臨みました。残念ながらすべての要望をかなえることはできませんでしたが、限られた財源を最大限に生かせる予算となりました。特に国の宝、町の宝とも言える子どもへの支援について、条件付きながらも給食費の一部助成を実施したいと考えております。

また、私のまちづくりの指針でもあります「牧場の朝のまちづくり」を進めるため各種の事業展開を検討していきたいと考えております。なかでも、鳥見山公園内にある牧場の朝の歌碑は建立から今年で40年目を迎えることからこれまでの事業を検証し、新たな魅力が発信できるよう町民の皆さんとともに検討していきたいと考えております。

さらに、この予算執行にあたりましては、より機動性のある組織体制が必要であることから、本議会におきまして、組織の改編の議案を提出させていただきました。具体的には、現総務課からまちづくり部門と財政部門を独立させて企画財政課とし、総務課内に危機管理部門を創設させるものであります。これにより鏡石町第6次総合計画のまちづくり目標の実現に向け、各種事業を効率的に展開していきたいと考えております。

それでは、令和5年度当初予算について説明申し上げます。

一般会計につきましては、63億9,000万円と前年比10%の減であり、全10会計の合計は、106億1,522万円と前年比10.7%減の予算となりました。一般会計における歳入の概要は、歳入全体の約25%を占める町税が、4.2%増の16億円となっております。固定資産税に伸びがあったことによるものであります。

地方交付税は、臨時財政対策債も含めて昨年比7.5%減の15億4,788万円余りとなっております。これは、普通交付税そのものは伸びておりますが、令和元年度の台風19号に伴う災害に関しまして3か年交付される特別交付税が終了したことに伴う減となっております。

また、町債については、健康福祉センター建設に伴う起債が減少することから、19.5%減の5億9,150万円となっております。令和5年度においても財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担に配慮しつつ、町債新規発行、基金の取崩しなどの措置により財源を確保したところであります。

一方、歳出面については、健康福祉センターや久来石行方蓮池線など建築・建設事業のほか、先ほど申し上げました学校給食の補助事業、寝たきり高齢者等介護手当支給事業などを展開しつつ、財源の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところです。

重点事業としては、今年8月に完成予定の健康福祉センター建設事業をはじめ、成田遊水地事業、駅東第1土地区画整理事業などの継続事業のほか、新規事業として、人口減少対策として、就労の場の確保と産業振興に向けた工業団地整備事業、唱歌「牧場の朝」の歌碑建立40周年の契機として、これまでのまちづくりを検証するとともに、新たな町の魅力アップのための唱歌「牧場の朝」リブランディング事業に取り組むこととしております。

また、第6次総合計画の基本目標達成に向けて、1つ目の「子育て・健康・福祉分野」としては、新規事業として学校給食補助事業、寝たきり高齢者等介護手当支給事業、出産子育て応援給付事業など、2つ目の「教育文化スポーツ分野」としては、新規事業として平成6年にオープンして以来30年近くが経過している鳥見山陸上競技場のトラック改修事業、継続事業として学力向上支援事業、幼児教育支援事業など、3つ目の「協働・コミュニティ分野」として、新規事業として、令和3年2月の福島県沖地震により被災した農村婦人の家の災害復旧として、農産物加工施設部分を撤去し、集会所として改修する集会所設置事業のほか、継続事業として、結婚支援事業など4つ目の「産業・観光分野」としては新規事業として、水田経営の規模拡大を行う意欲的な農業経営者の方に対して設備や施設に対して助成する水田農業経営規模拡大支援事業、継続事業として、令和5年度から本格的な工事が始まる県営高久田地区ほ場整備事業のほか、田んぼアート事業、地域産品リブランディングプロジェクトなど、5つ目の、「都市環境・地域防災・生活居住分野」として、鏡石駅東整備事業については、改めて東西自由通路を含めた駅東口周辺の整備に係る基本構想を策定するための調

査事業、継続事業として地域おこし協力隊事業、緊急浚渫・自然災害防止対策事業、社会資本整備総合交付金事業など、6つ目の「行財政・広域連携分野」として、昨年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されたことを受けてのDX推進事業、ふるさと鏡石ありがとう事業、マイナンバーカード交付円滑化事業など、これらの事業を取り組むこととしております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

諮問第5号から諮問第7号までは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員の方のうち今年6月末に任期満了を迎える3名の方々の推薦に対しまして法律により議会の意見を求めるものであります。

議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、従来条例で定められていたものが、法律に定められることとなったことによるものと、現行の個人情報保護条例及び情報公開条例において審査会に関する規定がありましたが、新条例においては規定がないため、この審査会の部分を条例化するものであります。

議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給に関する条例の制定につきましては、高齢者や障がい者（児）の方が寝たきり状態の者を家庭において介護している家族に手当を支給するものであり、議案第286号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第6次総合計画の目標達成のため、現在の総務課を企画財政課と総務課に分割し、企画財政課に企画調整部門と財政部門、総務課に総務部門と危機管理部門を設置するものであります。

議案第287号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鏡石町情報公開条例の中の情報公開審査会の規定について、前述の審査会の条例に移行したため、その部分を削除した条例に改正するものであり、議案第288号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の給与について、給料表を本年4月から改定するものであります。

議案第289号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び議案第290号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第291号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法律の改正により、基準の中に安全計画の策定などの規定を追加するものであります。

議案第292号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、出産育児一時金の支給額を1件当たり42万円から50万円に引き上げる改正であり、議案第293

号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部改正に伴う道路占用料額の改定であります。

議案第294号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、団員確保、組織強化のため団員の出勤報酬や団員報酬の改正であり、議案第295号 町道路線の変更につきましては、新規認定の3路線に対するものであります。

議案第296号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事変更請負契約の締結について及び議案第297号 鏡石町健康福祉センター建設工事変更請負契約の締結につきましては、両工事におきまして工事請負契約変更が必要となったため、議会の議決を求めるものであります。

議案第298号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）につきましては、町税の増額や国の補正予算対応及び事業完了による予算整理によりまして、1,713万4,000円の増額予算であります。また、今年度の繰越明許として、健康福祉センター建設事業をはじめ8件、総額3億5,164万7,000円の設定をするものであります。

議案第299号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の増による増額予算であり、議案第300号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましても、広域連合の納付金の増による増額予算であります。

議案第301号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国の第2次補正対応分の増額予算であり、議案第302号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきましては、積立金の確定による増額予算となっております。

議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、本年4月に企業会計となります両特別会計につきましては、現時点での予算整理を行うものです。

また、議案第305号から議案第314号までの10議案につきましては、令和5年度における各会計の当初予算案でございます。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき承認、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時10分

開議 午前 11 時 16 分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎事件の撤回について

○議長（古川文雄） 日程第 5、事件の撤回についての件を議題といたします。

提出者から発議第 8 号の撤回理由の説明を求めます。

3 番、吉田孝司議員。

〔3 番 吉田孝司 登壇〕

○3 番（吉田孝司） 令和 4 年 9 月 6 日に提出いたしました事件につきまして、次の事由により撤回したいので、鏡石町議会会議規則第 18 条の規定により請求するものでございます。

私が提出いたしました発議第 8 号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についてであります。これにつきましては、9 月定例会で提案いたしまして、ただいま継続審議となっている条例案でございます。この 3 月定例会におきまして、執行側からその趣旨が反映された新条例案及び予算案が提出されたため、私が提出いたしました発議につきまして撤回するものでございます。

なお、今後、執行側の新条例案が議会の中においても審議されると思いますが、私は賛成の立場からしっかりと審議してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（古川文雄） これをもって撤回理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

発議第 8 号の事件の撤回について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、発議第 8 号の事件の撤回についての件は許可することに決しました。

◎諮問第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第 6、諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） ただいま上程されました諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権委員は、4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび現委員であります竹内陽氏が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

竹内氏は、令和2年7月から1期3年間、委員としてお務めいただいておりますが、人格識見に高く、地域住民の信頼は厚く、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく議会の皆様のご意見を賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について適任者として推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本件は推薦することに決しました。

◎諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第7、諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） ただいま上程されました諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび高原芳昭委員が6月30日をもちまして任期満了となりますことから、高原氏の後任として、鏡石町不時沼223番地1在住の吉田賢司氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

吉田賢司氏につきましては、昭和56年4月から鏡石町役場に勤務され、平成22年4月の教育課長兼公民館長をはじめとして、議会事務局長、税務町民課長を歴任されており、行政経験が豊かな方であります。

人格識見高く、広く社会の実情に精通しており、人権擁護委員として最適任でありますことから、このたび人権擁護委員として推薦いたしたく議会の皆様のご意見を賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について適任者として推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本件は推薦することに決しました。

◎諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第8、諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついでにこの件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） ただいま上程されました諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび佐藤玲子委員が本年6月30日をもちまして任期満了となりますことから、佐藤氏の後任として、成田原町200番地在住の吉田寿美江氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

吉田寿美江氏につきましては、昭和57年から医療法人渡辺内科胃腸科医院の勤務をはじめ、令和元年まで公益財団法人会田病院に栄養士として勤務されました。現在は特別養護老人ホーム牧場の朝に勤務されており、人生経験豊かな方であります。

人格識見高く、広く社会の実情に通じておられることから、人権擁護委員として最適任であり、このたび人権擁護委員として推薦いたしたく議会の皆様のご意見を賜りますことをお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について適任者として推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本件は推薦することに決しました。

◎議案第283号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄） 日程第9、議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

今回の改正につきましては、令和3年5月にデジタル社会の進展に伴う制度の不均衡の是正等を目的としまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、令和5年4月からそれぞれの条例に代わり、法律による規定によりまして一元化されることになりました。

このため令和5年度から法律に基づいて個人情報保護に取り組んでいくこととなりますが、法において条例で規定することとされている事項や規定することが認められている事項が定めておりますことから、これらを条例として今回制定するものでございます。

次ページをお願いします。

第1条におきましては、本条例の趣旨が記載されております。

続きまして、第2条におきましては、法律第2条第11項第2号に定める地方公共団体の機関におきまして、本条例の適用となる町の行政機関を列記しております。

次に、第3条におきましては、本条例ではこれまで同様、閲覧のみの場合は手数料の徴収はしておりません。写しの交付等がある場合は、その写しの交付等に要する複写等の料金が実費として負担していただくと。

第4条におきましては、本条に合わせて制定する予定の鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例に定める鏡石町情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる事項を定めております。

諮問できる事項としまして、第1項としまして、本条例を改廃する場合、第2項としまして、保有個人情報の安全管理の措置を定める基準を定める場合、第3項としまして、個人情報の取扱いの運用を定める場合、第4項としまして、地方公共団体が保有する個人情報の適正な取扱いの確保をするために必要な場合を規定しております。

次のページをお開きください。

ここからが附則となります。

まず、附則第1条としましては、本条例の施行につきまして、法施行と同じく令和5年4

月1日としております。

次に、附則第2条につきましては、地方公共団体の個人情報保護制度については、令和5年4月1日から法による一元的な管理が適用される。このことによりまして、旧条例が廃止されるということになっております。

次に、附則第3条におきましては、旧条例廃止に伴う経過措置を定めております。

次に、第4条につきましては、鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正するという形でございます。内容につきましては、管理により保有する個人情報につきましては、法律の定めによりまして、個人情報の該当する旨を規定し、個人情報の取扱いについては旧条例から個人情報保護法に変わるという形で改正されるものでございます。

次に、附則第5条につきましては、旧条例の廃止に伴う経過措置を定めております。旧条例による指定管理していた者は、旧条例廃止後も守秘義務は持続されると、継続されるということをお定めているところでございます。

以上、議案第283号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうから個人情報の保護に関する法律施行条例についてお尋ねを申し上げます。

これまで町の中の条例で定められていたことを、今回の法律改正に伴って、法律による一元化ということで、改めて条例を制定することだというふうに認識しております。私は、そういった形骸的なことではなくて、中身についてちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。

といいますのは、私も議員として1期目のことだったと思いますが、いわゆる税の個人情報、税情報、納税情報についてのお尋ねを当時の町長及び税務町民課長にお尋ねをしたわけですが、まず今般の条例制定に当たって、例えばそういう税の個人情報、個人の税の情報、納税情報等を仮にも第三者に漏らした場合にどういうふうな扱いになるのか、要するにそういった罰則規定が厳格化されて、厳しくなっているのかどうか、そういったところをどのような形になっているのかお尋ねしたいというふうに思います。まず、お尋ねをしておきます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

個人情報保護に関する条例の施行条例及び法律については、全般的な個人情報の保護の執行機関に対する決まりが定められているというところがございます。ご指摘のように、仮に我々地方公務員が万が一税情報のみならず、いろんな法律の個人情報に対して漏らしたということについては、それ以前に、この法律以前に、地方公務員法なり、自治法、法律等によって定めておりますので、地方公務員法におきます守秘、漏えいのことはしてはならないという形もございます。それについては、処分等の罰則規定もございますので、そちらのほうをまず第一義的かなど。こちらの法律等については、やはり罰則規定はございますが、今の時点でそちらのほうは適用されるということではなく、まず第一義的には地方公務員法かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかにありますか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、問題は、この前の税金の個人情報が漏れたということで、町長も、私、そのときはいなかったんですけど、その後に町長の責任ではないかということと言ったんですが、私は何も知らない、こういうことで終わっております。だから、今、総務課長が言うとおりの原則は多分それは我々も知っているんですけど、それが漏れたときに、私は知らないとみんなが言ったらば、これは何にもならないんです。

だから、その場合の責任関係というのをきちんとしておかないと、例えばそういうものが漏れた場合は最終的にですね、例えば税務課の情報が漏れたのだから、税務町民課長とか、あるいはその上に立つ町長がしっかりとした責任感といいますか、責任の在り方といいますか、きちんとした仕組みをやはり常に町ははっきりしておかないと、私は知りません、それで終わっちゃったんです。税金の個人情報が流れて、特定の議員に対して議員辞職勧告決議なんていう、とんでもない決議をされたんですけども、何ら誰も責任取らないで終わっちゃったんですね。

これはその前の長田町長の時代なんかは、何かあれば町長の責任が問われて、町長は減俸されて、長田町長なんかは何回減俸されたか分からないですね。けども、遠藤町長になつては、何も責任を取らないで終わっちゃっているんですね。その辺の責任の所在というか、そういうものをひとつここで町長からでも決意を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

この個人情報保護に関する法律施行条例と、また改正された個人情報保護に関する法律等に関する包括的な話というふうに承りまして、いずれにしましても、その原因を追及はしなければならないと思っています。追及がされれば、それなりの処分なり何なりを検討するための委員会等に上げられまして、それなりの処分が決定されるという形になります。その内容の軽重ではないですが、漏れるということ自体が重いこととございますけども、その内容によりましては、やっぱり上司である課長なり、副町長、町長への波及効果というのは当然なされるものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありますか。

3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 再質疑をいたします。

先ほど11番の円谷議員からもご質疑があったのですが、これは前町長の、町長と言っちゃうと、今の木賊町長と勘違いしちゃうと困っちゃいますから、そうじゃなくて、前町長時代のこれは大問題だったと私は認識しております。

私も税の個人情報漏えいについて、いろいろ質疑をして、最終的に当時の遠藤町長が言ったのは、「私は職員を信じているから」という、それが最後のとどのつまりの答弁だった。結果的に漏れたか、漏れなかったかは、それは迷宮入りしたということで、調査すらしなかったというのが結末でありました。要するにですね、私も理論的に質疑をしておりますが、最終的にそういう感情論で逃げられたというのは、私は本当に議員として残念だったと、真剣に質問している側としては本当にちょっとがっかりしたような覚えがございます。

ぜひですね、個人情報の保護、今回新しい条例が制定されるに当たりまして、こういったことを町民、条例を制定するということは町民に対して公布して、町民に理解を求める。そしてまた、町の機関で、ここに町長、教育委員会、選管、監査委員、農業委員会、固定資産等々というふうに書いてありますけども、こういった方々のそれぞれの職員に対して、しっかりと理解をさせなければならないというふうだと思っております。

ですから、この辺のどういうふうにして理解をさせていくのか、あるいはそのような綱紀粛正といいますか、個人情報の保護に対する取組、その辺を実際にどうするのか。これはこういう条例制定をして、ただ単なる形骸化で終わるわけではなくて、それを徹底しなければ意味がありませんから、その辺の対策をどのようにお考えになっているのかお尋ねしたい。

もう1点、併せてお尋ねしたいのですが、これは今回個人情報の保護であります。個人情報

報の保護というのは、今申し上げたように、それぞれの職員の方々がいわゆる機密的な要するに外に漏らさないで職務に当たるとのことだと思いますけども、よく執行のほうにいろんなことをお尋ねしますと、これは内部情報だからと、内部で決めることだというふうなことをよくお答えになるんです。はたまた私らから見れば、内部だと言うんですけども、個人情報には確かに職員の方々がそれぞれが持ったものはそれぞれの中でとどめおくものだと思うんですが、内部情報というのは、それは何なんですか。

例えばいろんなことを聞きます。この前、入札関係のことをお尋ねしました。確かにそれは出てきたら困るようなことも、もしかしたら前の町長の頃はあったのかもしれないけども、今の木賊町長になってからはないと私は信じていますから、そのようなことがどのようなことが内部情報なのかと。個人情報を私は内部情報だと思っていいんじゃないかと理解しておりますけども、執行側で内部情報だと言って、我々議会に説明していただけないことは、これは個人情報なのか、はたまたどういった情報だから内部情報というふうにおっしゃるのか。

私は、町民の福祉に資する、あるいは町民の生活に資するものであれば、これは公開してしかるべきだと。むしろ個人情報保護でなくて、これは情報を公開しなければならないというふうに考えておりますから、その辺の内部情報とは何たるものかというものをしっかりとお示しいただきたいというふうに思います。

そういったものについても、できればですね、本当に私としましては、いわゆる隠し事をしないで、議論していくと。町長がおっしゃる行政の見える化というのは、こういうことじゃないのかなと。もちろん個人情報保護にはしっかり頑張ってやらなくちゃならないという気持ちも分かるんですが、そうでないものについては、私はむしろオープンにして、議論していくというのが私は本当の行政の見える化ではないのかなというふうに思うのですが、その辺の見解をお尋ねいたします。2つの質疑で、2つの内容がございますので、それぞれ答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の再質疑につきましてご答弁申し上げます。

この法律施行条例と保護条例の解釈の中でのご審議という形でご答弁させていただきますが、対策につきましては、こちらにつきまして法律が施行されまして、個人情報を1,000件以上持っているというようなところ、この線引きはなかなか難しいのですが、そういうところの関係各課とは事前に相談しておりまして、それが対象になるかどうか、この次の審査会条例とかも含めまして、対策のほうはしております。これが成立した場合におきましては、やはり情報の漏えいということに対しましては、地方公務員の最低限の義務というか、やっ

ちやいけないことですので、そちらのほうにつきましては鋭意知らせるつもりでございます。

2番目の内部情報、私もなかなか使ったことがないので、分からない、何とも答弁しようがないのですが、内部情報、役場の中で内部情報といいますと、不確定情報なり、そういう部分も多大にあるのかなど。例えば何々課のほうでこういう施策を今検討しているんだという話を話しちゃいますと、じゃやるんだなというようなうような直結しますし、幾ら幾らにしたいんだとかというのも、じゃ絶対その金額なんだなというふうになっちゃうと、なかなか内部でも審議が続かないところもあるのかなというふうな感じでございます。もちろん決まったこと、決めたいことにつきましては、できるだけ皆様に公開しながら、議員の皆様と討論というか、お話をし合いながら、この金額では安いんじゃないか、高いんじゃないか、そこはおかしいんじゃないかという話は鋭意進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 再質問させていただきます。円谷寛ですが、簡単に言えば、今、吉田孝司議員が言った個人情報との境目が問題だと思うんです。だから、誰々が税金を滞納しているということは個人情報だが、税金の滞納がこれだけあるというのは、私は一般情報だと思うんです。その辺の区別を公務員の皆さんにはきちんと区別、分けていただいて、一般情動的な例えば税金の滞納額がどれくらいあるかとかというのは、私はそれは公表すべきだし、そして誰々がこれだけ税金を滞納しているなんていうのは、これは個人情報だから漏らしてはならない。

前回私が言った話は、議員がかなりの責任があるんですね。指導した議員に私は相当な責任がある。これは町長と親しい議員がやったんですけども、町長室にいつも入り浸っていた議員なんですけど、今は辞めていないんですけど、そういう情報を基に特定の議員を、反対派議員を排斥しようとして、議員辞職勧告決議を出したんですけども、こういうことは単なるうわさではできないんですね。

ですから、私は、これはどこから漏れている。それは担当課長だか、町長だか、分からないですけども、そういうところから漏れているということで大変問題だというふうに、私がそのときはいなくても後から遠藤町長に質問してきたんですけども、その辺の区分けをですね、一般情報と個人情報の区分けを公務員の皆さんにはぜひきちんとしていただきたい。個人情報で特定の議員を排斥しようとした議員は、まさにこれは言語道断なんですけれども、それをやっぱり何かの形で情報を提供したのは執行の側にあったというふうに私は思っているわけです。ですから、個人情報と一般情報の区分けを公務員の皆さんにはきちんとお願い

したいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件は、質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第283号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第284号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄） 日程第10、議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は8ページをお開きください。

このたびの制定は、個人情報の保護に関する法律が改定されたことによりまして、鏡石町個人情報保護条例が廃止され、鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例が制定される予定でございます。このため旧保護条例に制定されておりました鏡石町個人情報保護審査会と鏡石町情報公開条例に設置されております鏡石町情報公開審査会を統合するための条例でございます。

次のページをお開きください。

まず、第1条につきましては、鏡石町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続について定めておるところでございます。

次に、第2条につきましては、統合された審査会の設置目的及び名称を定めたものでござ

います。

次に、第3条につきましては、本条例におきます用語を定義したものでございまして、1号としまして、諮問庁は町の機関及び議会と定めております。

2号としましては、公文書は情報公開条例が定める開示請求に至る公文書と定めております。

3号としましては、保有個人情報とは行政機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であり、行政機関が組織的に利用するものとして保有しているものでございます。議会につきましては、議会の事務職員が同様に保有しているものでございます。

次のページをお願いします。

第4条につきましては、審査会の所掌する事項を定めるものであります。

第1項では、情報公開条例における行政不服審査法の規定によりまして審査請求等があった場合、第2項では、個人情報保護法における開示請求等の審査請求があった場合、第3号では、新保護条例におきます個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、第4項では、議会個人情報保護条例におきます開示請求等の審査請求があった場合、第5項では、議会個人情報保護条例における個人情報の適正な取扱いの確保に関する条項について、それぞれ諮問するというものでございます。

次に、第5条、第6条、第7条につきましては、委員会におきます規定で、それぞれ委員数、任期等、会長の互選などについて規定するものでございます。

次に、第8条につきましては、審査会の審査審議はこの条例に基づき実施するものと定めております。

次に、第9条におきましては、審査会は審査請求事件において必要のある場合、諮問庁である町に対して必要な個人情報の開示を求めることができる。その場合におきまして、諮問庁に対して指定した方法で資料の請求を求めることができるというふうに規定しております。

次のページをお願いします。

第10条におきましては、審査会は請求審査人等に口頭で意見を述べる機会を与える規定であり、第11条におきましては、審査請求人等は審査会に資料を提出することができ、審査会は提出期限を定めることができる規定でございまして。

第12条におきましては、審査会に提出した意見等は、ほかの審査請求人等に送付するものとします。その場合におきましては、審査会は提出した審査会請求人の意見を聞くことができる。

第13条につきましては、審査会の調査審議は個人情報を取り扱うため非公開とする規定でありまして、第14条につきましては、審査会の答申書につきましては請求人に提供し、その内容は公表する規定でございまして。

次のページをお願いします。

12ページ、15条におきましては、新保護条例第4条に規定する諮問に応じまして、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を遂行するため、必要がある場合には町の機関、町の機関以外の者、議会に対して協力を求めることができる規定でありまして、第16条につきましては、審査会に必要な事項は規則が定めることを委任する規定でございます。

17条におきましては、委員が職務上、知り得た秘密を漏らした場合、罰則を適用するものであり、その職を退いた者も同様であるというふうに考えております。また、町外においても適用されるというような規定でございます。

続きまして、附則になります。

第1条で、条例の施行日を本年4月1日とすること、第2条で、条例施行前から準備行為として審査会の委員を委嘱することが可能であること、第3条では、施行日以前に旧情報公開審査会の諮問が終えていないものにつきましては、施行日に審査会に諮問されたものとみなすための経過措置でございまして、さらに旧情報公開審査会の委員の守秘義務についても継続するというふうな規定でございます。

最後に、第4条としましては、本条例の影響で改正が必要となります特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、委員の名称を変更するものというところでございます。

以上、議案第284号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件は、質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第284号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決まら

た。

ここで議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時56分

開議 午後1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第285号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄） 日程第11、議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） ただいま上程されました議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書14ページをお願いします。

このたびの鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定につきましては、寝たきり高齢者、障がい者、障がい児を介護する家族等の介護者に対し、介護の労をねぎらうとともに、介護意欲の高揚と経済的負担の軽減を図ることを目的とし、介護手当の支給方法等の規定に関する条例を制定するものであります。

次のページをお願いします。

鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についてのご説明を申し上げます。

第1条は、寝たきり高齢者等に介護手当を支給する目的について規定し、第2条では、寝たきり状態の要件を規定し、第3条では、介護手当の支給を受ける者について町長が認定することを規定し、第4条では、介護手当の額及び支給時期について規定するものであります。

16ページをお願いします。

第5条は、介護手当を受ける者が介護要件を欠くことになったときの届出について規定し、第6条では、虚偽等不正な手段により介護手当を受給した者に対し返還させることを規定し、第7条では、条例の施行に関して別途規則で定める委任規定を設けるものであります。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第285号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま上程いただきました議案第285号であります。先ほど私、自ら発議した議案第8号、これを撤回いたしまして、この条例の提出を待って、これに賛同したいというふうにいづれ思っておりますけれども、その前にこれまで全協等で質疑させていただいた点、もう一度振り返ってお尋ね申し上げたいと思います。

まず、私もなかなか在宅医療、在宅介護の仕事をしておりますけれども、実際この制度で該当となる想定人数、そしてまた新年度の予算、今後説明あると思いますが、大体どのぐらいの金額を見込んでおられるのか、その辺をご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

暫時休議します。

休議 午後 1時06分

開議 午後 1時06分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

このたびの寝たきり高齢者等の介護手当の予算、中身でございますが、人数につきましては、高齢者につきましては107人を見込んでおります。また、障がい者、障がい児に関しては30人ということで、合計で137人を見込んでおります。それに伴いまして、予算の合計額でございますが、この支給事業の合計額ですが、1,670万円ほど新年度予算で計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件は、質疑ま

でとし、会議規則第36条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第285号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第286号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第12、議案第286号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第286号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

今回の改正につきましては、昨年4月から始まりました鏡石町第6次総合計画の計画進行に関しまして、より機動性のある組織体制が必要であることから、今回組織の見直しをさせていただくものでございます。

次のページをお開きください。

具体的には、第1条にありますように新たに企画財政課を設置しまして、第2条にありますように現総務課からまちづくり部門と財政部門を独立させまして、企画財政課とするものでございます。

また、本条例改正には明記されておりませんが、本条例改正と同時に規則のほうも改正する予定でございます。その中で新たに設置する企画財政課の特記すべき業務としては、工業団地に関することを追加いたします。

また、総務課内に総務グループのほか新たに危機管理グループを創設し、頻発されると言われている災害に対して町民の皆さんの安全・安心をできる限り担保することができるようにしていきたいと考えております。

以上、議案第286号につきまして提案理由のご説明をいたしました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第286号 鏡石町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第288号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第13、議案第288号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第288号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は23ページをお願いします。

会計年度任用職員の給与につきましては、町職員の給料表を準用しております。町職員の給料表につきましては、昨年の福島県人事委員会勧告を準用しまして改正済みであります。そこで、今回、職員の給料表に準拠する形で会計年度任用職員の給料表、別表1を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

別表1をこのように改正いたしまして、施行につきましては本年4月1日にするというこ

とでございます。

以上、議案第288号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま提案された議案につきまして質疑をさせていただきます。これも全員協議会等々でよくご説明いただきましたので、重ね重ねの質疑になるかもしれませんが、教えていただければというふうに思います。

我が町の職員、今、合計103名というふうにお聞きしておりますけども、会計年度任用職員等々も含めて、そういった職員の数、そしてまた町内外の別、あるいは男女性別の別等々、内訳を教えていただければ、要するに職員構成を再度教えていただければと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

職員数につきましては、103名というのは今年の4月1日現在になる予定の人数でございます。会計年度任用職員につきましては、現在84名の方が在職しております。町内外につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、回答につきましては差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） これですね、私が言う立場ではないですが、正職員103の町内外の内訳は、町内が63、町外が40というふうに前回説明を承っております。あと、先ほど申し上げたように男性、女性の別、今はこれはそういう性別で語る時代ではないかもしれませんが、その辺の事情ですね、やはり職員構成、説明いただければというふうに思いますので、これは基礎的なことですから、ぜひお答え賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄） 暫時休議します。

休議 午後 1時15分

開議 午後 1時19分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

3番議員、吉田孝司議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の再質疑につきましてご答弁申し上げます。

大変失礼しました。

職員につきましては、先ほどの103名は、先ほど申し上げましたように来年度4月1日現在の現在数で予定でございます。現在の職員は100名、町内が64名、町外が36名でございます。男女比につきましては、男性が74名、女性が26名でございます。

会計年度任用職員につきましては84名、町内、町外ともに42名でございます。男女比につきましては、男性が23名、女性が61名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第288号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第289号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第14、議案第289号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） ただいま上程されました議案第289号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書27ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、令和5年4月1日付で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、利用乳幼児の安全確保のための計画策定、移動のための自動車を利用したときの乗車・降車の際の乳幼児の安全確認、社会福祉施設を併せて設置する際の職員の配置基準の緩和、懲戒に係る規定の削除、感染症及び食中毒予防、蔓延のための研修、訓練等の実施についての規定を改正により、町条例の一部を改正するものであります。

28ページをお願いします。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に2条を加える。

第7条の2は、乳幼児の安全確保のための計画策定や訓練の実施、その内容を周知するものであります。

第7条の3では、自動車の運行に関し利用者の安全確認の実施方法、当該自動車にブザー等、乳幼児の安全設備を規定するものであります。

10条につきましては、職員配置の緩和のものでありまして、文言の変更でございます。

第13条では、懲罰の権限内容の禁止についての廃止するものでございます。

第14条第2項では、感染症等予防対策としての具体的に規定したものであります。

29ページの附則につきましては、第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行する。2条につきましては、改正後の第7条の3第2項の規定については、自動車に設置するブザー等の設置は困難な事情がある限り、令和6年3月31日まで延長することができるものでございます。

以上、議案第289号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第289号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第290号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第15、議案第290号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） ただいま上程されました議案第290号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書30ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、令和4年12月16日付、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行令の施行に伴い、懲罰に係る権限の濫用禁止の規定を削除されたため、町条例の一部を改正するものであります。

鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条、削除。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第290号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第290号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第291号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第16、議案第291号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） ただいま上程されました議案第291号 鏡石町放課後児童健

全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書31ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、令和5年4月1日付で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、利用者の安全確保のための計画策定、利用者の移動のために自動車を利用したときの安全確認、業務継続計画の策定、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練の実施をすることの規定が改正されたため、町条例の一部を改正するものであります。

32ページをお願いします。

鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第6条の次の2条を加える。

6条の2は、利用者の安全確保のための計画策定や訓練の実施、その内容を周知するものであります。

第6条の3では、自動車の運行に関し利用者の安全確認の実施方法等を規定するものであります。

第12条の2では、災害等発生時の業務継続計画の策定の規定を、第3項では、感染症等予防対策としての具体的に規定したものであります。

33ページをお願いします。

附則につきましては、第1条にあっては、この条例は令和5年4月1日から施行し、2条では、改正後の第6条の2の規定の適用については令和6年3月31日まで努力義務とするものであります。

以上、議案第291号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 今ほどの33ページの附則の「講じなければ」とあるのが「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とありますが、この「講じなければ」というのを「努めなければ」というふうにするとありますけど、その微妙な違いというのがちょっと分からないのですが、どのような違いがあるのでしょうか

か。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

33ページの附則の2つ目の中ほどの文章でございますが、「講じなければならない」と、あと「講ずるよう努めなければならない」という意味の解釈でございますが、「講じなければならない」ということにつきましては、実施しなければならない、実施するというような内容でございます。あと、「講ずるよう努めなければならない」というのは、実施するように努力する、実施に向けて、実施できるように準備をなささいという、そういった意味合いでございます。いわゆる努力義務というようなことで解釈をしております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第291号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第292号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第17、議案第292号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま上程されました議案292号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、健康保険法第101条等において、政令が改正されたことに伴い、出産一時金において引上げをする必要があることから、規定の整理を行うものです。

議案書34ページをお願いします。

第6条中の42万円に8万円を増額し、50万円に改めるものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上、上程されました議案292号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第292号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第293号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第18、議案第293号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第293号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の道路法施行令の一部を改正する政令において、道路占用料について改正され、福島県道路占用料徴収条例もこれに合わせ改正されたところであり、町条例においても、国・県に準拠した内容で一部を改正するものであります。

36ページになります。

鏡石町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものです。

別表中、法32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱1本につき1年480円に改めるから始まりまして、以下、39ページの政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物まで占用料を改正するものです。

附則としまして、施行期日については令和5年4月1日から施行するものです。

以上、議案第293号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第293号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第294号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第19、議案第294号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第294号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書40ページをお願いします。

現在、我が町におきましても、全国的にも消防団員の数は年々減少し続けております。これを受けまして、総務省消防庁におきまして検討会が立ち上げられ、報酬などの手当等の検討がなされてきました。これを受けまして、このたびの改正となっているものでございます。

改正文につきましては、議案書の41ページをお開きください。

第10条第2項におきましては、文言の改正でございます。

15条第1項におきましては、報酬の名称の変更でございまして、いわゆる従来の団員の報酬については年額報酬、災害などの出動時の出動手当につきましては出動報酬にそれぞれ改正するものでございます。

第2項では、団員の報酬が、第3項では、災害等で出動したときの出動報酬の額がそれぞれ改定されます。

第4項、第5項におきましては、それぞれの支払いの方法が明記されているものでございます。

第16条におきましては、文言の整理でございまして、旅費の支給に関しましては変更はございません。

第17条につきましては、旧出動手当に関する条項ですので、そのまま削除させていただきます。

次のページをお開きください。

第2表が年額報酬の金額でありまして、今回の変更につきましては、下から3番目の機械要員以下が改正されております。機械要員が年額3万円から3万7,500円に、ラッパ手が年額3万1,000円から3万8,500円に、通常の団員につきましては年額2万9,000円だったもの

が3万6,500円にそれぞれ改定するものでございます。

続いて、第3表でございます。こちらが災害出動時の報酬の表でございます。

改正点につきましては、災害出動時の改正前につきましては、1回につき1,600円であったものが、出動時間に応じて細分化されまして、2時間未満で2,000円、さらに4時間未満で4,000円、7時間未満で7,000円、7時間以上で8,000円とそれぞれ改定するものでございます。

また、警戒・訓練出動及び機械整備設備出動時及び機能別団員の啓発活動につきましては、それぞれこのような形で増額されるものでございます。

附則としまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第294号につきまして提案理由の説明をいたしました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうからは簡単な質疑、別表第2を拝見しますと、報酬の額が区分ごと、団長以下出ているわけですが、上から見ると、今回改正といいますが、年額が増えたことは私も大賛成なんですけど、機械要員が3万7,500円、ラップ手が3万8,500円という形で、要するに金額順に並んでいないと。上から順に金額順に並んで、規則正しく並んでいるものが、ここが順番が逆になっているということに気づくと思うんです。この理由は何なのか。私はちょっと消防のほう分からないものですから、ちょっとよく教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑に答弁申し上げます。

別表第2に団長以下、ずっと下まで団員という形になっております。こちらのほうはいわゆる身分というか、階層別の順位でありまして、身分的には要するに団長が一番偉いという言い方も変ですけど、上位職にありまして、普通の団員が一番下にあるという形で並んでおります。

報酬の額につきましては、ここに言うラップ手という方は、要するにラップ隊って、消防でファンファーレとか流す隊員がいると思うのですが、そちらのラップ手として、本部づけ

の訓練もしなくちゃいけないので、区分としてはこのようなランキングなのですが、報酬としてはラッパ手で自分の分団とあと本部のラッパ隊も兼務しておりますので、金額についてはそこをちょっと多めにしているというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第294号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第295号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第20、議案第295号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第295号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書43ページをお願いいたします。

このたびの町道路線の認定につきましては、民間開発により整備された後、町に移管された道路の認定を行うものであります。

路線の認定が3路線でありまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求め

るものです。

認定、番号1、路線名、笠石567号線、起点、旭町278番13先、終点、旭町278番21先、延長106.0メートル、幅員6.0メートルから13.0メートル、以下、2路線で記載のとおりであります。

以上、議案第295号につきまして提案理由を申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第295号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第296号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第21、議案第296号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案296号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事変更請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。

今回の工事につきましては、令和4年6月議会において議決いただきました請負契約でございます。敷鉄板枚数の増、フェンス等の撤去処分、水中ポンプの設置等を追加するものであります。請負額471万9,000円を増額したく、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事。

2、契約の金額、変更前9,449万円、変更後9,920万9,000円。

3、契約の相手方、福島県須賀川市岩渕字明神前141番地の1、株式会社渡辺建設、代表取締役、渡辺正広。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま都市建設課長さんから上程されました調整池の工事変更請負契約の締結についての議案であります。全員協議会で2月21日の定例全協の中でも私からもいろいろ質問させていただきまして、具体的に端的に申しますと、今回の変更契約、仮にもです、今回、渡辺建設さんだったわけですけども、ほかの業者さんがやったとしても、これだけの変更が必要になったということで理解してよろしいのかどうか、その辺端端にお尋ね申し上げます。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の調整池の工事につきましては、およそ3メートル掘り込んで実際工事をするものでございます。ですので、実際3メートル掘り下げるまで、その地盤の硬さでありますとか、また水の湧き方があるのかどうか、そこら辺は掘ってみないとちょっと分からないような状況でございました。ですので、今回の工事につきましては、どの業者の方が施工した場合におきましても、取りあえずは3メートルの掘ってみて、どのような状況であるかを確認して

からの工事となりますので、今回のような変更があるということが予想されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今回の質疑、答弁、分かりました。理解いたしました。

もう1点お尋ねしたいのは、本当は今年の6月議会で本当はよく聞いておかなかつたんですが、私も議員に復帰したばかりで、ばたばたして、あまりお聞きできませんでしたので、お聞きしておきます。

今回この工事変更の目的の一つでもありますように、この調整池からいわゆる隣の二池のほうに水が流れやすくするというふうな工夫もされると、水中ポンプを設置してやるというふうにお聞きしております。この調整池から二池までの水の流れ、流路は分かったのですが、実際に調整池はどのようなところから水がたまってきて、そしてまた調整池、二池、そしてその後、どんなふうに流れていくのかお聞きしたいなというふうに思っています。というのは、例えば旭町地区には梨池もあります。梨池も、ちょっと私、詳しく分からないんですけども、その辺の流路、これについてしっかりお聞きしたいなと思っています。

というのは、駅東の土地区画整理事業を推進しますと、要するにこういった二池なり、梨池なり、そういったところの水がどんどん増えて、やはりこれが全部成田のほうに流れていくんじゃないかという中で、特別委員会の中でもさらに詳しく聞こうと思っておりますが、その辺の水の流れというものがもう一回しっかり、きれいなといいますか、ちゃんとはっきりしておく必要があるのかなと思っておりますので、その辺簡単に結構ですので、水の流れ、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

今回整備します調整池でございますが、第5号緑地、これにつきましては今現在、整備を進めております健康福祉センターの周辺、いわゆる第3工区と呼ばれるところ、これの一部がここに流れ込むという予定でございます。また、一部田んぼが残っておりますので、用水として田んぼで使われたものの落ち水等もここに入るという流れでございます。

先ほど議員おっしゃいました梨池のほうでございますが、梨池には既に完了しております第1工区の水が主に梨池のほうには流れているということでございまして、今回の第5号緑地につきましては、第3工区の水がここに集まって、第1工区及び第3工区、どちらも行く行くは梨池下排水路という鳥見山の近くを通る排水路に入りまして、行き先は諏訪池、諏訪

池の先は諏訪池川、さらに鈴川に合流して、阿武隈川まで行くという水の流れになってございます。ということで、行く行くは成田のほうにみんな向かって行って、阿武隈川に流れるという水の流れでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第296号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（古川文雄） 挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため5分間休議します。

休議 午後 2時01分

開議 午後 2時06分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第297号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第22、議案第297号 鏡石町健康福祉センター建設工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） ただいま上程されました議案第297号 鏡石町健康福祉セン

ター建設工事変更請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書45ページをお願いします。

このたびの変更請負契約につきましては、令和3年12月議会におきまして議決いただいて、令和3年12月15日付で工事請負契約を締結いたしました鏡石町健康福祉センター建設工事で、利用者の利便性向上と災害時の避難所としての利用を考慮し、外構工事として、駐車場の舗装の舗装面積の拡張、フェンス、公用車車庫、電気自動車の充電設備等の追加工事のために建設工事請負に変更が生じたため、増額の工事請負変更契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、契約の目的でございますが、鏡石町健康福祉センター建設工事。

2、契約の金額、変更前が13億3,650万円、変更後が15億95万円、差引き1億6,445万円の増額でございます。

3の契約の相手方ですが、福島県須賀川市岩渕字明神前141番地の1、株式会社渡辺建設、代表取締役、渡辺正広でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今回の健康福祉センターの工事変更についての議案について質疑いたします。

これにつきましては、令和3年12月に13億何がしということで入札されたと、落札ですね、業者に決まったということですけども、このときはそれこそ私は議員ではありませんでしたので、そのときの議事録をインターネット、PDFから見て、持ってきました。

ちょっとお尋ねをします。このときは制限付一般競争入札で渡辺建設が取ったんですけども、まず1点、このときの7社、円谷寛議員がただして、7社のそれぞれの金額を出してあるわけですが、そのときの最低落札価格は幾らだったのか、聞いてないみたいなので、ちょっとその辺どうだったかお尋ねしたいというふうに思っています。

そしてまた、先ほどの都市建設課長さんにも質疑した内容と同じく、恐らく同じような答弁が返ってくるんだと思うのですが、これはどこの業者がやっても同じくこういった変更が必要になったんだと思うんです。ですから、その辺はどうか、執行はどういうふうに考えて

おられるか、その2点、まずお尋ねを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

1点目ですが、令和3年12月におきまして、契約の締結の議案を上程し、議決をいただいたものでございますが、このときに最低の落札者という、議事録には明示はしておりませんが、7社のうち渡辺建設が一番最低価格で落札したものでございます。消費税抜きでございまして、消費税抜きの入札価格が12億1,500万円でございます。ほかの6社から比べれば一番最低の価格であるということでございます。

2つ目のこの変更につきましては、駐車場とか、あとはフェンス等の増の内容でございまして、どの会社が請負になっても、この変更はあったということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私は不勉強で申し訳ないです。入札とか、そういう関係、分からないものですから、もう一度お尋ねします。単純な話です。昔の話ですね、遡ってもいいのかわからないんですけども、ただ大きな町の事業ですから、万が一ですよ、このやったことが結局例えばやってはならないけど、例えば談合とか何とか、そういう話になったんでは困るので、私はちゃんと明らかにしておきたいなと思っております。特に私、このとき議員じゃなかったんで、ただす方法がありませんでしたので、もう一度聞きます。

7社入ったんですけども、一番安いところが12億何がして渡辺建設が取ったと。例えば11億円でも、10億円でも、9億円でも、それでも取ったんですか、私はそれを聞きたいんです。ぎりぎりのラインはどこなんだというの、私、それを聞きたかったんです。前も円谷寛議員、今日これから質疑するかどうか分からないですけども、やっぱりですね、このとき何言っているかという、やっぱりいつも反対している制限付きの一般競争入札になっていますねと言っていますよ。やっぱり心配しているんだと。不正が入りやすいですよ。会津美里の町長もこれで駄目になったんですよと書いてあるんですよ。

万が一先ほど申し上げたようなことが本当にあったとすれば、それはゆゆしき問題だし、幾ら町長が辞めたからといたって、いつまでも責任取らなくちゃならないんですよ。だから、私はそこをちゃんと教えてくださいと。かといって、それを例えば教えられないとす

れば、その教えられない理由は何なのか、それこそ個人情報、あるいは秘密事項ですか。必ずそこにボーダーラインがあったはずなんですよね。なければ、入札にならないですから。その辺どうなっていたのかという事実を私はお尋ねいたしております。

以上、再質疑といたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

この建設工事に当たっての入札の関係でございますが、制限付一般競争入札ということで入札を執行させていただきました。予定価格の設定と、これにつきましては最低制限価格を設けまして、入札に付したところでございます。最低制限価格以下の業者は、この入札ではございませんでした。渡辺建設が一番最低価格で落札ということで決定したものでございます。

最低制限価格につきましては、たびたび議会でも質疑、答弁ということで話題になっておりますが、国・県、それぞれのルールにのっとりまして、町も入札を執行しております。そういったもので最低制限価格を設定して、入札に付したわけですが、議員のおっしゃる談合等、そういった懸念する材料はこの入札についてはございませんでしたので、令和3年の議会においても契約の議決をいただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっと質問させていただきます。円谷ですが、今回の工事の変更契約については、外構工事といいますか、課長も説明したように駐車場とか、緑地とかの計画は新たに加わったものだと思うのですが、先月の全員協議会で頂いた説明資料の中に、そのときに角田議員、この建設工事に大変明るい議員ですが、この中で出た質問の中で、資材及び部材の変更ということで、建築確認申請の指示による工事資材及び部材の変更等に伴うものということになっていて、鉄筋工事及び鉄骨工事等の修正に伴う変更ということですか。これに対して角田議員から、これは考えられないことだと。こういうことで耐震問題、問題ないのかということが出されているんです。

ですから、こういう設計の基本の基に関わる問題で、入札が終わってから工事を変更するという事は少し問題だと思うんです。入札を対等な立場で競争して、そして一番安い価格で落札したと。その工事の内容に資材とか部材の変更がその後あったからといって、変更契約で経費が上積みになっていくということは、果たして公正公平な入札が行われたのかとい

う疑惑が湧くんです。

ですから、これは執行側に毅然として構えてもらわないと、こういうことを見落としたりしたのは、設計の業者に問題があるのか、工事業者に問題があるのか、分からないですけど、いずれこの辺でちょっと責任を感じてもらわないと、入札はやりました、でもこういう問題がありましたと言われると、入札が終わってから、また金額がかさ上げされていくとすれば、入札の本来の競争入札という制度そのものの根幹に関わる問題だと思うんです。

ですから、こういうことを安易に執行が認めていくことは、私はまずいんじゃないかと思うんです。この場合、例えば設計業者に問題があったのなら、設計業者の責任を取ってもらわないとならないし、工事業者がこういう手法を使っているとするならば、これはまた問題だと。この辺について、もう少し執行は業者に対して厳しく対応すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1つ目、1点でございますが、このたびの変更契約の理由としましては、先日、全協において確認申請のときの指示事項というようなことをご説明申し上げました。今回につきましては、設備工事等ということに含めましてご説明申し上げましたが、改めまして、建築確認のときの指示事項によりまして、鉄骨等の変更を今回も計上しております。この計上に当たっては、鉄筋につきましては、当初の設計数量の7トン増加、鉄骨部材につきましては、当初設計から20トンの増加ということで、今回変更設計に計上させていただいたところでございます。

この入札してからの変更というようなことでございますが、建築確認が契約後に許可になったものですから、耐震等、建築確認等の指示事項に従いまして、設計変更させていただいて、現場のほうはするように施工させていただいております。このことにつきましては、私も先日、現場に行きまして、現場の責任者からきちんと確認をいたしました。

工事の変更の金額につきましては、ほかの業者であっても、変更契約のルールがございませう。設計の金額に対しまして、請負率を掛けて、それを増額の工事契約の増額の金額というようなことにルールがなっておりますので、そのルールに基づきまして、今回算定したものでございます。

あと、設計につきましては、業者、ふくしま市町村支援機構でございますが、支援機構に発注しているのは町でございまして、担当していますのが私の責任ということで十分認識はしております。この建築確認指摘事項がありましてから、十分業者のほうには注意をして、

今後こういうことのないようにということで嚴重に注意して、私のほうも現場のほうには時間がある限り足を運んでおります。設計もそうですが、工事自体につきましても、担当課である私のほうの責任ということでは十二分に認識しておりまして、それに基づいて、担当、あと私も現場のほうに実際行きますして、直接確認しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 私も入札についても本当にど素人で分かりませんが、渡辺建設が12億1,500万円が入札したという物件が結局最終的には15億円になり、簡単に計算しても1億9,000万円増えているんです。さっきも福祉こども課長さんの説明では、増額できる範囲の金額というのが決まっているというか、増額できる金額の範囲で増額されているというんですけども、ただ不思議なのは、12億1,500万円が入札したのに、何で15億円で、2億9,000万円増やしても、それがまかり通るのか、それがすごく不思議なんです。

ほかの渡辺建設以外の方がやったとしても、これくらいは増えてもおかしくないと言っている、そこがちょっと疑問で、例えば最低落札価格が12億1,500万円できない。罰則じゃないんですけど、それをできなかったという、最終的にはそれは最初の契約のどうなんですかね、法律でそれ以上に増やしても最低限1億6,000万円は増やせるということになっているのかもしれないんですけど、1億6,000万円を外構工事とか、そういうのだったら、また結局2つの工事を一遍に最初の最低制限付一般入札でその権利を得ているという、その辺が私はどうしても不思議なんです。1億6,000万円増やしたら、1億6,000万円の工事自体のその辺がどうしても納得いかないんですけど、私の質問もちょっと整合性がありませんが、談合がないにしても、これはちょっとおかしいなと疑問があります。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、12億何がしの金額でございますが、先ほど3番議員の質疑の中で、議事録の中に6社の入札価格が記載しております。記載しておりますというか、当時の議会で答弁しておりますが、その記載の内容に、中身に合わせて、12億何がしと先ほど答弁させていただきました。令和3年12月議会での質疑の中では、入札金額は幾らだったということですので、基本的に入札価格というのは消費税抜きの金額で、一般的と申しますか、事務的には言われてい

るものですから、そういう意味合いで先ほど消費税抜きの12億何がしの金額であるということで答弁をさせていただきました。ですから、12億円に消費税を足しますと、今回の変更前の金額13億3,650万円ということになります。

あと、それに伴いまして、今回の工事の増額分でございますが、増額できる上限額があるとかという、先ほどのご発言の内容でしたが、基本的にはそういうことではなくて、今回の工事、駐車場とか、車庫とか、いろいろ変更設計をした結果、設計金額に請負率を掛けまして、1億6,450万円という増額の工事費が、工事契約金額が算出されたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。この辺の事務の手續につきましては、国・県のルールにのっとりまして、町としてもそのように事務を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） では、再々質疑ですから、最後ですね、質疑させてください。

今、円谷議員、込山議員から質疑それぞれあったわけですが、本当に私は特にですけども、こういった分野、本当に素人なものですから、ただ一般町民としては、やっぱり一般町民に理解してもらえただけの説明をしてほしいなというふうに思っていますし、そしてまた原点に戻れば、なるだけ疑惑のない透明化した一連の流れが見えるような、そういうふうな行政であってほしいと私は願っております。

今、前から説明いただいているとおり、外構工事等々の大切だと思うんですよ。駐車場をしっかりと整備したり、あるいはEVの急速充電、あるいは水場を設けたりとか、福祉避難所といいますか、防災センター機能という意味では本当に大事で、これが急速に今年夏の完成、秋のオープンですか、運用開始に向けて進められるというのは本当に大事なことだと私は認識しております。ですから、こういうものが必要だということは、町民は理解できると思うんです。

ですから、そこでやはりこういった必要性というものをしっかり町民の方々にも分かりやすいように、例えば今、町でやっていらっしゃる通信や、それこそ毎月広報にでも載せていただいて、こういったことをやるんだと、あるいはこういったものが必要だよなというのを評価もらえば、本当に進んでいくのかなというふうに思っています。

ただ、一つ私から苦言といいますか、申し上げたいのは、先ほど何回も言いますが、昔の話に戻って、覆水盆に返らずかもしれないんですけど、先ほど福祉こども課長さんが、私が最低制限価格を聞いたならば、これは簡単に言うと答えられないと。それは何かといたら、国や県、それぞれのルールにのっとりというふうな説明をしました。

例えばこれは町が独自で決めれば、これをちゃんと明かすことができるのか、それ聞いてみたいなと思ったんです。というのは、国が決めているから、県が決めているから、町も同じく倣わなくちゃいけない、こんなことあるんですか、このことに対して。例えば入札、落札の仕組みを、例えばプロセス、全てを逆に明らかにしたらば、私は町民が「何だこういうことでこの業者に決まったのか。町でこういうふうを設定して、こういうふうな額で公正な競争をしたらば、ここが取ったんだ。だったらば、これは文句ないよ」というふうになると思うのですが、しかしブラックボックスの中で決められたんじゃ、私たち町民は、私は町民ですから、一般町民、そしてその代弁者だと思っていますから、納得いかない、あるいは不信任になっちゃうよなとなっちゃうんですよ。

そういう意味でちょうどですね、私から言わせれば、町長も替わってくれたので、新しい町長になってくれたので、古い町長の時代の遺物とは言いたくありません。箱物ですね、健康福祉センターは。これを有効活用しなくちゃならないわけだから、もう造っちゃったんだから。ですから、これは我々は真剣に考えますよ、新執行と一緒に私たちも考えますよ。だけど、その造る過程に問題がなかったのかということをもう一回再検証していただいて、例えば今後、新しい執行でそのような事業を進める際には、そういう入札、そしてまた落札、そういったもののプロセスがやはり明瞭、明確になるような、それこそ逆にそれを出したからといって、それは出しちゃ駄目だよと国から言われるぐらい逆にオープンにしたらいんじゃないですか。そのぐらい私はやってもいいと思うんです。それこそ町長の見える化、行政の見える化というのは、私はそういうことかなというふうに思っています。

秘密裏、あるいはそういうことがないような、そういうふうな町づくりをしていただけるのであれば、私は議会議員として一生懸命応援してまいりたいと思うのですが、その辺の取組、今後のこういったことを踏まえて、今後の取組についてどのようにお考えになっているか、これは町長にお尋ね申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2点ご指摘あったのかなというふうに思いますので、そちらについてまずご答弁申し上げます。

まず、1点目は、今回の追加工事に至った経過というふうなことになるのかなというふうに私は理解しました。以前の契約ですと、過般の2月の定例全員協議会の中でご説明いたしましたとおり、いわゆる敷き砂利の駐車場というふうなことで計画しておりました。そういったことも含めて、外周のフェンス工事等、それから車庫ということで、過般の全員協議会

の中でご説明申し上げましたが、建築が進行するにつれて、今年の秋のオープンに向けては、いわゆる完成した形ということで前回ご説明申し上げた駐車場も舗装の中で行いたいというふうなことでのご説明をさせていただき、今回の契約に至ったわけでございます。その点についてはご理解を賜ればというふうに思います。

それから、2点目のいわゆる契約についてでございますが、先ほどありましたとおり、令和3年12月の契約というふうなことから、私も一般町民でございましたので、そちらの中身については私も承知しておりませんが、いわゆる今回の契約の中身、私も記憶の中かどうか、今までの行政経験の中でお話しさせていただきますと、いわゆる最低制限価格については、いわゆる工事の品質確保の法律がございまして、そちらの中で最低制限価格を設けて、いわゆる低価格落札になってくると、品質の確保がなかなか難しいというふうなことを前にうたったような記憶がございます。そちらのために最低制限価格を設けて、それ以下の落札、札が入った場合には、それは失格者とするというふうな中身でございました。そちらの価格については、いわゆる最低制限価格を設けたら、そちら以上の価格で最低価格で入ったものを落札者としていくというふうなことが、私の記憶が正しければ、そんな形になってくるといふふうに記憶しております。

今回は先ほどもありました業者さんが最低価格で入札で落札したというふうに思いますので、7社のうちの一番最低価格の業者さんであったというふうなことでございます。そういったところについては、いわゆる今、今回のお話もありました。そこはどこまで公開できるのか、いわゆる7社の入札価格については、こちらのほうについては出ていると思いますけれども、最低制限価格については多分出されていないのではないかとこのように記憶しておりますので、そちらについては私も再度確認はさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） あまり言いたくないんですけども、前町長の責任もあると思うんですけども、今回の変更ですよね。先ほどの理由を聞いていると、確認申請時に鉄筋とか、鉄骨の指摘があったと。あとの変更は、その後の工事の内容の変更ですね、舗装とか、あとは車庫とか。ということは、普通だったら、2回やらなきゃならないんですよ、変更契約というのは。最初の確認申請に指摘されたとき、本当はやらなきゃならないんですよ、普通のあれはね。ただ、町長も替わったからあれなんですけど、ただ職員はずっといますので、その辺の手続をちゃんとやってもらいたい、そのように思っています。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど3番議員の中でもご答弁申し上げましたけれども、当時の経過については、私も承知しておりませんが、今、7番議員さんから申されたように、いわゆる契約以降の直近の中で、建築確認申請の中での指示というふうなことでのお話も説明させていただきました。今のご意見のとおりかなというふうに私も思っておりますので、こういったことのないように今後気をつけていきたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第297号 鏡石町健康福祉センター建設工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第298号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第23、議案第298号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第298号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書46ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、町税等の増収や国の補正予算対応及び事業完了によります予算整理並びに繰越明許費、地方債に係る補正でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,713万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,897万7,000円とするものでございます。

第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございます。

49ページをお開きください。

第2表、繰越明許費といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、事業名につきましては鏡石駅東口整備事業、金額につきましては2,827万円ほか7件、合計いたしまして3億5,164万7,000円でございます。翌年度に予算を繰越しいたしまして執行するものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。1、変更といたしまして、起債の目的、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業費の限度額960万円を2,620万円に、町道整備事業の限度額1億9,020万円を1億9,940万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、54ページをお開きください。

54ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 10番、今泉でございます。

ただいま補正について説明をいただいたのですが、2点ほどお尋ねいたします。

一つは、歳入の56ページになりますが、ここで国庫支出金のほうで、56ページの4目の土木費の国庫補助金でございます。1億4,400万円ほどあるのですが、ここで災害公営住宅家賃対策補助金という文言が出てきているのですが、それからその下に38万9,000円ほどの予算も収入もあるのですが、これはどういうふうな内容だったのか、それでどこにこれは来ているのか、あと災害公営住宅というのはどちらのことをうたっているのか、ちょっとこの辺もう少し細かく説明をお願いしたいと思います。

あともう1点は、63ページで庁舎等新築事業費、ここで2,000万円というやつが計上しているのですが、ただいまの説明は欠落していたとかという説明があったような気がしたのですが、何なんですか、欠落というのは。その2点をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の56ページの上段にあります8番、9番、災害公営住宅の家賃対策補助及び特別家賃低減対策費補助ということで、こちらのほうにつきましては、災害公営住宅、東日本大震災の際に復興基金のほうで立ち上げたものなのですが、そちらのほうの立ち上げた現段階で入所者について収入が低い者、低い方については、一部国庫事業として家賃を補助するという事業がございまして、そちらのほうの事業の補助金でございます。これは1年間の金額の中の補助でございます。

さらに、9番につきましては、さらに低減化というか、下のほうの階層の中でまた細分化が図られまして、さらに低い方についてもさらに低減させるというような形で、こちらが38万9,000円という形で年間の補助というふうな形でございます。

続きまして、62、63ページの庁舎新築基金の積立金につきましては、すみません、こちらは事務のほうのミスで、62ページの中段の9目庁舎新築基金積立金というところの横の1目として、「庁舎等新築事業基金積」までしか漢字が入っておりませんでしたので、副町長の説明の中でこちらに「積立金」というのを入れてくださいという形でございました。そちらのほうは事務のミスでございましたので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員の再質疑を認めます。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） ただいま答弁いただきまして理解は大体できるのですが、先ほどの災害公営住宅というのは、これはどこにあるやつでしたか。それから、住所とか、内容等について、詳しく教えていただければと思います。お願いします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

大変失礼しました。災害公営住宅につきましては、駅の東側にあります高架橋の横に北側にあります2棟の方にありまして、1棟につきまして12戸ですので、24戸がございまして、その中で現在、14名の方が入っております。この方は全て低廉化の対象かといいますと、そ

うではなくて、所得の階層に応じて補助が出るような仕組みになっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、2点ほどお尋ねいたします。

まず、歳入、56ページの寄附金ですね、100万円ほど頂いているのですが、これは匿名で明らかにできないならばしょうがないですけども、そうでなかったらば、せつかく町のために100万円も寄附してくれた人のお名前を教えてくださいたいと思います。

もう一つは、62ページから63ページにわたって、町長選挙費と町議会議員補欠選挙費が計上されておりまして、これは町長選挙は無投票だったから、252万円のマイナスは分かるんですけども、町議員は選挙があったわけです。にもかかわらず、263万8,000円のマイナスになっているのはどういうわけなのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の56、57ページの一般寄附の誰なのかということでございますが、寄附を受ける際、町のほうでは報道機関とか、公表しますかというようなお話をいただいて、いいよという方については報道機関に投げ込みしてやっておりますので、この方についてはその希望がございませんでしたので、1団体で100万円ということだけお伝えしておきます。

続きまして、62、63ページでございますが、町長選挙及び町議会選挙の経費でございます。町長選挙につきましては、252万円ほど落としておりますが、実際には28万9,000円ほど残っております。ですから、ゼロではございません。補欠選挙にありましては、こちらは263万8,000円落としておりますが、最初の予算自体は367万3,000円でございます、103万5,000円の執行はあったというような形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私のほうから繰越明許費の中で農林水産費、林業費、款、項の事業名がふくしま森林再生事業、今回繰越が1,370万3,000円、来年度が今度は大池地区になりまし

て、1,883万円になる予定だということなんです。実は今回、私の住む仁井田地区において、相応の金額でこの再生事業を行われました。既に終了しております。見ますと、見事に原発の再生ということにはなっておりますけれども、森林整備において非常にきれいに美しい、また将来根っこが生えて、いい山林になるだろうと思われるような状況になっているんです。

そこで、多分私の記憶であれば、この再生事業は5年間であったのかなと思っております。違ければいいんですけれども、私としましては、何を申し上げますかというのは、いつまで続くか分かりませんが、5年間といたしても、既に数年過ぎていると思いますが、ぜひ国のお金を使いまして、町全体の森林をあいつた方法にしていけないのかなと私は思っております。

というのは、今回、仁井田の地主の方とお話しさせていただきました。そうすると、「自分の土地だから、あんなにきれいになると思わなかった。町がああなればいいね」という話を聞きましたので、ぜひこれが延長されるのであれば、希望できるのであれば、ぜひ希望して、できる限りのことをやる対策はあっていいのかなと私は感じましたので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 4番議員の質疑にご答弁申し上げます。

先ほど議員がおっしゃったように、令和4年度においては仁井田地区、そして繰越明許費においては大池地区を予定している事業でございます。この事業は、放射能の低減を図るとともに、森林の整備をすることも目的にしております。こちら当然国の補助事業ですので、いついつまでというような明言はこの場ではできませんが、私どももこの事業によって、いい恩恵が受けられるというふうに認識をしております。事ある機会に国・県のほうには継続できるように町からも要望なり、そういった希望を伝えていきたいというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありますか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 48ページの歳出なんですけれども、私は令和4年度の予算とか、そういうのが知りませんが、令和3年度の決算をちょっと見て比較してしまっただけですけど、その中で戸籍住民基本台帳費、これが令和3年度の決算というのが6,500万円ぐらいだったから倍増しているんです、補正前の金額が1億2,000万円です。この補正前の額というのは、

これは予算ではなくて、今の現時点で使っている金額を補正額で変わったという、最終補正額なのかもしれませんが、戸籍住民基本台帳費というのが補正前の額というのが1億2,057万4,000円ですけれども、これは令和3年度の決算と比べると倍増しているんです。結局いろんなDX化で変わるの分かるのですが、予算のときにどういった形であったのか、私は知りませんが、それが何で増えていたのかなというのをちょっと確認したいと思います。

あと、民生費の社会福祉費も補正前の額がこれで見ますと21億3,000万円です。でも、令和3年度の決算だと民生費の社会福祉費というのは15億9,000万円なんです。だから、結構増えているんです。

あと、一番大きいのが商工費で、商工費というのは令和3年度の決算だと1億3,914万8,311円、それが1億円ぐらい補正前の金額が2億3,800万円になっているんです。1億円やっぱり令和3年度の決算から比べると大きいわけです。

その予算のときにどうしてそういうふうな金額になったのか、私は分かりませんが、大きな金額の差という、前年との差というの、これから令和4年度の決算報告というのは今年の9月頃だから分かりませんが、この大きな令和3年度と今の時点での金額の差というのは、今言った項目の内容ですね、違いの内容を、ちょっと概算を説明してください。

○議長（古川文雄） ここで換気のため10分間休議します。

休議 午後 3時18分

開議 午後 3時26分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいまの込山議員のご質疑についてご答弁いたします。私のほうからは48ページの戸籍住民基本台帳費についてご答弁申し上げます。

1億2,000万円程度のコストが上がっておりますが、これは先ほどの町長説明でもありましたが、1月10日からコンビニの交付が始まりました。その前の年まではございませんで、新たな事業としてこの事業と。それと、それらを行うためのマイナンバーカード、そちらを、こちらの先ほどの町長説明でもありましたが、税務町民課の役場の窓口でもマイナンバーも交付できるように、申請できるように、その整備と、それと派遣職員の人件費と、そういったものを全て組み合わせますと、この金額に、主なものとしてはこの金額になるというところでございます。

なお、その隣の48万3,000円というのは、議案書の60ページになるのですが、その一番下にマイナンバーカード交付円滑化事業、これがまさにそれで、通信費、郵送料、簡易書留等で郵送するのですが、これらについて不足分が生じているというところで、全部で現在1,700通ぐらいは不足するというところで見込んでおりますので、そういった金額は補正で通信費は見ていると。整備費については、今年度の当初の予算、その前の年まではなかった事業でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

先ほど質疑がありました令和3年度の商工費の決算額が1億4,020万5,000円であります。今回の3月補正後の予算額が2億494万7,000円ということで、令和3年の決算額と令和4年度の予算額で比較した場合、約6,400万円の差というふうになります。

そもそも令和3年度の決算と予算を比較するのは、まだ令和4年度は決算は終わっていない時点ですので、比較にはならないかというふうに思いますが、今回のこの差の大まかな中身で申し上げますと、令和4年度当初予算で組んだ新型コロナウイルス感染症対策のプレミアム商品券の事業がそういった内容に当たるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

48ページ中の社会福祉費でございますが、令和3年度の決算額としては15億円、令和4年の補正後の時点での金額が約21億円というふうなことでございまして、この差につきましては、健康福祉センターの工事費の年割額の差と、あと障がい等、介護とかの各種扶助費の金額の差というようなことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうから一般会計の補正予算に対する質疑を行います。3回しかないものですから、一遍に質疑をまとめてお尋ねいたします。

まず、1点目が43ページ、繰越明許費についてでございます。上から2つ目の事業、証明書窓口受付システム等購入事業814万円の事業でございます。これは税務町民課の繰越事業になるかと思うのですが、先般の全協で説明資料、私の手元に今ございますけども、このうち、説明資料の上の表に、図に健康福祉センターに配置する証明書の窓口受付システムと

いうものがございます。これが330万円の予算計上だと思うのですが、これを例えば窓口
置くとなりますと、コンビニとは違って、自動的に証明書が発行されるわけではなくて、最
終的には、人、役場職員の方、窓口で対応していただける方にそういうものをもらって、な
おかつその支払いもするというふうな形になるんじゃないかなというふうに思うのですが、
いわゆるコンビニ交付との違い、そういった点はどのようなものかお尋ねいたします。

そして、補正予算の中身であります。支出ございまして、これは担当課別にちょっとお
尋ね申し上げますけども、まず産業課さんにお尋ねしたいのは、66、67ページの高久田の
圃場整備についてでございます。これにつきましても、2月21日の全協で地図つきのA4の
資料、こちら頂いておりますが、その際にこれは県営事業でありますから、国・県の予算は
ここには出てきません。

しかし、町と、そして農業者からの負担、分担金についての予算はここに出てくると思
うんです。そして、この表を見ますと、説明いただいた表を見ますと、町の負担分が1,902万
2,000円、農業者の負担分が2,377万7,000円が今回の補正予算になりますよというふうに説
明をいただいているのですが、今回の予算書とはちょっと数字の隔たりが、差があるよう
です。この辺のご説明を賜りたいというふうに思っております。

また、一番下の商工費の関係で、原油価格・物価高騰対策事業継続支援金でございますけ
れども、これについて795万円の減ということでございます。これは見込みに対して何件分、
これ割り算すれば分かっちゃうんですけど、何件分減ったのか、何件分の申請がなかったの
か、そしてまたそれはなぜかということですね。結局私も個人的に自らの法人で申し出て、
県と町から合わせて5万円をもらったわけですけども、そのように私のところは大変なん
ですよ。県から2万4,000円、町から2万6,000円もらうという、中途半端なそういう制度上、
合わせて5万円という形になっちゃったので、普通だったら町から5万円もらえるんだと
思うんですけども、やっている事業の内容によってはですね。

ただ、いずれにしても、5万円もらえるという事業が795万円も余しているんですよ。各
法人、そしてまた各個人事業主はなぜこれを申請しなかったのか。私はぜひこういったこと
はPRしてくださいとお願いしたんですけど、こんなに余っちゃったのはもったいないな
というふうに思って仕方がないわけです。

そしてまた、次のページ、これも産業課さんだと思うのですが、68、69ページの真ん中
辺りですね、地域情報発信事業委託料2,000万円減になっているわけです。実際に事業が行
われなかったのかなというふうに思ったのですが、これも予算の説明書を見ますと、新型コ
ロナウイルス感染症の影響と書いてあります。そういった影響によって、なぜこれができな
かったのか、その辺のいきさつを、以上の件については産業課さんに説明していただきたい
と思います。

そして、70ページ、71ページでございまして、ここからは教育費ですから、教育委員会に聞かなくちゃならないんですけど、一番下のところ、情報化教育推進事業、これは説明資料を見ますといわゆるICTの支援事業なんです。教育、ICT支援。そうしたら、説明資料を見るとICT支援員の応募なしのためと書いてあるんです。だから、減と。ということは、何でこんなことになっちゃったのか。支援員を応募したんでしょうけども、応募者がなかったためにこういった不用減が起きたわけですから、そのために事業への支障はなかったのかどうか、見直しをしていただきたい。

72、73ページはプール関係でございまして。これも町民プール関係委託、指定管理料リスク負担ということで620万円計上されていて、これは増額補正ですね、620万円は。内訳を説明聞きましたらば、燃料高騰分が360万円、施設の修繕費が260万円ということで説明あったと思います、担当課長さんから。

そして、これをリスク分担ってどうなっているのかということで、これは最新のもの、令和4年12月の定例会の前の全協ですね、臨時全協で私の手元、皆さん議員もらっていますけども、いわゆるリスク分担のことが書いてあるんです。業務仕様書、これ見ますと、燃料高騰とか、物価変動とか、いろいろ書いてあるのですが、どこがどうなって該当したのかというのが私にはよく分からないんです、よく読めば分かるんでしょうけど。ですから、どの部分に該当してこの額になったのかと。要するに町と指定管理者が協議して決めるとなっています。ですから、そのときにどの部分に該当しているから、こうなったのかというのを教えていただかないと、私は納得しない。

以上であります。今の点、まずご答弁賜りまして、不備がありましたら、またお尋ね申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） 3番議員のご質疑にご答弁いたします。私のほうからは49ページの繰越明許費の証明書窓口受付システム等購入事業についてのご説明をいたします。

議員おっしゃるように全員協議会のほうでも説明をさせていただきました。なお、こちらのシステムにつきましては、役場本庁舎と、あと健康福祉センターと2か所あるのですが、どちらも2月3日に契約して、現在、半導体不足に備えて、準備を進めているというところでございます。

なお、ご質疑の中の健康福祉センターでございまして、ご質疑のとおり職員がやるのかということなのですが、コンビニエンスストアにあるものについては、コピー機と同じようなマルチタイプのものでございまして、あれは大体1,000万円ぐらいするということで、今回

は地方交付税の対象にもなっているのですが、うまくいくのですが、5年とか、そういう更新時期になると、全部持ち出しになるということも考慮しまして、こちらですと330万円の契約でやっておりますので、やることはマイナンバーカードを使って申請しますので、本人確認はそこで完了します。そうすると、レシート、受付簿みたいなレシートが出ますので、そうしますと窓口に行くと、証明書が発行されていますので、そのままスムーズに行くというものでございます。

そして、もう1個が税務町民課の中の現在申請をしているのですが、これもマイナンバーカード等を使って行うのですが、今、申請書を書いていただいております。こちらについては、置く場所がなかなかないものですから、昭和から使っている記載台、あれも更新して、そしてあと座って書ける場所、そういったのもやはり足腰が弱いとか、座ってもできるような、書くのも大変だというときはタッチパネルでできる、そういったものも窓口には必要ではないかというところで今回導入させていただくものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、第1点目ですが、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業の町の負担金10%分、さらには地元の分担金分12.5%でございます。こちらの金額に関しましては、当初予算額と当初の内示があった額、そちらを差し引いております。それと、今回国の第2次補正予算があった額、それを計算しておりますので、この金額になるということなので、議案書にその明細を記載できればよかったですのですが、そちらを差引きをしておりますので、こういった金額になるということでございます。

2点目の原油価格・物価高騰対策事業継続支援金でございますが、補正前の額、前の額、2,795万円で予算取りをいたしました。こちらは事業者の従業員数、従業員の数によって助成するというような中身でございますが、当初は481件分見込んでおりました、2,795万円で。今回2月末現在の申請件数でございますが、310件、1,786万6,000円の申請件数があり、当初の予算額に対して、この金額全部は使わないであろうというような見込みを立てて、今回795万円を減額するものでございます。

最後に、69ページの地域情報発信事業2,000万円の減額でございます。こちらは当初予算のほうで、こちらの中身のほうは震災以降、風評の払拭をすることを目的に動画を作成して、都市圏の方々にSNSを、ユーチューブ等のSNS等を活用して、町の動画を作成して、情報発信をしていくという中身でございますが、今回予定したものが春から秋にかけての動画でございます。春から秋にかけての動画を撮影するに当たって、新型コロナウイルス感染症

により、様々なイベントが中止となりました。そこで、こちらが目的としている動画撮影は困難であるというように判断し、復興庁のほうとも協議した結果、減額するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長（根本 博） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の情報化教育の推進でございます。こちらはIT支援を雇用して、各小学校、中学校に配置しているタブレットの有効活用を図るとして考えたところでございます。そういう形でハローワークを通じて求人したところでございますが、なかなかそれに該当する方、特にICTの専門知識を有する方とか、あと教職員の経験がある方とかいう方に限定させた関係上、なかなか該当者がいなかったということで、応募がなかったことで、大変残念だなと思っています。

いなかった関係で、多少小中学校にはご迷惑をかけた分はあるのですが、うちの指導主事、さらには学校の先生方にもご協力いただきながら、何とか進めたところでございます。こういう形で支援していくのが一番重要ですので、新年度については、IT支援、直接雇用ではなくて、専門業者を雇いながら、支援していきたいというふうに考えているところでございます。

2つ目のプール関係の指定管理のことでございます。こちらの指定管理にあたりまして、現在の指定管理者、今年度一旦は終わりですが、その中のリスク分担の協定を結んでおります。こちらは年度、さらには基本計画ということで、協定を結びながら行っております。特に灯油代、燃料高騰につきましては、大分変動幅が大きいということでございますので、そちらにつきましては3%の増減に基づきまして、それを越えた分については、もし3%を超えた場合には指定管理者に対して町が負担する、さらに3%より下回った場合には指定管理者が減額してもらうという協定になっております。

令和4年度の協定単価でございますが、灯油1リッター当たり72円50銭の協定単価を結んでおりますが、実際まだ正式な単価は出ておりませんが、現在の平均単価ですと94円60銭の単価になる見込みでございます。そちらが確定すれば、最終的に確定しますが、現在のところそれを見越した形の360万円がまずリスク分の灯油分のリスク分担となっております。

そのほか修繕関係でございます。本来10万円を超える部分は町の負担という形になるのですが、プール事業、施設を持っていますので、いかに早く利用者に負担がかからないように修繕できるかが一番ネックでありますので、ある程度修繕ができるような形で指定管理にお願いしているところでございます。その分では100万円を限度として協定の中では指定管理

のほうで指定管理の中に含めておりますが、今回令和4年度につきましては約360万円程度の修繕が必要になってくるということですので、プラス260万円の今回は修理代を見込むということで、合計で620万円の補正をするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 再質疑であります。私のほうからは1点、一番最初の税務町民課の事業の健康福祉センターの機械の件です。証明書を健康福祉センターで受け取れるということで、これは実は私もそうなりといいなというふうに思っていたんです。特に私は成田出身で今は東町に住んでいますけども、住民になっていますけども、あの辺だと、変な話、わざわざ役場まで来なくてもいいかなというふうに思います。どうしても線路から向こうに住んでいる人というのは、昔から線路からこっちに来るのが一苦労なんですよ。今は陸橋があって、車でブーンと来れるんですけど、踏切を渡ったり、そこで何か一つちょっと関所があるような感じがしないわけでもないんです。ですから、健康福祉センターで受け取れるといった提案なされたのは、あるいはこういう機械をですね、特に安価な機械を導入してやれるというのはいいんじゃないのかなと思っています。

そこで、これは町長に聞かなくちゃいけないと思うんですが、結局健康福祉センターで窓口でこういうものを証明書が発行して渡すと、お金をもらって引換えに証明書を渡すときに、ここに人を置かなくちゃならないとなりますと、結局今の事務分掌の関係だと、税務町民課の職員をここに置かなくちゃならない。これが正職員なのか、どういう立場なのか分かりませんが、置かなくちゃならない。そういう形になると思いますが、片や、向こうに移す課の中には税務町民課は入っていないわけですよ。ですから、この辺の人事配置、人員配置をどのようにお考えになっているのかというふうに私は単純に思ったので、その辺どのようにお考えになっているかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行部の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいまの再ご質疑につきましてご答弁いたします。

当然税務町民課の職員というのは、今、本庁舎にしかおりませんので、必ずそこには工夫をしなくちゃいけないということでございます。例えば須賀川市とか、郡山市とかの市役所ですと、大きいですので、全部に税務課なり、市民課というのはなくて、支所でやっているというところがございます。そういうところに起点をして、そういうところで窓口を置いて、そしてこうやって機械を入れるということは、そういったやり取りに証明書発行しかできま

せんから、異動とかの手続はできませんので、そういったものにはやはり人間的なこともありますので、そういうところは担当課とも調整しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員の再質疑を認めます。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 55ページなんですけれども、歳入の中で右の一番下、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で4,921万3,000円、国庫補助金として掲載されていますが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というのは、今、最新といいますか、最終の計画書を出してもらえる申請というのが1月で終わっていると思うんです。

それで、鏡石は計画書といいますか、申請を1月分を出しているのか分かりませんが、この4,921万3,000円というのは、いつ申請した分ですか。あと、1月まで最終申請できる、今、内閣府のホームページは1月まではできるんです。交付が3月中にはなりません。その辺よく分からないんですけど、これは最終なんですか、それとも1月に最終ので申請して、3月中に入るやつもまたほかにもあるのですか。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 2番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、議員のおっしゃるように申請のほうは現在計画を出している最中でございます、実際に出しました。計画ですので、まだ年度が終わっていませんので、今後どういうふうな形になるかは、大まかな金額はほぼ確定しているということですので、金額についてはこの54ページにありますように、合計につきましては4,921万3,000円を合計しまして、最終的には1億3,507万2,000円を申請しております。事業数につきましては20事業でございます。

この4,921万3,000円の中身でございますが、66ページ、68ページ、72ページにそれぞれ書いてありますが、まず66ページの一番上のほうに新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金ということで821万9,000円を減しております。

次に、もう1枚めぐりまして、68ページ、ここでは5,933万3,000円の増と。これに関連しまして、新型コロナウイルス感染症経済対策等基金繰入金ということで、こちらのほうは当初予算で4月に発行しましたプレミアム商品券、当初はこの基金でやろうとしておりましたが、国庫支出金が該当するようになりましたので、ここで組替えをしている最中でございます。

最後に、72ページの下の方にあります、こちらが減額の190万1,000円ということで、

こちらはプールのほうの修繕事業に充てている事業でして、支出とともに歳入も落としたというような形でございます。

最終的に、先ほど申しましたように1億3,507万2,000円の事業で申請しておりますが、まだ未確定な部分がありますので、最終的には若干交付金の金額が下がるという形になりまして、いずれその金額が下がった場合においては、次年度以降に支出で返すというような形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうからは最後のチャンスですので、1点お尋ねを申し上げます。

これは今後に関わることですが、今回補正予算で庁舎等新築事業基金積立金ということで、基金に2,000万円を積むわけでありまして。この2,000万円以上積むというのは、条例に定められているために2,000万円積むのかなというふうに考えておりますが、今年度中にですね、2,000万円。今、先ほど監査委員さんのほうから報告書が上がって頂いておりますけども、今、この基金の残高は1月末残高で7億1,309万6,600円というふうに残高があるわけです。といいますのは、いわゆる健康福祉センターの建設で幾らか使ってしまったって、残金がこれだけだと。毎年2,000万円、今後ですね、積んでいくとなったときに、行く行くは役場の庁舎を建てなければならないと。これは皆さん方もよくご存じだと思うんですね、私よりも。そういう中で実際にお金がなければ建てられないということで、それは当たり前だと思います。

じゃ起債すればいいのかというと、そういう問題でもないし、やはりある程度のお金を見込んで、あるときに建てなくちゃならないというふうになると思うのですが、庁舎基金の積立ての方向性、今回2,000万円積みますが、この基金だけが使えるわけではないと思うんですけども、そういうふうにお金をためて建てなくちゃいけないと思うので、そういうふうなどのようにお考えになっているのか。

今回2,000万円ですけども、例えば今後はもっともっと積んでいかななくちゃならないというふうに考えている可能性もありますし、はたまたほかの特に財政調整基金等も活用すれば、それなりの金額にはなっていくと思いますから、そういったところを踏まえて、いつ頃には建てなくちゃならないんだろうと。5年後なのか、10年後なのか、20年後なのか、その辺どのようにお考えになっているかお尋ねしたいというふうに思います。ちょっと漠然とした質疑の内容になりますが、その辺お答えを願いたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

役場庁舎の改築というふうなお話かというふうに思いますけれども、ご承知のとおり、この役場庁舎、昭和47年にオープンいたしまして、老朽化が著しいというふうなことで、明日からの一般質問の中にも出てきておりますが、いわゆる障がい者に優しい施設づくりということとバリアフリーというふうなご質問もいただいております。

そんな形では、これからの鏡石町役場庁舎の在り方ということを検討していかなければならない時期がそう遠くない時期に来るのかなというふうに思っておりますが、現在のところ、そういった形の計画を持っておりませんので、その時期に議会のほうにもご相談申し上げながら、いわゆる役場庁舎、町の核になる場所ですので、町民の皆さんにご意見を聞きながら、事業を進めることになるというふうに私も理解しておりますので、その時期にひとつご提案したいというふうに思います。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第298号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第299号及び議案第300号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第24、議案第299号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第25、議案第300号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま一括上程されました議案第299号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第300号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書74ページをお願いいたします。

まず初めに、議案第299号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国・県の補助金、保険基盤安定負担金の確定に伴う増額補正であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,352万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、80ページからの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（倉田知典） 議案書86ページをお願いします。

続きまして、議案第300号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険料の確定による増額補正であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,253万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、92ページからの事項別明細によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（倉田知典） 以上、上程されました2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 課長さんに1点ちょっとお尋ね申し上げたいのですが、後期高齢者の医療関係ですね、私の記憶が正しければなのですが、昨年の10月から結局1割だけじゃなくて、2割とか、3割とか、要するに所得ですか、基づいて割合が変わって、この制度が変わりつつあるというふうに実感しているわけですが、実際に1割、2割、3割という割合それぞれの中でどのぐらいの人がそれぞれいるのか、この鏡石町にですね、その人数と伺いますか。

というのは、どうしても後期高齢者は1割だというふうに思って、例えば訪問診療もそうです。私が行っている訪問診療もそうですが、訪問看護とかやっていると、意外とその方が3割負担だったりして、後になって請求すると、ものすごい額になったりしてびっくりするわけです。そうすると、私たちがびっくりするし、なおさらお金を払うほうもびっくりすると。そういう中であらかじめ保険証を確認しながら、そういう医療をやっているほうというのはやらなくちゃいけないと改めて実感するわけですが、介護も同じだと思うんですけども、実際にどのように変わっちゃったのか、保険の区分がですね、その辺をちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいまの3番議員のご質疑にご答弁いたします。

後期高齢者、12月末の現在なんですけど、今1,717名ございます。当然10月から2割負担となった方々が、半分まではいかないのですが、それに近い40%ぐらいの方が2割に動いております。特例措置がそこにありまして、15歳以下の16歳未満の同じ世帯に1人お子さんがいると、1割継続というのもあるようです。ただ、そんなに数はありません。

一番違うのは、2割負担の方も1割負担の方もそうなのですが、限度額は変わっていません。なので、例えばもし入院とかされて、行くと、限度額にすぐ到達してしまうというところもありますので、そういうところはまだ変わっておりませんので、そういうところはまだ助かっているというか、そんな負担は入院したときのリスクはちょっとは軽減されているのかなと思います。

ただ、そこが限度額が変わってしまうと、負担が全部変わっちゃうので、今、現時点においては2割、1割というところで、非常に私なども1割で継続していたところであったのですが、何ともこちらについてはそのような中でご案内して保険証を発行しているというところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第299号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第299号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第300号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第300号 令和4年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第301号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第26、議案第301号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第301号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書97ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国の第2次補正予算による道路築造工事の増額補正予算であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ991万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億172万6,000円とするものです。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しできる経費を計上するものであります。

第3条では、地方債の補正であります。

100ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、金額8,728万8,000円であります。今回の国の第2次補正予算の分を全て次年度に繰り越して執行するもの、また第3工区の造成工事や道路築造工事において電柱やフェンスの移設に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正では、区画整理事業費について、限度額を補正前2,480万円を2,690万円に増額変更するものであります。

詳細につきまして、104ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 以上、議案第301号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの都市建設課長の補正予算の説明に対して質問させていただきます。

今、結構きちんと周辺の造成事業が進められておりますが、この周辺の完成はいつ頃までに出来上がるのか、さらにその地域の保留地の分譲はいつ頃になるのかをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業につきましては、今現在、第3工区としまして、健康福祉センターの周辺の整備を進めております。これにつきましては、今現在進めている工事、繰越工事もございますが、来年度、令和5年度には健康福祉センターの周辺の整備は終了いたします。それを受けまして、使用収益ということで開始をします。そうしますと、令和5年度中、後半には、あそこの健康福祉センターの周辺の造成地を販売することが可能でありますので、それに併せまして、保留地のほうも令和5年度後半には販売することができる予定で進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第301号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午後 4時27分

開議 午後 4時33分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第302号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第27、議案第302号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長（根本 博） ただいま上程されました議案第302号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

108ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和4年度育英資金の貸付額の確定及び育英資金への寄附によるものであり、第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ334万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、114ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（根本 博） 以上、議案第302号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうからお尋ねしたいのは、歳出、116、117ページを見ていただければと思うのですが、予算をです、補正前の額が562万円ということで、今回補正で502万円、かなりの部分を削っているんです。要するに新規貸付け者が少なかったんだと思うんです。そのために貸付け額の確定ということで、今回の減額補正になっていると思うのですが、この育英資金、奨学金みたいなものですけど、これに対してやっぱり私が言うのもあれですが、なかなかこれを借りたいと思う人がいないんじゃないかなと、あるいはそれに相当する例えば区分でいろいろありますよね。私も6年制の大学を出ていますが、6年制の大学に該当する人とかあります。もし私がこういったものを知っていて、私がそういったとき立場だったら、私は借りていました。しかし、ちょっとこういったものはあるのは分

からないし、だからまずそういったアピールも少ないんじゃないのかななんて思っています。

あとは、ちょっと私も物すごい貧乏な家庭で育ちましたから、意外とこの奨学金、この育英資金ではないですけど、別な奨学金がもらえるんだとか、ほかのやつを借りようとしたらば、なかなか逆にうちの親なんかはそんなの借りなくてもいいんだなんて言って、逆に一生懸命働いて、両親とか、祖母ですね、私のこと大学出してくれましたけど、でも本当にこういうものがあって、こういうものが身近な存在だと思えば、借りて、逆に一生懸命勉強して、ある程度就職したならば返すというふうなことに繋がっていくと思うんです。

ですから、私は、これは新年度の予算ですね、予算審査特別委員会でもまた言おうかなと思ったのですが、今これ見たらば、本当に502万円、だんだんですね、ほとんどいないんじゃないのかななんて思うぐらい減額されていますから、この辺どういうふうに評価しているかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 根本 博 登壇〕

○教育課長（根本 博） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

貸付金でございますが、今回、令和4年度で実際の実績につきましては、継続貸付1件のみの60万円の貸付のみとなってしまいました。令和2年度に一旦額のほうも改定、見直しをしまして、先ほど言ったように6年制の大学、医学生も結構お金がかかるという形で貸付額も改定しながら出したところですが、なかなかいない状況です。

PRにつきましては、周知につきましては、近隣の高校等にもこういう制度がありますよということで周知はしていますし、ご存じのように広報紙等でも広報しているところです。

ただ、ほかに国の制度でも結構授業料免除の制度があったりとか、あとは給付型の奨学金も実際ございます。そちらを活用している方も結構いらっしゃるのかなという形で考えています。そういう意味ではちょっと町としてもそれだけの予算を確保して持っていければいいのですが、なかなか財源的にも限りがありますので、今の制度の中で進めているところでございます。ただ、ご指摘のように借りてもらわないと意味がありませんので、それについては随時検討しながら見直しを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、私も前々から育英資金の改革については、一般質問などで提言をしてきているんですけども、これだけの予算が履行されないということは、

抜本的な改善が求められているのだらうと思うんです。新しい予算、新年度の予算の中でも審議したいと思っていますけれども、これは抜本的に発想を変えないと、これは改善されないと。本当に真剣に考えなくちゃならない。562万円の予算が、502万円が残で補正減されているというこの内容は、非常に我々は反省しなくちゃならないと思うんです。我々の今のこの制度が全く町民から当てにされない、無視されているんですね、この状態は。

だから、私は前から言っているのは、今、吉田孝司君も十分申し上げましたけれども、発想を変えて、例えばお医者さん、大変お金がかかる。公立でもお医者さんの場合は教材費などがかかって大変だという話を前に聞いたことがございますので、やはり思い切って増額して貸さないと、中途半端で、手続だけいろいろ面倒くさいことを言われて、手続があるのに、受ける額が僅かだと相手にされなくなっちゃうんです。だから、集中して、例えばお医者さんとか、歯医者さんとか、薬剤師とか、そういう人たちにはもっと増額して貸すような制度の改善をしていかないと、これはあちこちでやっているけど教育課長の答弁もありましたけれども、いろんところでやっています。

しかし、一般的には今、大問題になっているのは、大学を終わると何百万円も借金を背負って、返済で結婚もできないんだと、それが少子化になっているんだなんていう説もあるわけですから、やはりここは抜本的に改善して、今言ったようにこの人たちは元が取れるんですね、お医者さん、ここにいるので、言って悪いんですけども、こういう人たちには貸せば、取りっぱぐれはないんです。そういう人たちに当てにされるような育英資金にするために、私はお医者さんとか、薬剤師とか、歯医者さんとか、そういう人たちに、お金がかかるんです、そういう学部はね。だから、ぜひ増額して、抜本的な改革をぜひ検討いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第302号 令和4年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第303号及び議案第304号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第28、議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第29、議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課主幹兼副課長。

〔上下水道課主幹兼副課長 吉田光則 登壇〕

○上下水道課主幹兼副課長（吉田光則） ただいま一括上程されました議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、2件の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書119ページをお開き願います。

本件補正予算は、令和5年度から企業会計方式に移行することに伴う打切り決算のための現時点における予算整理及び建設事業等における事業費が確定したことへの対応などによる減額補正及び翌年度への繰越明許費に係る補正予算となっております。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ621万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,097万7,000円とし、第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しし使用できる経費を計上しているところでございます。

122ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費です。2款1項事業費、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額

5,848万1,000円でございます。内容としましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業地内での管渠築造費というふうなところになってございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課主幹兼副課長（吉田光則） 以上、議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に係る提案理由をご説明申し上げます。

続きまして、議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書130ページをお開き願います。

本件補正予算は、新規接続に伴う受益者分担金の増額及び使用料滞納繰越分の徴収実績による減額補正が主な内容となっております。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,604万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、136ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課主幹兼副課長（吉田光則） 以上、議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に係る提案理由をご説明申し上げます。

以上をもちまして、一括上程されました議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終了いたします。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第303号 令和4年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第304号 令和4年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

◎議案第305号～議案第314号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄） 日程第30、議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算から日程第39、議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思

ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案10件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま一括上程されました議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算ほか議案第306号から議案第312号までの令和5年度特別会計予算7件及び議案第313号 上水道事業会計予算並びに議案第314号 下水道事業会計予算の10件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、令和5年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページをご覧くださいと思いますが、第2表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業につきまして、令和5年度から令和8年度までの期間で、限度額を450万円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、また同じく6ページでございますが、第3表といたしまして、社会福祉施設建設事業費ほか8件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めまして、第4条、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲について定めるものでございます。

次に、戻っていただきまして、2ページでございます。

第1表、歳入歳出予算によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

2ページ、歳入でございます。

1款町税といたしまして16億293万1,000円、2款地方譲与税といたしまして6,722万4,000円、3款利子割交付金といたしまして60万円、4款配当割交付金といたしまして300万円、5款株式等譲渡所得割交付金といたしまして200万円、6款法人事業税交付金といたしまして2,350万円、7款地方消費税交付金といたしまして3億1,000万円、8款環境性能割交付金といたしまして450万円、9款地方特例交付金といたしまして1,850万円、10款地方交付税といたしまして15億598万9,000円、11款交通安全対策特別交付金といたしまして

110万円、12款分担金及び負担金といたしまして5,744万6,000円、13款使用料及び手数料といたしまして5,172万8,000円、14款国庫補助金といたしまして6億8,710万4,000円。

3ページをお願いします。

15款県支出金といたしまして5億835万5,000円、16款財産収入といたしまして147万9,000円、17款寄附金といたしまして2,500万1,000円、18款繰入金といたしまして7億855万8,000円、19款繰越金といたしまして3,000万円、20款諸収入といたしまして1億8,948万4,000円、21款町債といたしまして5億9,150万円、22款自動車取得税交付金といたしまして1,000円、合わせまして歳入合計63億9,000万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

4ページをお願いいたします。

1款議会費といたしまして7,839万2,000円、2款総務費といたしまして7億7,107万3,000円、3款民生費といたしまして20億252万3,000円、4款衛生費といたしまして3億9,532万4,000円、5款労働費といたしまして812万2,000円、6款農林水産業費といたしまして6億414万8,000円、7款商工費といたしまして9,733万7,000円、8款土木費といたしまして7億6,900万円。

5ページをお願いします。

9款消防費といたしまして2億6,391万7,000円、10款教育費といたしまして9億183万8,000円、11款災害復旧費といたしまして4,000円、12款公債費といたしまして4億6,400万円、14款予備費といたしまして3,432万2,000円、合わせまして歳出合計が63億9,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計及び事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計・事業会計予算書の1ページをお願いします。

1ページ、まず初めに議案第306号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,340万2,000円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページをお願いします。

2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページでございます。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税から 8 款町債まで記載のとおりでございます。主なものといたしましては、1 款国民健康保険税が 1 億9,521万4,000円、3 款県支出金 9 億9,617万4,000円、5 款繰入金が 1 億2,149万2,000円、合わせまして歳入合計13億1,340万2,000円でございます。

次に、3 ページになります。

歳出でございます。

歳出につきましては、1 款総務費から 9 款予備費までの記載のとおりでございます。主なものといたしましては、2 款保険給付費が 9 億4,483万7,000円、3 款国民健康保険事業費納付金が 3 億1,690万円、5 款保健事業費が3,185万8,000円などであり、これらを合わせまして歳出合計が13億1,340万2,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第307号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,261万6,000円と定めるものでございまして、第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を4,000万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、30ページをお開きいただいて、第1表によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入までの記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1 款後期高齢者医療保険料が9,839万7,000円でございます。3 款繰入金が3,331万6,000円などございまして、合わせまして歳入合計が 1 億3,261万6,000円でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出につきましては、1 款総務費から 4 款予備費までの記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金が 1 億2,954万2,000円などございまして、合わせまして歳出合計が 1 億3,261万6,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお開きください。

議案第308号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,528万9,000円と

定めるものでございます。

第2条、一時借入金といたしまして、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございまして、歳入歳出予算の概要につきましては、44ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

44ページでございます。

歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款保険料が2億5,550万3,000円、3款国庫支出金が2億7,186万6,000円、4款支払基金交付金が3億1,281万1,000円、5款県支出金1億7,152万円、7款繰入金1億8,172万6,000円などございまして、合わせまして歳入合計が11億9,528万9,000円となります。

次の45ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりでございます。主な内容といたしましては、2款保険給付費が11億2,857万8,000円、5款地域支援事業費が5,173万5,000円などございまして、合わせまして歳出合計が11億9,528万9,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、71ページをお開きください。

議案第309号 令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万4,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、72ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

72ページでございます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金までの記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、3款繰越金9万2,000円などございまして、合わせまして歳入予算が9万4,000円でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款総務費が1万4,000円、4款予備費が7万9,000円などございまして、合わせまして歳出合計が9万4,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第310号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,453万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページ、84ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料が4,453万3,000円などございまして、合わせまして歳入合計が4,453万8,000円でございます。

次のページ、85ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりでございます。主な内容につきましては、1款総務費が4,396万9,000円、4款予備費が56万9,000円、合わせまして歳出合計が4,453万8,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、97ページをお願いいたします。

議案第311号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,800万円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、100ページの第2表といたしまして、地方債の起債の目的を区画整理事業費、限度額を2,430万円といたしまして、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、戻りまして、98ページをお願いいたします。

98ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料までの記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款繰入金が9,147万5,000円、3款国庫支出金が2,300万円、5款町債が2,430万円、6款財産収入が4,922万3,000円などございまして、合わせまして歳入合計が1億8,500万円でございます。

次のページ、99ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款事業費が1億6,757万7,000円、2款公債費が2,014万円などで

ございまして、合わせまして歳出合計が1億8,800万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、115ページをお願いします。

議案第312号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページ、116ページの第1表によりまして、その概要についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款繰入金から5款繰越金までの記載のとおりでございます。その主要内容につきましては、1款繰入金が311万2,000円、3款諸収入が250万9,000円などでございまして、合わせまして歳入合計が562万5,000円でございます。

次に、117ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金までの記載のとおりでございます。主要内容につきましては、1款育英資金貸付金が562万円などでございまして、合わせまして歳出合計が562万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、127ページをお願いいたします。

議案第313号 令和5年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、総則を定めるものでございます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,958戸、年間総給水量が129万8,380立方メートル、1日平均給水量3,557立方メートルと定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入の部、第1款第1項水道事業収益が2億8,968万1,000円、営業外収入が890万1,000円、特別利益が1,000円の合計といたしまして、水道事業収益が2億9,858万3,000円でございます。

次に、支出の部でございますが、第1款第1項営業費用が3億7,751万8,000円、第2項営業外費用が4,424万6,000円、第3項特別損失が10万1,000円、第4項予備費が50万円の合計といたしまして、水道事業費用が4億2,236万5,000円でございます。

歳入の部と歳出の部の差額につきましては、137ページに記載してございます、ちょっと見づらいのですが、中段のところでございます、137ページに記載がございました余剰金がございます。余剰金で補填をするものでございます。

戻っていただきまして、第4条でございます。ページを戻っていただきまして、第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的収入の合計を1億6,980万円と定めまし

て、資本的支出の部を2億6,183万1,000円と定めまして、第4条の2行目でございますが、不足する額を9,203万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,986万円、建設改良積立金2,000万円及び当該年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万1,000円で補填するものでございます。

次に、128ページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、起債の目的を第5次拡張事業ほか2事業といたしまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条、一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を5,500万円と定めまして、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めまして、第9条におきましては、棚卸資産の購入限度額を44万2,000円と定めるものでございます。

次に、155ページをお願いいたします。

議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

地方公営企業法適用事業といたしまして、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の2特別会計を統合いたしまして、公営企業会計とすべく取り組んでまいりましたが、令和5年度より下水道事業会計として再スタートするものでございます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条、公共下水道事業の業務の予定量につきましては、処理戸数が3,660戸、年間総処理水量が129万8,305立方メートル、1日平均処理水量が3,557立方メートル、主要な建設改良費といたしまして、管路建設改良費が3,804万2,000円、流域下水道建設負担金が192万8,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、農業集落排水事業の業務の予定量につきましては、処理戸数が217戸、年間総処理水量が6万8,255立方メートル、1日平均処理水量が187立方メートル、主要な建設改良費といたしまして、管路建設改良費が60万円と定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出予定額につきまして、収入の部、第1款第1項公共下水道営業収益が1億4,584万5,000円、第2項営業外収益が1億2,500万5,000円、第3項特別利益が2,000円の合計といたしまして、公共下水道事業収益が2億7,085万2,000円でございます。

第2款第1項の農業集落排水営業収益が859万5,000円、第2項営業外収益が5,000万2,000円、第3項特別利益が1,000円の合計といたしまして、農業集落排水事業収益が5,859万8,000円でございます。

次に、支出の部、第1款第1項公共下水道営業費用が2億1,502万7,000円、第2項営業外費用が3,700万3,000円、第3項特別損益が985万3,000円、第4項予備費が100万円の合計といたしまして、公共下水道事業費用が2億6,288万3,000円でございます。

第2款第1項農業集落排水事業営業費用が4,113万3,000円。

次のページ、156ページをお願いします。

第2項営業外費用が430万3,000円、第3項特別損失が57万1,000円、第4項予備費が50万円の合計といたしまして、155ページに戻っていただきまして、農業集落排水事業費用が4,650万7,000円でございます。

また、156ページをお願いいたします。

第4項資本的収入及び支出につきましては、収入の部の第1款公共下水道事業の資本的収入の合計を2億2,717万1,000円と定めまして、第2款農業集落排水事業の資本的収入の合計を2,070万1,000円と定めまして、支出の部の第1款公共下水道事業の資本的支出の合計を3億797万円と定めまして、第2款農業集落排水事業の資本的支出の合計を4,410万円と定めたものでございます。

第4条の2行目でございます。不足する額につきまして1億417万8,000円でございますけれども、過年度分損益勘定留保資金9,209万2,000円、当該年度利益剰余処分額の1,208万6,000円で補填するものでございます。

第2条の2、特例的収入及び支出の規定でございますけれども、当年度に属する未収金が2億1,748万5,000円、未払い金が4,150万円と定めるものでございます。

第5条、債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものでございまして、水洗便所改造資金利子補給事業ほか1件の期間及び限度額を定めるものでございます。

157ページをお願いします。

第6条、企業債につきましては、公共下水道事業債ほか6件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第8条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第9条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めまして、158ページをお願いします。

第10条におきましては、下水道事業運営に対する一般会計からの補助金の額を1億7,500万円と定めまして、第11条におきましては、利益剰余金の2,006万円のうち1,208万6,000円

の建設改良費に充当することを定めまして、第12条、棚卸資産の購入限度額を20万4,000円と定めるものでございます。

以上、令和5年度一般会計、特別会計、上水道及び下水道事業会計、合わせまして10会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案10件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和5年度鏡石町各会計予算の議案10件につきましては、質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、令和5年度鏡石町各会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和5年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一議員、2番、込山靖子議員、3番、吉田孝司議員、4番、角田真美議員、5番、橋本喜一議員、6番、菊地洋議員、7番、小林政次議員、9番、大河原正雄議員、10番、今泉文克議員、11番、円谷寛議員の10名を指名いたします。

ここで予算審査特別委員会の正副委員長選任のため暫時休議いたします。

休議 午後 5時28分

開議 午後 5時46分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和5年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に7番、小林政次議員、同副委員長

に1番、畑幸一議員が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄） 日程第40、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第25号から第29号までの陳情5件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時47分

第 2 号

令和5年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年3月8日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	9番	大河原正雄
10番	今泉文克	11番	円谷寛
12番	古川文雄		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	橋本喜宏
税務町民課長	倉田知典	福祉こども課長	柳沼和吉
健康環境課長	大木寿実	産業課長	菊地勝弘
上下水道課長	大河原正義	都市建設課長	吉田竹雄
教育課長	根本博	会計管理室長 兼出納室長	佐藤喜伸
農業委員会 農事務局長	圓谷康誠	農業委員 会長	菊地栄助
選挙管理 委員会委員長	草野孝重		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主事 本田真子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会会長におかれましては遅参の申出がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（古川文雄） 初めに、3番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） おはようございます。

3番議員、地域政党町政刷新かがみいし代表の吉田孝司であります。

私は過日、副代表の込山靖子議員、代表特別補佐の円谷寛議員などとともに木賊正男町長に対して令和5年度の事業計画や予算案についての要望活動を行わせていただきました。その際には、町長及び副町長には懇切丁寧にご対応賜りまして、この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、その結果として、町長が今定例会に提案された新年度当初予算案には、我々の要望事項、すなわち町民ニーズを満たす内容が必要十分に盛り込まれた立派な内容になっており、これまでの町政には見られなかった新しい町づくりを目指そうとする姿勢が認められ、町民本位の画期的な事業計画や費用対効果を十二分に勘案した立派な予算案であると評価しております。予算審査特別委員会の場で執行から詳細な説明を賜りながら、議会側でもしっかりと丁寧に審議してまいりたいと思っております。

また、先日開催されました町選挙管理委員会では、我々町議会議員の次期改選の日程が決定されましたが、今年8月、私は3期目の挑戦をしたいと思いますと思っております。三度当選したならば、引き続き木賊町政を陰に陽に支えてまいりたいと思っておりますが、議員としては江戸時代

の大久保彦左衛門のような是々非々の立場から、しっかりと意見や提言、時には苦言も申し上げてまいりたいと思っております。

さて、我が鏡石町は昨年8月1日には町制60周年を迎え、10月には記念式典が盛大に行われました。その際には、特別功労表彰において、現在は町監査委員を務める先輩議員で、議長も務められた今泉文克氏が選ばれ、長年の功績に頭が下がりますと同時に、議員在職中も数々の困難や妨害、病魔などにも決して負けることなく、たくさんの町民の支援を背にして苦難に立ち向かい、議員としての役割を全うし続けてきた姿に私たち後進の議員もしっかりと学ばせていただきたいと改めて感じた次第であります。議員としてどうあるべきか、議員及び議会は何をすべきかを常に自問自答し、私も頑張っております。

また、その記念式典で配られました冊子、鏡石町制60周年のあゆみを年末年始にかけて熟読しました。我々議決機関である議会について書かれたところをよく読みますと、町制施行時の初代の鏡石町議会議員、これは最後の鏡石村議会議員でもあります。私の曾祖父である吉田留八氏、そして、私の祖父、滝口倉司の兄、つまり大叔父である滝口倉雄氏などがおられ、今、現職にある私にもその血脈や成田魂が知らず知らずと受け継がれていることを改めて実感し、私の宿命と強く感じざるを得ませんでした。

私は今、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会委員長を務めておりますが、今回の特別委員会では、先ほど申し述べました滝口倉雄氏のお宅からの陳情を慎重審議することとなり、これも含めて遊水地問題を含む成田地区の洪水水害対策をライフワークの一つとして、責任感とやりがいを持ってしっかりと取り組んでまいることにも私に課せられた大きな責務であると思っております。

さて、この3月になりますと、役場職員の新年度の人事異動についてのうわさなども聞こえてくる時期となります。我が町では、遠藤前町長だった3年前には、課長人事に伴う人事ロトと呼ばれる役場職員の不祥事も起きており、地方公務員法違反に当たる職務怠慢や個人情報漏えい、不正アクセス禁止法違反などの数々の疑惑もあったわけですが、ここにもそのときの関係者がいるように見受けられますが、私はこの問題がいまだに全て解決したとは思っておりません。課長以下、職員の方々には、執行三役の指導監督の下、ぜひとも改めて綱紀粛正の徹底をお願いし、我々が今こうやって応援する中で町政に邁進しておられる木賊町長の顔に決して泥を塗ることのないようくれぐれもよろしくお願いをいたします。

今回は私にとって生涯通算15回目の一般質問となりますが、前回に引き続きトップバッターを務めさせていただきます。今回は私の質問事項に関する資料をあらかじめ執行部から幾つか頂戴いたしております。このように数字やデータ、図面などに関するものは、口頭による答弁だけでのご説明では理解が難しいため、事前に資料を提供しておいていただけますと、この一般質問が形骸化することなく、双方向で分かりやすくなり、町づくりに資するための

議論が活性化いたしますので、今後とも執行には引き続いてのご配慮を何とぞお願いを申し上げます。

さて、私の一般質問入ってまいりたいと思います。

大きな1番、ふるさと納税についてであります。

通告に従いまして、質問を順序よくさせていただきたいと思っております。

まず初めに、ふるさと納税という制度ができて久しいわけではありますが、このふるさと納税につきまして、一般的に見た場合どのような制度か。これは①ですけれども、そしてまた、その制度の内容、これまでの歴史等、一般的な内容で結構ですので、ご説明を願います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 皆さん、おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税につきましては、基本的には自分の生まれた故郷だけではなく、お世話になった自治体、応援したい自治体など、個人がゆかりのある自治体に寄附を行った場合に寄附額の2,000円を超える部分について、所得税や住民税などから税額控除ができるものでございます。

平成20年（2008年）5月から開始されまして、地方と大都市との格差是正、人口減少による税収減少対応、地方創生を目的とした寄附金税制として始められたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ありがとうございました。

そういうふうな制度、今その中にメリット等出てきたと思うんですが、続いて②番は、このふるさと納税のメリットとは何か。そして、逆にデメリットあるいは問題点は何か、ご説明を願いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、ふるさと納税のメリット、デメリットにつきましては、要するに個人の、寄附された方の面からのメリット、デメリットではないかなというふうに思いますので、そちらの方面でご答弁申し上げます。

メリットとして考えることが、まず1点目が税制上の優遇。先ほど言ったように2,000円以上のものについては税額控除ができると。

2つ目としましては、希望する返礼品がもらえるというような形で、そちらもメリットなのかなど。

3つ目につきましては、希望する使い道。私これだけ寄附金を出しますので、これに使ってくださいと、希望する使い道に指定できるということでございます。これに関連しまして、近年多発しています自然災害などの影響を受けた地域の復興のために寄附するという動きもございます。

次に、デメリットとしましては、税額控除を受けるためには確定申告をしなければならないというところがデメリットの一つかなと。結局、学生や専業主婦の方など税制面でなかなかメリットを受けられないというところもあるのかなという面はあると思います。

行政側のデメリットとしましては、ふるさと納税が盛んになればなるほど、多くの場合、都市部の方が地方に寄附をするという形が多いので、そういう意味では、都市部では自治体に税収が減る傾向があるのかなというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ご説明ありがとうございました。

それでは、今そのような一般論をお聞きしまして、（2）番の我が町のふるさと納税の実績について問いただしてまいりたいというふうに思います。

これにつきましては、あらかじめ資料をいただいておりますが、皆さんの手元にはないと思うんですが、私は頂いておりますが、まず①番の年度別の収支状況。収支ですから、いわゆる寄附金の額、そして逆に返礼品等にかかった経費。ここには委託料とか送料とかいろいろ入っているんだと思うんですが、簡単に言うと差引です。あるいはその割合、そういったものはどのようになっているかというものをご説明願いたいと思います。私は手元に資料ありますから、手元の資料を見ながらご説明を聞いてまいりたいというふうに思います。お願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石におきましても、平成20年度からふるさと納税制度に基づき寄附金を受けているところでございます。平成29年度からはインターネット受付も開始しまして、一定の寄附を受けているところでございます。

年度別の収支状況につきましては、総務省がふるさと納税指定基準を決定した令和元年度からの寄附金及びその募集に関する費用を申し上げます。

まず、令和元年度、寄附金の総額が1,311万6,000円、それに伴う返礼品など郵送料などの経費につきましては、そのうち452万6,000円でございます、受入額に占める割合につきましては、34.5%が経費となっております。

続きまして、令和2年度、寄附金総額が1,565万6,000円でございます、経費につきましては780万4,000円でございます。受入額に占める費用の割合につきましては、49.8%でございます。

令和3年度におきましては、寄附金額が1,486万2,000円、経費が656万円でございます、受入額に占める費用の割合は44.1%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ありがとうございます。今、手元の資料と照らし合わせながら確認させていただきまして、令和元年、令和2年、令和3年と3か年にわたる実績をお示しいたきまして、今は令和4年度の進行中ということであるというふうに認識をいたしております。

令和2年度につきましては、ちょっとパーセンテージが49.8ということで、いわゆる50超えるとグレーゾーンみたいな、総務省からちょっと目をつけられるような形になると思うんですが、この年がこのような49.8%というふうに50近くなった理由は何かありましたでしょうか。お知らせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 令和2年度におきましては、途中でインターネットの募集のところも増えておりますが、厳密に言いますと令和元年と令和3年度については、指定しない、返礼品をもらわない寄附というのが、特に令和元年度におきましては台風被害がございましたので、こちらのほうの返礼の割合は、この34.5%のうち18.1%と非常に低いところ。いわゆる3割返礼品ですので、ここは理論上限りなく30%に近くなる場所ですが、ここは寄附はあったけれども、返礼品はもらわないよと。要するに鏡石の復興を応援してくれる方のあれが多かったのかなと。令和3年度につきましても、返礼品の割合が24.2%と30%に近づかなくて、最近は傾向的に全く同じ傾向ではございませんが、返礼品をもらわない方も中にはいらっしゃる傾向があるというような形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。やっぱりこれ、よく聞いてみないと事情というのは分か

らないもので、私、今日これ聞いてよかったなと思うんです。ふるさと納税の実態がこうやって明らかになってくるわけです。ただふるさと納税をやっぺと国が言って、それに倣って自治体でやって、ただ実態が分かっているなければこれは進められない事業でありますから、私はもう少しちょっとこれを詳しく聞いていきたいと思います。①番についてはよく分かりました。

②番の我が町の特産品を生かした返礼品あると思うんですが、その種類を現時点最新のものの、どんなものがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町におきますふるさと納税の返礼品の品目につきましては、米、果物、牛肉、酒、油など10品目に分類しております。その中で、種類につきましては、米であれば特別栽培米の牧場のしずく、田んぼアート米の天のつぶ、あと米の食べ比べセットのような3種類。果物であれば、桃、梨、ル・レクチェ、リンゴ、苺、柿というような形で、加工ジュースの詰め合わせ等も含めまして、14種類というような形になっております。その年の気候によって変動する品目も当然ございますので、令和3年度の実績としましては、10品目42種類の返礼品というふうなラインナップになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、返礼品の中身と種類をお尋ねをして、ご答弁賜りまして、10品目の42種類で、大きく分けて、米、果物等々で、米も種類があるし、果物も種類があるということでお聞きしました。

例えば、ここに頂いた資料に私目を通してありますが、いわゆる無形の返礼品。例えば、先ほどのように返礼品が要らないというふうに答弁があったと思います。それはそれで、返礼品は何も要らないんだと思うんですが、いろいろなよその自治体のやつなんか見ますと、例えば体験ですとか、そういうような無形の、要するに体験型の無形のそういうふうな返礼品もあると思いますが、その辺はどうですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今のところ鏡石におきましては、無形の形でこちらに来てくださいますとか、そういうような形の返礼品の用意はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 何だか最近、私が一般質問でこのふるさと納税やるかなと思ったら、この前、車の中でテレビ見ていたら、これは運転中ではないですよ。車の中でテレビ見ていたら、ふるさと納税の話題やっているし、この前の日曜日なんかもちよっと家内と一緒に出かけたら、その途中でふるさと納税の話もやっているし、意外と人気でやっているのです。この前やっていたふるさと納税は、兵庫県のどこかの町だと思ったんですが、そこでは、例えば100万円とか出しますと、その地元のローカルテレビの司会だか何かをできると。そういう出演が結局返礼になっているわけです。ですから、あとは先ほど申し上げたように、全国的に見ますと、いろいろ体験ですね。スポーツ体験だったり、レジャー体験だったりあると思いますから、例えば私思い立ったのは、それこそ町長やっぺらっしやるとおり、牧場の朝の町鏡石で、岩瀬牧場はまだ民間会社としてありますけれども、例えば乗馬の体験とか、そういう動物と触れ合い体験とか、そういうものも私はいいんじゃないのかなと。ぜひそういう面でも、岩瀬牧場あるいは岩農とも連携していただいて、そういう無形のほかではできないようなものをやらないと、私は結果的にはこの我が町のふるさと納税はむしろすたれていっちゃうんじゃないのかなと思っていますから、今、総務課長3回説明あった有形の、要するにそういった有形の返礼品ではなくて、無形の体験型や様々な参加型のそういうものもやってはどうかと。

特に今回、木賊町長、地域おこし協力隊でサッカーの指導員を全国的に募って、これはなかなか応募少ないと思うんですが、本当にいい人を選んでいただいて、そういう方々にもご協力いただいて、例えばサッカーの指導の体験とか、恐らくやっているところではやっているかもしれないけれども、ただ、それよりもいいものを目指せば私はいいと思うんです。結局、二番煎じ、三番煎じが悪いんだという話もあるんですけども、ただ、よそよりもいいものをつくれればいいわけですよ。逆に二番手、三番手の良さもあるわけです。もちろん一番真新しいものもいいと思うんですが、ただ、これまでがものを町内の方々から作ったもの、あるいはできたものを買ってきて、これを返礼品に返してやるんだ、これでいいんだという形では、この制度は成り立っていかないと私は思います。ですから、そういう意味では考えていただきたいなというふうに思っています。

それでは、③番のその品目ごと、今、総務課長さんから説明いただいた品目ごとの購入実績、どれぐらい買ったのか。これはどういうふうに表示していいのか私も迷ったんですが、実績ですから、目方なのか、価格なのか、それは分かりませんが、とにかく実績を示すような指標を与えていただいて、それぞれこの業者とか、どこのあれから買ったのかと

いうのをはっきりしてもらいたいなと思っています。③番の質問にお答えいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税の返礼品で、鏡石におきまして人気が最も高い品目は果物になっております。中でも一番人気となっているものが桃でございます。令和3年度の全体の申込実績が1,440件。1,440件のうち513件が桃を選択されているということでございます。パーセンテージにしますと、35.6%を占めております。2番目が返礼品を希望しない方がいらっしゃいます。3番目がエゴマ油、4番目が福島牛、5番目がお米というふうな形になっております。

ふるさと納税の返礼品につきましては、インターネット受付開始してからは、直接納税がほとんどありません。ほとんどがインターネットによる申込みでございまして、寄附者の方がウェブサイト上で寄附金額と返礼を直接選ぶことになっております。

生産者ごとの回答につきましては、個人情報になりますので、ここでは控えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、せっかく答弁していただいたんですけども、最後が私の質問に答えていない、個人情報ということ。それこそ昨日私がこの質疑でお尋ねした、個人情報に当たるかどうかということも含めて。例えば、今説明あったのは令和3年度実績1,440件のふるさと納税の申込みがあって、うち513件は桃なのです。35.6%、3人に1人は桃を頼んでいるんですね。圧倒的にこれ桃が多いんです。なおさら、今日傍聴者いっぱいいるかもしれないから私言いますけれども、今年の実績も載っているの、これ。令和4年度、1,844件ふるさと納税しているうちに、何と返礼の桃は1,268件です。1,800のうち1,268が桃なんです。何でこんなにいきなり今年増えたんですか、これ。去年でさえ35.6ですよ、3人に1人。今年は3人に2人じゃないですか、これ。今まで例えば一桁、二桁やってきて500、分かりますよ。いきなり今度何で今年倍以上なんですか、これ。まず、そこからお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 桃が人気で集中しているという点については、こちらが誘導しているわけではなくて、申込者がネットの中で指定しているので、鏡石の桃のおいしさが伝わっ

てきたというふうにしちちょっと理解はできません。

先ほどの生産者別の回答になると、個人情報というよりも、統計的にネットのウェブ系のところで全部受け付けて、そこに個人の名前が載っているわけです。桃を受け付けて、鏡石町がその桃に対する発注を町内の業者に振り分けているわけではございませんで、ネットの中で何々商店、何々農家、何々ファームとか、そういうところをやっているのです、現実的にはちょっと件数を把握するのがなかなか難しいというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） なるほど。現状のインターネットの申込みの方法ではなかなかつかめないうことなんでしょうけれども、でも、例えば消費者というか、納税する人は、じゃ、その商店の何々さんが作っている桃を買うということなんですね。そこに出てこないものは結局は買えないということだということなんですね。じゃ、例えばそこにAさんという人の桃とBさんという桃、Cさんというふうに、そういったものは意外と簡単に参画できるんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 次の④の質問にもちょっと絡んでくるんですが、今まで受付した中で、やはり我々としてもラインナップを広げたいので、現実に今インターネットを見ただけならば分かるように、3軒の桃農家しか登録されておられません。実際に登録やっている果樹農家さんは、台帳上では35軒ぐらいあるんですが、実際にやっているとなるともっと少なくなるのかなと。そこにはお声がけは農協の果樹部会とか、産業課のほうからお声がけはしているんですが、なかなか生産量の問題であるとか、あと一応贈答用の桃なので、うちのところはそこまで品質高くないよとこう謙遜される農家の方もいらっしゃるしまして、現段階では3軒の農家さんが受けているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、総務課長さん答弁熱心にしていただいて、私ももう少しインターネットを見て勉強してくれば良かったんで、本当に大変失礼だなと思ってはいるんですが、今、3軒の桃農家さんと言いましたけれども、鏡石町は、例えば贈答用桃かそれかどうかは分かりませんが、いわゆる桃農家と呼ばれているのは何軒ありますか、鏡石町に。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 役場のほうの資料、ちょっと古いかもしれませんが、一応登録上は35軒ほど登録されております。でも、実際に活動しているところ、休止しているところもございまして、実態としては30は切っている、20台中盤ぐらいには思っております。

以上です。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 35、少なく見積もっても30弱ぐらいですか、課長さん答弁だと。そのうち3軒しか、いわゆる鏡石町の代表的な農家として載っていないという、この実情は何ですか、これ。ほかの二十数軒の農家はどうでもいいんですか、これ。私何でこんなこと聞いているかと言うと、私桃大好きで、私の口はあまり、上手な言い方が分からないけれども、おいしい桃か、おいしくない桃、分かります。もう44年生きていけば、大体おいしい桃か、おいしくない桃か、地元の特産品だから食べれば分かります。この町内、本当においしい桃たくさんあります。確かに贈答用と言って、きれいに箱詰めして売らなくちゃならないものもあれば、いわゆる家庭で食べるような桃だっておいしくて、ただ傷ついているからと。それこそこの前、ひょうの被害とか起こって、被害受けて、それで大変な思いしている農家というのはあるわけですね。だから、私はむしろそういう人たちを出してあげて、安くたっついていいから。逆にそういうふうな手伝いをするのが町の仕事じゃないですか。実際こういった農家の選別とか、あるいはそういったことをインターネットに載せるとか、それを例えば仲介業者、さとふるとかそういうところに紹介するのは、これはどういう形で進められるんですか、これ。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

果樹農家の規模について、大きければ大きいほどいいわけではございません。それは当然だと思います。それは家庭内の家族だけでやっているところとか、家族でも大家族、中家族、小家族という人数の問題もございまして、そちらのほうにつきましては、経営規模については役場がちょっと、例えば経営規模を拡大したいというのはアシストできますが、経営規模を拡大したほうがいいんじゃないというようなところは、やっぱり希望がないとなかなかつながらないのかなというふうに考えております。

全く3つの農家以外のところにアクセスしていないわけではございませんで、この制度が始まった当初から、果樹の部会とか、農協さんの協力とかでいろいろな話をしている中で、先ほど申しあげましたように、いや、うちは今の規模でいいだよと、外に出すほどじゃな

いですしというような形、あとは直売所を持っている方だとそっちにまで回す桃はないんだというような形で、結局残ってしまったというのが今の3つの形でありまして、決して全然無視をしているわけではなくて、いろいろなアプローチをしながら今のところになっていると。ですから、そういうところを見て、今回の桃の人気の高いと。じゃ、計画出してみようかというようなことがあれば、当然農協さんなり役場なりがアシストして、じゃどういふうな形で規模拡大していくというふうなところはございますが、結局個人農家の形の方を無理やり拡大させるわけにはいきませんので、そちらのほうはちょっとご了承いただきたいかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 先ほど生産者別の売上高を問うという私の質問に対して、なかなか実際ここでは答えにくい質問だと思うんですね。もちろん、ただ、先ほど課長おっしゃったようにインターネット見れば出ているわけですから、それは私の不勉強だし、ここにいる皆さん方も興味があれば見ていただきたいというふうに思っはいて、私からの希望ですけれども、やはりほかの方々にももう少し、これ④番の質問にもつながるんですが、やっぱり多くの生産者の方々が関われるような仕組みをぜひ構築してください。小さな農家であれば、小さな農家が組み合わせて、やっぱりちょっと組合でもいいし、部会でもいいし、そういったものを先ほど課長さん説明あったように、ぜひともそういうふうにして、多くの方々が参加できる仕組みをつくらないと、私はこの制度は成り立たないと思います。だって、30何軒のうち3軒しかないんだもの。ほかの方々は蚊帳の外なんです。この制度にのっとして全国に桃が行かないんです。それこそ直売所だの前通った地元の人とか、それこそ近隣の市町村の人だけしか、そういった方々の桃もぜひ全国に行き渡るようにして、もしかしたら、そういう中でこっちの桃のほうがおいしいなんていう人もいるわけです。私はそういうほうが極めて開かれた町の町政だというふうに思います。35軒のうち3軒というのは、私はびっくりしました。35軒もあるというのも、これもびっくりしましたがけれども、そのうち3軒しかない、10%もないというのは私はびっくりしました。今年は桃が多いと。来年も恐らく同じなんじゃないですか。鏡石町の特産品、桃。私もそう思います。

あとは、ほかの特産品もこれ何とか増えるように頑張ってもらいたいんです。私も東京に行くときは、いつもうちの近くにある昔から付き合いのあるかぎやさんのぶどう氷を持っていったりするんですけども、あと何を持っていったらいいか分からない場合もあるんです。季節になれば、桃を送ったり、苺を送ったりというのもあります。それぞれ農家さんから直販で、直送してもらったりすることもありますけれども、でも、私は特産品ももっとも増

やさなくちゃいけないのかなというふうに思っています。この桃が増えたことによって、ほかの特産品は逆に減っているわけですよね、総体的に。この辺はどういうふうに考えますか。どのように対策を講じるか、その辺お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 吉田議員、③の再質問ということでよろしいんですか。

○3番（吉田孝司） ④です。

○議長（古川文雄） ④でいいんですか。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税の返礼品事業としましては、鏡石町の特産品として全国に広まることは、地域ブランドの向上や町のPRに大きく影響するものと認識しております。そのために事業展開を図るに当たりまして、観光団体の加盟団体や農協の果樹部会等の方々にも協力できるかどうかなどを相談してスタートしたというような経緯がございます。

生産の問題、先ほどから何か3農家以外は蚊帳の外というような発言になっていますが、じゃ、誰にも声かけていないのかと言えば、声はかけているわけです。お声がけはしています。その中の農家の選択として、私のところはいいですよと、私のところはこれこれこういう理由でいいですよという選択をされているので、我々がそこ以外をみんな無視しているような状況ではないというだけご理解願いたいと思います。その方々もそれなりの直売所で目いっぱいなんだと、もう生産量がここでオーケーなんだと。あと、お得意様のところへ送るだけで目いっぱいなんだとかというそれぞれの理由がありまして、我々も、じゃ、補助金出すから規模拡大してくれというふうにはなかなか言えないような状況もございますので、そちらのほうもご理解いただきたいなと思います。

多くの生産者から協力が得られるにはどのような配慮が必要かと言いますと、やはり生産量の問題、規模の問題です。あと経営の方針、先ほど言ったように直売所だけでいいんだよと、外にはなかなか出せないんだよというようなこともございますので、このような協力いただけない生産者がいらっしゃるというのも事実であります。あとは新商品の開発というのも必要のところなのかなというふうに思います。今後は、鏡石の振興公社では、農協とかの連携を図りながら、より多くの生産者の方々の協力が得られるように、ご質問どおり協力が得られるような形で進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひそのように配慮いただければと思います。しつこく何回もやる必要

はないと思うんですが、例えばそういう町としてこういうものを特産品として考えるということであれば、その選択肢になっているそういったものを提供していただける方々にどんどんアプローチしていただいて、あとやるかやらないかは、結果的におっしゃったように生産者の問題、ご協力いただけるかどうかですから、そのアプローチ、要するにこういったものを行っているんだと、こういったものを町を挙げてふるさと納税に取り組むんだという姿勢をしっかりと見せていただいて、その方々に協力をいただければいいんじゃないのかなと。町が本気になってやろうという姿勢を見せなければ、生産者は協力していただけないと私は思います。お互いに一緒になって、協力して頑張っていていこうという気持ちが私は大事だと思っております。執行と議会の関係も同じでございます。

(3) 番、今後のこのふるさと納税、我が町の目標や課題あるいはそれに対する具体的対策をお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税の今後の目標に関しましては、もちろん寄附金額が大きくなれば大きくなるほど税収が増えますので、増加させるためのPR活動が重要かなというふうに考えております。

また、町の特色ある返礼品の選定の中から、先ほど議員がおっしゃったような方法も、無形のものも含めましてブラッシュアップしていくなど、いろいろな多くの種類の返礼品のラインナップが必要であるということが必要でありますし、それが逆に言うとな課題となっているということでございます。

このように目標と課題の中で今後検討すべきことにつきましては、事業目的や資金目標を明確にしたクラウドファンディング型のふるさと納税、もしくは企業版のふるさと納税などに着目しまして、そちらの調査研究を行いながら、自主財源の確保に努めていることが需要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 時間が短くなってきましたんで、最後に私から提言をしたいというふうに思っております。

このふるさと納税、今日説明にはありませんでしたが、日本一は北海道紋別市の153億円という金額、そしてまた、110万件という申込みでありました。ここを目指すという必要は私はないと思うんです。ただ、この制度にのっかって、しかも総務省に目をつけられない範

困でしっかりやっていただきたいと。そして、先ほど一番最初、総務課長さん説明いただいたとおり、これはふるさと納税によって、結果的に自分自身の所得税ないしは住民税、市町村の住民税が軽減されるということがメリットでありますから、そのメリットを生かさせる、要するに寄附してくれる人たちにそのメリットを最大限生かさせなくちゃいけないわけです。私はここに目をつけたんです。市町村民税の控除額が多いところはどこかというのを目をつけました。そうしましたら、一番多いのは神奈川県横浜市なんです。横浜市の方々はいっぱいふるさと納税をして、その恩恵として自分のところの横浜市に払う税金を安く済ませているんです。そういうことをやっている。上から順番に読みます。横浜市、名古屋市、大阪市、川崎市、世田谷区、さいたま市というふうに見ると、全国の大きな市が名前を連ねているんです。簡単に言えば、我が鏡石町がこの大きな大都市に名前が売れば、我が町にふるさと納税をしてくれる人が増えるということなんです。だって、この方々は変な話、最終的には自分の恩恵は住民税の結局減税に、控除になるというふうに、そういう考え方もできないわけではないと私は思うんですよね。ですから、こういったところを中心に我が町はアピールをしていくべきではないかと私は思います。ただインターネットに載せて、全国どこからでもふるさと納税してねでは私は駄目だと思っていて、それこそ町長、副町長には、ぜひこういう大都市圏にPR活動をしていただきたいと私は思います。もうピックアップして、ここ狙って、ここ狙ってと、ここの方々をもうつかむという形でやっていったほうが私は早いなと。例えば横浜市なんていうのは、それこそさっきのサッカーの盛んなところでもあります。マリノスとか、昔からあるところもありますし、名古屋もこれ、サッカーのあるところだし、例えばそういうところの人たちをサッカーの体験、それこそ1週間ぐらい泊めて、何かできるような体験のそういう将来のエキスパートを育てるようなそういう体験でもいいと思います。なかなかそういうJリーグとかにそういうのに入れない子供たちを入れる、そういう体験でもいいと思うし、その辺は検討してください。

私の提案もう一個です。実はこの第5位が前から話をしている世田谷区なんです。私の友人の松村という人が副区長をやっているんですけども、副区長と言っても、副市長と同じ、副町長と同じ扱いですから、特別区ですから。これ言っちゃうと個人情報かもしれないけれども、もともとサイボウズというIT企業の社長室長までやった人なんです。私はこれ提案しますが、町長、副町長、お願いしたいのは、この世田谷区とぜひとも仲良くなっていたら、この世田谷区の方々に我が鏡石町に目を向けてもらえないかと。後々出てきますけれども、例えばそういった方々の高齢者も含めて、そういったところであふれた高齢者我が町で引き受ける。そういうふうな場所で鏡石町はあってもいいのかなと。

そしてまた、今、DXをこれから推進する中で、ぜひともDXの先進地としての世田谷の真似をしていただきたいと。世田谷区の副区長になったのは、区長に見初められてDXをや

るために副区長になった人です、この人は。サイボウズ社を辞めて、サイボウズというのをご存じですよ。イントラネットとかお使いになっています。役場でも使っています、サイボウズ。その社長室長までやった人なんです。ですから、そのITの活用も含めて、ぜひともお願いをしたいと。ですから、姉妹都市とかそういう関係でもいいんで、有効都市みたいな形で仲良くしてもらえばいいと思いますし、副区長さんであれば、私は顔つなぎができますので、いつでも連絡できますんで、おっしゃっていただければ幸いです。

以上、このふるさと納税について、あと、今、我が町には実績はないと思うんですが、いずれ企業版のふるさと納税、こういったものもありますので、ぜひこういったものも活用するということも将来的には考えていただきながら、そのためにはまず地元の企業を育てる、あるいは地元企業を誘致するということがまず前提になりますので、ぜひこういったものも企業誘致を考えながら、その先にはこういうものもあるんだということを考えながらやっていただきたいというふうに思います。

さて、2番の質問に移ります。

2番の質問は旧国道、これは正式名称が町道笠石・鏡田線という道路で、私のクリニックの前を通る道路、そして役場の前を通る道路でございます。昔から旧国道というふうに言ったほうが皆さん分かる、町民であれば誰でも分かる道路だと思います。大事な道路であります。

(1) 番の質問であります。これは私がちょっと誤植と申しますか、間違いでありまして、これは旧国道ですから、もともと国道で、これが町道になったということだというふうに思っております。ですので、国道であった頃から町道になった、格下げされたときの事情、いつかということも含めまして、そういったご説明を賜りたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） おはようございます。

3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

笠石・鏡田線は、国道4号と並行して町内の主要部を南北に縦断し、国道及び県道等を連絡している幹線1級町道です。国道4号の久来石交差点を起点とし、蒲之沢交差点先の須賀川市との行政界を終点とした総延長5.1キロメートルの2車線の道路です。

笠石・鏡田線が全線町道になるまでの経過でございます。国道4号、今の国道でございますが、昭和36年度に着手され、昭和38年に2車線で供用開始されました。国道の開通に伴って、旧国道は一部県道となりましたが、そのほとんどが町道に移管されました。一部県道となったのは、県道成田・鏡田線です。やすこくや前交差点を起点とし、オーツカバン前交

差点まで、そこから東に向かい、中学校前を經由し、成田の旧宿屋敷内を通る県道須賀川・矢吹線に連絡する道路でした。その後、昭和60年から平成9年度にかけて、地方道路踏切除却事業、これは成田街道踏切の除却、これが行われました。ここで中央地下横断歩道の新設と、新たに県道成田・鏡田線バイパス化によるJR東北線をまたぐ笠石高架橋が新設されたことにより、平成10年に県道から町道に移管され、現在の全線の笠石から鏡田までの笠石・鏡田線の姿となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ありがとうございます。私、やすこくやからオーツカバンが県道だったという、これはこの部分だけを多分記憶していたのかもしれないです、県道という。あと、おっしゃった説明のとおり、よく分かりました。

さて、今、町道になってから様々、いろいろされたりしていますが、何か町道になってから行われた大きな整備は今まであったでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

笠石・鏡田線は、国道当時の昭和36年に町の中心部のみ県事業で舗装を実施されてきました。町道で初めて舗装されたのは、昭和39年から昭和40年にかけて、笠石・鏡田線の一部と駅中央線の駅から役場の間でありました。その後、笠石・鏡田線、旧県道成田・鏡田線の部分でございますが、ここにつきましては、県事業で昭和61年度から昭和62年度にかけて、やすこくや前交差点から第一小学校前の両側の歩道をカラー舗装にする街路整備をしました。さらに、町道部の笠石・鏡田線の全線に歩行者の安全を図る歩道整備事業も行い、これらは平成9年度に完了しました。全線町道となった後の整備につきましては、主にやすこくや前交差点から以北の東側歩道整備や舗装の修繕工事を行ってまいりました。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ありがとうございます。ほとんど私が生まれる前のことがあって、お聞きしないと分からなかったもので、本当にありがたいことだと思います。

さて、3番です。

4号線が拡幅されて、いわゆる4車線化が完了したわけであります。令和4年3月16日に4車線通行が可能になったと。それに伴いまして、4号線、そしてまた、このいわゆる旧国

道、それぞれの交通量が変化してきたというふうに考えます。どのように変化したのか、最近分かる範囲で結構ですので、お知らせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

国道4号鏡石拡幅事業、これは令和4年3月16日に久来石交差点までが全線4車線通行が可能となりました。令和4年7月に郡山国道事務所が公表しております町道笠石・鏡田線の交通量ですが、開通前、これは令和元年度の数字ですが、一日当たり9,000台の笠石・鏡田線の交通量がございました。その後、開通後でございます。これは令和4年ですが、一日当たり7,600台と約2割、笠石・鏡田線の交通量が減少しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） そうしますと、旧国道の通行量が2割減ったということは、逆に4号線のほうにその2割分は流れたということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

ちょっと手元にその数字が用意してございませんでしたが、国道工事事務所から発表された数字につきましては、やはり国道4号のほうは2割増えているという数値でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。これが今の我が鏡石町の交通の実態であります。

旧国道、9,000台もともと通行していたもの、一日9,000台です。すごい量です。これが4号線が拡幅して渋滞が緩和されて7,600台に減ったと、2割減ったということですが、私から見れば7,600でもまだ多いような感じはいたします。ですので、一日7,600台も通る旧国道を何とかしなくちゃいけないという気持ちは、我が鏡石町町民の考え、誰でも持っていると思う。

そういう中で、この前、町長、教育長、熱心に答弁されて、議長にも協力いただいて、いわゆる鏡石町子ども議会を開催されたということで、ここの中に第一小学校1番議員の込山怜奈さんの質問の中で、やはり旧国道の、これは横断歩道の設置、そしてまた、信号機の設置についての要望といいますか、質疑があったわけです。これに対して、町長は学校や地域

の皆さんと協力してということで、横断歩道が設置できるように進めていきたいというふうな前向きな答弁をいただいたということで、これは本当に子供さん喜んだんじゃないのかなというふうに思うんです。特に込山さんというぐらいの名前だから、恐らくあっちの鏡田とか高久田のほうから通ってきている子供さんなんだと思うんですよね。そうすると、向こうから来ると本当に1つも横断歩道ない、信号もないという、それこそこの前鏡田の人にも聞いたら、ここは高速道路と同じだみたいなそんなふうなこと思ってもう何十年も住んでいるという人もいるわけです。要するに、須賀川ドライビングのところから、Y字のところから旧国道に入ったら、もう全然何も遮るものないから、どんどんどんどん加速をして、速いスピードで走ってくる車が多いということで危険も感じている。そういう中で、私はやはりこの子供さんと同じように、このように横断歩道や信号機を整備してほしいというふうに思います。先ほど課長答弁の中では、東側歩道とか、要するに一般の普通の歩道はこの歴史の中でしっかり整備されてきた歴史があると思いますから、あとはこの横断歩道、そしてまた、信号機を整備だと思うんですが、子ども議会と同じ答弁のような形になるかもしれませんが、ぜひこの辺の計画をお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 信号機等のことに関しますと、公安関係、交通安全関係ですので、私のほうからご答弁させていただきます。

町道笠石・鏡田線の歩道につきましては、両側が整備されておりまして、歩道の老朽化による破損や段差等の主要箇所については、直営作業なので補修を行っているのが現状でございます。

本路線につきましては、信号が5か所設置されておりますが、主要道路との交差点のみというような形でございます。町としましても、交通安全対策協議会や交通安全協会と連携をしまして、信号機の設置または横断歩道の設置などにつきましては、交通管理者である警察署、公安委員会の案件ですので、基本的にはそこに要望するというような形なのかなという形で、今後要望をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今せっかく課長さん答弁していただいたんですけども、前も私言ったんですけども、これ私同じ質問を議員1期目のときもやっているはずなんです。そのときもやはり同じ答えなんです。結局所轄の警察署を通して、県の公安委員会に要するに要望を上げるんだというふうになっています。これも、この前私も全協か何かで言ったと思います

が、それでは遅いし、迅速じゃないし、いつになってもやってくれないし、やってくれるかどうか分からないんです。それこそ要望なんていうのはみんな上げますから、そのルートだけだと絶対駄目です。もうやっぱり一番早いのは地元の県会議員にということです。鏡石町には、今、県会議員なくなっちゃたんですけれども、この須賀川・岩瀬選出の県会議員にお願いして、それこそそこから公安に頼んでもらえばいいんです、県の公安に。ですから、そういうふうな様々なルートを活用していただいて、もうこれ全ての分野と同じだと思うんです。国に頼むにしても、県に頼むにしても、どうやって頼んだらいいかというのをちゃんともう一度これ考えながらやっていただきたいと思います。確かに課長おっしゃるように、正規のルートはそういうふうな道筋ですけれども、しかし、私はこれは町長、副町長にやっぱり政治力でも頑張ってもらわないといけないかなと思いますので、その辺頑張ってください。私ができることもやっていきたいというふうに思います。

さて、5番の大型車の通行で、私のクリニックもそうですけれども、沿線の住宅はみんな揺れるんです。もうちょっと大きなのが来ると、だだだだという地鳴りから始まって、実際に真横を通るときの振動はたまったもんじゃないです、本当に。それこそ東日本大震災の振動を思い出すかのような振動を感じる場合もあります。特に大きい車、トレーラーみたいな大きなのが通ると。私はそれに対してどのようにしますかという質問を考えてきたんですけれども、まずどのような答弁を用意されているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

大型車の通行による振動やそれに伴う地鳴りは、車道の段差が原因でございます。車道の段差は、舗装の老朽化や住宅地への上下水道引込み工事の継ぎ目跡やマンホールの段差が主なものです。現在、老朽化した舗装の長寿命化対策として、年次計画により舗装修繕工事を実施しています。さらに、住民要望に対応するために直営作業による補修も行っております。工事施工の際は、舗装の打ち継ぎ目やマンホールすりつけについて、極力段差が生じないように工夫しながら施工しております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） そうような答弁ありがとうございます、本当に。私提案したいのは、もう極端な話をしますけれども、旧国道を大型車が通れなくしたらいいんじゃないかと。ただ、全ての大型車では困るんです。町の指定とか、何かしらの形で通ってもいいよと。例えばそれは、申し上げたように町が認定して許可証を持っている、通行許可証を持っているよ

うな形で通せば、それはできないことはないと思います。大型車禁止、ただし許可のあるものを除くというふうにすればいいわけですから、それはできないことはないと思うんです。いずれにしても、私はこの大型車の通行が旧国道の通行にそぐわないと私は思うんです。先ほど都市建設課長さん答弁いただいたように、今、4号線にどンドン流れていると。私はその流れている車が、それが大型車もそっち行ってくれているのかなというふうに期待はしておりますが、いまだに大型車が通っています。そして、かなりの数が通ります。もう夜中なんて、例えば大きなドラックストアなんかあると、そこに搬送する車なんかも夜中通ったりして、びっくりするぐらいなんです、私。最近はあまり夜中まで仕事しないようにしていますけれども、ちょっと少し私も年取ってきたんで、徹夜なんかできないんで。ですけれども、ちょっと帰りが遅くなったときに、どどどどなんて通ると、どこに行くのかなと思ったら、大型のドラックストアにもものを運ぶようなトラックも来たりするわけです。ですから、例えばそういうものは仕方ない。仕方ないというか、許可をもらえば通しても仕方ないけれども、例えば、それこそ今、原発の事故の後にいろいろ土を運んだり、そういうものもある程度もう、これ大事かもしれないけれども、だからといって自由に旧国道を通るんじゃないかと、私はそれを例えばルートを決めていただいて、なるべく歩行者とか普通の自動車が遭遇しないようなルートを決めてやってもらったらいんじゃないかと。だって、考えてください。この役場のメインストリートを大型車が通るところの風景、もう一度よく思い出してください。本当にきれいな町というか、景観のいい町と言えるかどうか。私は道路は道路、人は人というふうに、やはり今、都市計画も宅地は宅地、農地は農地という形で進めています、交通もやはりそのように進めるべきだと思いますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

地鳴りと振動等についても、私も沿線に住んでおりますので体感しておりますけれども、大型車の規制のご提案ありました。ありがとうございます。ただ、一つは、国道4号と旧道の関係が一つあります。いわゆる国道4号で交通事故があった際には、旧道が迂回路となっておりまして、そちらについての状況についてもさらに研究は進めていかなければならないだろうというふうに思っています。

あと、国道4号がいわゆる中央分離帯ができた関係で、大型車の回転がなかなか難しいときには、例えば仙台のほうに向かって行って、また、東京のほうに向かっていく際には、蒲之沢交差点を使って旧道に戻っていくというふうな状況を、私も目の前に住んでいますので、見ております。そういった関係で、旧道を使ってまた東京のほうに向かっていくというふうな状況もありますので、その辺については抜本的な状況は、町でできる範囲内では、今、旧

道については路面の舗装を計画的に進めておりますので、そういった中で住民が安心してお休みできるような、あと一つは、私の家もそうですが、東日本大震災で大きく何回も揺れてきております。そして、令和3年の2月の地震、そして昨年3月16日の福島沖の地震ということで、大分家屋が揺すられて緩くなってきているという状況の中では、振動も家自体の問題もあるのかなというふうにも私なりに思っておりますけれども、そんなところを含めて、できるところについてはこれから積極的に進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川文雄） ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時04分

開議 午前11時09分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 先ほど町長から答弁いただきましたけれども、ぜひともこの旧国道の交通の対策、重ねてお願いを申し上げたいというふうに思います。

もう一つ、（6）番になりますが、旧国道にはいわゆる水はけが悪いとそういう問題があって、これまで様々な改善がされたと思いますが、最近の降雨後の沿線の排水状況はいかかなものか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

（6）降水後における沿線の排水状況のお質しでございますが、ご答弁を申し上げます。

旧国道笠石・鏡田線の道路雨水処理につきましては、両側に設置してある道路の側溝を利用して、道路中段の高低差により雨水を流下させて、流末の排水路に排出しております。通常の降雨では支障はありませんが、短時間の異常豪雨で雨水が急激に集中し、側溝の排水能力を超えた場合、一時的に道路に水がたまり、交通に支障を来すおそれがある箇所もございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） いまだにそういう状況があるということで、そちらのほうの改善もさらに努めていただければというふうに思います。

3の質問に移ります。時間がないので、ここからはスピーディーにまいりたいというふう

に思います。

(1)の質問であります。これまで私、地域包括ケアについて様々な質問や意見を申し上げてまいりましたけれども、今、我が町において、この町内における地域包括ケアはどのようなになっているか、その実態をどのように捉えているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健やかに生活していくには、介護、福祉、健康、医療など様々な面で総合的な支援が必要とされ、そのための中核的機関として包括支援センターを設置し、相談・支援等を行っております。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供するため、令和2年度から須賀川市、天栄村、鏡石と共同で須賀川医師会に委託し、須賀川地方在宅医療・介護連携拠点センターを設置しております。

地域ケア会議推進事業につきましては、理学療法士等専門職をアドバイザーに迎え地域ケア会議を実施することで、地域内のネットワークづくり、課題解決を図っております。

生活支援体制整備事業につきましては、生活支援コーディネーターの配置や住民が主体となって地域課題を解決する仕組みをつくり話し合う協議体活動の推進のほか、住民主体の集いの場、サロンの活動の支援や、天栄村と共同設置しております認知症初期集中支援チームの活動を中心とした認知症高齢者等の支援等を通じて、高齢者を支える地域づくりの整備を進めております。

今後も地域の実情に合わせ、地域ケアシステムの構築、推進のため内容の充実を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。

(2)番に移ります。

その中の保健分野に当たります予防の分野です。いわゆるがん検診、大事だと思っております、このがん検診の充実を図っていくための具体策はあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

がん検診につきましては、健康増進法に基づき市町村が実施するものでございますが、検診の種別は厚生労働省が示す基準に従って、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんとなっております。

現在実施している検診等で全てを網羅しているとは言えない状況ではありますが、まずはこれらの受診率、また、利用率を上げることが疾病予防、早期発見に大きく寄与するものと考えております。しかしながら、現状の受診状況は約4割にとどまっている状況でございます。全ての方が受診しやすい環境づくりが喫緊の課題であると認識しております。

今後の検診の充実についてですが、令和6年度からの集団検診を来年度完成予定の健康福祉センターで実施することによりまして、受検者の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

また、各医療機関で実施する施設検診につきましては、例年9月から開始したものを7月に前倒ししまして、より実施しやすい環境で検診となるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひその充実に向けて頑張ってください。私も応援してまいりたいというふうに思います。

（3）の質問になりますが、これは子ども議会でも同じような質問がありましたけれども、この地域、この町には眼科、耳鼻科等の医療機関がありません。そのため、子供さんもやはり眼科、耳鼻科等の医療機関を町内に増やしてほしいという要望がありますが、それについてどのようにお考えになっているか、ご答弁賜ります。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問にありましたとおり、過半の子ども議会においても、子供議員からご質問の眼科、耳鼻科等の医療機関を誘致してはどうかというふうなご質問をいただきました。

ご承知のとおり、町内には7か所の診療施設と3か所の歯科医院がありますけれども、現状として耳鼻科や眼科については、町外の病院などを受診する必要がございます。本町の対応としては、須賀川市、天栄村、玉川村と共同で運営いたします公立岩瀬病院において、このような不足しがちな診療科目について対応しているところでございます。

ご指摘のように、民間医療機関の誘致に当たっては、患者の見込数、立地条件などデータ分析をした上で開業を判断することにはなるとは思いますけれども、現在は岩瀬病院の機能強化などと併せていろいろな手段を検討しながら、今後の医療サービスに向けていく考えでございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。

1点お尋ねしますが、例えば鏡石町の中の土地というとなかなか限られてきますが、駅東の開発に関して、今、第3工区やっていますけれども、例えばそれと今度逆に県道の南側、開発が進みますが、そういったところにこういった医療機関が誘致できる可能性はあるか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁を申し上げます。

今現在、開発をしてございます駅東第1土地区画整理地内にというふうなご質問かというふうに思いますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、この医療機関についての設置についても、いわゆる患者の見込数、そして立地条件等、それから、今現在鏡石町が加わっております公立岩瀬病院の経営等の考え方もございますので、そちらについては持ち越した課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 続いての（4）の質問ですが、いわゆる手話言語条例を早急に制定すべきと思いますが、執行はどのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

聴覚に障がいがある方に取りまして、手話はコミュニケーションを取る大切な手段であり、障害者基本法にも手話は言語として明記されてございます。障がいのある方も、障がいのない方もお互いに共生する社会づくりが求められておりまして、本町においては、聴覚障がい者の手帳を所持されている方が39名ございます。そういった内容を考えながら、また、県内の条例制定状況等を調査研究をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解賜ればと思います。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 県内では既に三春町が県内初で制定をされております。我が町でもそろそろいいのかなということで、私も手元に条例の案は持っているんですけども、ぜひ執行

のほうから出していただければというふうに思っております。

(5)の質問であります。いわゆる介護サービスをさらに充実させる、あるいは介護の事業者同士の連携強化、そしてまた、行政との連携を深めていくというふうな必要があると思っております。その施策はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

介護の分野における慢性的な人材不足は全国的な課題であり、町内事業者からも同様の声をいただいております。町といたしましては、介護分野の人材の確保を図り、介護サービスの充実をつなげることを目的に、令和5年度新規事業としまして、介護資格取得費用助成事業を計画しております。介護の現場で有効とされる介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修の受講に関する費用の一部を助成するものでございます。

また、地域包括ケアシステムの構築の中核機関である地域包括支援センターや関係機関と連携を密にしながら、介護サービスのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 1点お尋ねしますが、その介護事業の連携です。連携を深めるための具体策はお持ちでしょうか。どういったことをやれば連携が深まるかということです。お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 年1回行っておりますそれぞれの機関の方を参集しまして、地域の課題、あとは具体的な解決方法等の協議の場を一つ開催しております。

また、今後の課題ではあるんですが、町内の事業者を一堂に会しまして、いわゆる協議会といいますか、そういったものを定期的に開催して、ざくばらんいろいろな課題とか、いろいろな事例を話し合える場もつくっていききたいということでは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今おっしゃった協議会設置、そしてまた、その中での活性化、そういったこともぜひやってください。できればこういったことは先進地の事例を見ますと、大なり小なり毎月1回ないと駄目です。年に1回では駄目だし、でも、課長が今、前向きな答弁を

していただいたんで、ぜひこの実現に向けて新年度やっていただければと思います。

(6) そういった介護サービスの中で、いわゆる地域密着型サービスというものがあるのはご存じだと思います。それにつきまして、我が町は少ないなというふうに思うんですが、新たな地域密着型サービスを充実させていくべきと思いますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町内には地域密着型通所介護と認知症型共同生活介護の事業所が各2か所ずつございます。いわゆるデイサービスとグループホームでございます。地域包括ケアの充実には、介護を受けられる方々のケースに寄り添い、サービスを提供できる体制の整備が重要であるということは十分認識をし、サービス基盤の整備につきましても認識をしております。今後は、町内にないサービスの提供に当たっては、個々のケースに対応したサービス基盤の充実を図るため、介護保険事業計画に計画を盛り込みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ぜひ私個人としては、いわゆる地域密着型サービスの中で訪問看護を生かしまして、小規模多機能居宅介護というものをやりたいというふうに思っております。これは県の高齢福祉課にも相談をしているんですが、できれば新しい介護計画に入れていただいて、令和6年あたりからやりたいと思いますので、その際にご協力を賜りたいというふうに思います。

(7) 町、そして岩瀬福祉会という組織があると思いますが、その関係はどのような関係になっているか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

町では、岩瀬福祉会と鏡石町地域包括支援センター管理運営事業と緊急短期保護事業について委託契約を締結してございます。

地域包括支援センター管理運営事業といたしましては、包括的支援事業業務と総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を行っており、様々なサービスを高齢者に提供してございます。

そして、2つ目の緊急短期保護事業につきましては、虐待等により緊急に保護する必要が

生じた場合の高齢者に対して短期入所を行っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ありがとうございます。また、できれば6月の議会で、この分野については質問をさせていただければと思います。

大きな4番、一般社団法人かがみいし振興公社についてお尋ねをいたします。

(1)番、この組織を設置するに至った経緯及び存在意義をお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一般社団法人かがみいし振興公社は、昨年の6月20日に町の商工観光事業と農業関連事業の振興を図り、町民福祉の向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的に設立いたしました。

設立した経緯及び存在意義につきましては、地方創生が各地で進む中、当町の観光産業を取り巻く環境は大きく変わってきており、消費者ニーズの多様化、高度化により、選ばれる商品、サービスが求められてきております。設立前は行政が事業を実施していたことにより、予算内での活動や事務手続の複雑化、町補助金の負担増、酒類販売ができないなど制限があったことから、産業振興をより一層強化するため民営化、法人化することにより、行政に依存することなく主体的に取り組める組織として設立したところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） (2)の質問に移りますが、この法人の主な事業内容の実績、6月2日に、昨年できたばかりですからまだあれですが、そして、今後どのような事業をやっていく計画があるか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

主な実績につきましては、設立して8か月ではありますが、県外において農産物の販売、八芳園と連携した田んぼアート祭においての町のPRや町特産品の販売、岩瀬農業高校の卵を使用したカステラや、菜種を使用した食べるラー油の6次化商品を開発し、販売に向け、今準備を進めているところであります。

また、かんかんてらすにおいては、商品の販売先の拡充により、振興公社設立後の翌月、7月から2月までの8か月間の売上げは、対前年比で582万1,000円の増となっております。さらに、今月中には酒類販売の許可を取得できる見込みですので、町で栽培した特別栽培米を使った鏡の雫を販売できることとなりますので、今後は町内外での販売につなげていっていただきたいというふうに考えております。

来年度からさらに事業の拡大を図っていただきながら、産業振興の活性化につながっていければなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （3）の質問に移ります。

（3）はこの法人の役員構成及びその選出方法、そして、役員報酬の有無などについて問う質問であります。名簿をあらかじめいただいておりますが、これについてご説明を願います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

役員構成につきましては、理事長1名、副理事長3名、理事3名、監事2名であります。

選出方法につきましては、法人化設立準備委員会を設置し、組織に関することを審議していただき、決定をいたしました。

組織の構成メンバーにつきましては、観光協会の会長及び副会長、商工会の代表者、農業関係団体の代表者、農産物等販売農家、業者の代表者、スポーツクラブの代表者の合計9名の構成となりました。

また、役員報酬につきましては、設立間もなく財源が厳しいことから無報酬としております。定款では、社員総会において支給基準に従って算出した額を報酬として支給することができるようになっておりますので、今後は自主財源の確保に努めていただき、支給できるよう努力を重ねていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 前にお尋ねしたときに、この役員の中には町から行っている人はいないというふうに説明を受けたわけですが、副理事長に小貫秀明さんの名前があるわけですか。これは副町長と執行としてではなくて、観光協会の副会長ということでの認識でよろしいのか。

それも含めまして、(4)の町及びこの組織の関係性についてお尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

組織の関係性につきましては、振興公社は町の商工観光事業及び農業関連事業の振興を図って、町民福祉の向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的としております。そのようなことから、振興公社の役員組織の副理事長3名のうち1名が副町長となり、理事会で町の考えを示されるようにしております。産業振興の活性化は、町と振興公社が連携し取り組まなければならないというふうに考えておりますので、今後も関係性を持ちながら事業を展開していければなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) (5)の質問についてであります。今後この法人の運営の在り方についてどのようにしていくか、そのお考えを聞きたいと思っております。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(菊地勝弘) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今後の運営の在り方につきましては、現在行っているかんかんてらすの運営、ふるさと宅配事業、ふるさと納税商品発注業務、観光案内業務などの事業を継続しつつ、新たな事業として県内外での物販の強化、農産品の販路拡大、酒類の販売、ECサイト関連業務、6次化推進事業、さらには町施設の管理業務、観光事業の受託などが考えられます。今後は自主財源の確保に努め組織の強化を図って、自主運営ができるように進めていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 分かりました。ありがとうございました。

5の質問に移ります。5の質問は、行政区長についてであります。

(1)番、我が町においての行政区長の位置づけ及び役割をお尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政区長の位置づけにつきましては、町と町民との間の行政等に関する事務の円滑化を図るため各行政区に区長を設置しており、町長が委嘱しております。

主な役割としましては、町から町民に対する連絡や各種の庁舎事業または報告に関することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （2）の質問ですが、これまで話題になったこともありますが、行政区長に政治活動あるいは選挙活動の制限はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政区長におきましては、平成29年の地方公務員法の改正によりまして、地方公務員法第3条第3項第3号に定めます非常勤特別職から外れることになりました。このため、現在の行政区長さんにつきましては、私人として行政区の代表者というような位置づけになっております。したがって、政治活動や選挙活動については制限はございません。

しかしながら、行政区長は公正を主として活動が定められていることですので、行政区長の立場を打ち出した政治活動や選挙運動につきましては、公正に反すると受け止められてしまうおそれがあるので、自重するようお願いはしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） （3）の質問ですが、我が町において行政区長が最終的に決定するまでのプロセスについてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政区長の決定プロセスにおきましては、まず各行政区で定めております規約等に從いまして選出方法が決まっております。区から選出する際は、当然その行政区の総会を通しまして選出をいただきまして、役場に報告していただくと。その後、鏡石町区長に関する規則に基づきまして、区から選出した者を区長として町長が委嘱しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) (4)の質問であります、そういった形で町長が最終的に委嘱するということで、しかし、各行政区からの候補者が不適切であるとして委嘱しない場合があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

区長さんは各行政区が定める規則等に従いまして選出されているのが現状でございます、総会を通して選出されております。町としましては、各行政区からの選出につきましては、区長として適切なものであると考えております。したがって、鏡石町区長に関する規則に基づきまして、区長は区から選出した者を町長が委嘱している状況でございます、このような関係から、候補者が不適切であるとして委嘱しない場合につきましては想定しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄)

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司)
.....

○議長(古川文雄)
.....

○総務課長(橋本喜宏)
.....
.....

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) 最後の質問になります。

(5)番、行政区長の報酬について、現在の報酬額や改定時期をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政区長の報酬につきましては、鏡石町区長に関する規則に定めておりまして、報酬額に

つきましては、笠石区の55万1,000円から豊郷区の31万6,000円の間となっております。報酬額につきましては、世帯数などを考慮して定めておりまして、行政区の規模に応じた報酬となっているというような形でございます。

報酬の改定時期につきましては、行政区の状況の変化に応じて、必要に応じて改定をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

暫時休議いたします。

休議 午前11時41分

開議 午前11時42分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円 谷 寛

○議長（古川文雄） 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。

本定例会で2人目の質問をさせていただきます。

私は、今回の質問で125回目の一般質問になります。ただ、これは数や量だけではなくて、質問の質を内容のあるものにしたいと考えておりますので、答弁のほうもぜひ内容のある答弁をいただきたいと思っております。

毎日我々はテレビとか新聞などでたくさんの情報を見ているわけですが、これらの情報を通じて、我々社会は今、いい方向に向かっているのか。それとも、変な悪い方向に行っているのかということを経々冷静に、客観的に考える習慣を私たちは持つべきではないかと思っております。その上で、我々国民はどう対応すべきか。特に政治に携わる人々は、それが重要な責務であると思っております。ある日の朝刊の川柳に「病んでいる証を毎朝見る朝刊」とありましたが、どうも今日の我々の社会は良くない方向に流れているような気がしてなりません。

ロシアのウクライナ侵略戦争は、全く許すこのできない悪事ではありますが、この混乱に悪

乗りするかのように、我が国の岸田自公政権は防衛費倍増と敵基地攻撃能力の保有というものを国会にも諮らず決定してしまいました。これは重大な憲法違反の行為であります。アメリカと同盟関係にある日本がそのような攻撃能力を持てば、アメリカとどこかの国が交戦状態に入った国は、次は自分が日本の攻撃にさらされるわけですから、これは日本を攻撃する、こういう判断になるというふうに思います。これは当たり前のことです。やられる前にやるという、そういうのが戦争ですから、これは日本は大変危険な状態に置かれたということでもあります。

歴代自民党政権が一貫して国会答弁などで言ってきた専守防衛。日本は憲法上、専守防衛しかあり得ないと言ってきたんですが、これを今、岸田政権は全面的に否定する、こういうことになります。さらに、防衛費の倍増は、現在は日本は世界9位の軍事費が計上されている国なんですが、これ一躍3位になるわけです。これはどうなるかと言えば、民生費を強く圧迫し、国債の増発とインフレで国民のさらには税負担を重くするという事は間違いのないことでもあります。

この動きに対して、元自民党総裁であり衆議院議長も務めた河野洋平氏は、テレビの報道番組で、あの大戦を反省し、決してあの過ちは繰り返しませんと何十年も言い続けて、その結果がこの政策転換というのにはあり得ないことであるというふうに述べております。日本国民も300万人以上、中国をはじめアジアの人々や敵対したアメリカの軍人やイギリスの軍人などを合わせると数千万人の犠牲者を生んだ第2次大戦への深い反省の上につくられた日本国憲法の平和主義の上に立つ教育を受けられた河野洋平氏のような政治家が、今日極めて少数派になってきております。戦争悲惨さ、それがもたらす食料不足からくる飢餓の体験を知らない政治家が多くなっていることが岸田首相の一連の軍国主義一括路線を許していると言わざるを得ません。

それらの路線の一つの現象が、出身の広島市の平和教育教材からはだしのゲンが外されるというニュースも出ていると思うのであります。私は、はだしのゲンの作者の中沢啓治さんと映画監督の山田洋二さんの対談をした岩波のブックレットを読んだことがございます。この中で中沢啓治さんは、私の父は戦争に反対した、いわゆるその反戦的な言動のために刑務所に入れられ、この反戦思想を変えるために何を国のほうがやったかと言うと、徹底的な塩分抜きのおかずを与えたそうでございます。そうすると、人間の歯はみんなぼろぼろ抜けてしまうんだそうです。ここまで権力というのは自分の都合の悪い考えの人をやると、戦争というのはそこまでやるんだということを我々は忘れてはならないと思います。権力に忖度をしているこういう政治を進めている、教育行政を進めている小役人は、その戦争の恐ろしさというものをもう少し知らなければならないと思います。

岸田首相は軍事費をGDP費の2倍にすると発言し、支持率が下がったのを気にしたのか、

今度は少子化を止めるための予算も2倍にするというふうに発言しました。しかし、先日の衆議院予算委員会では、長妻元厚労大臣が2倍にするのは一体金額なのか、それともGDP費なのかというふうに質問すると、初めに数字ありきではないとこういうことで何回も答弁されたので、大声になって反論をしました。全く意味の分からない答弁をしています。防衛費の2倍化についてはあれほど金額を明示しているのに、少子化対策は本気度が無いことが暴露されてしまっています。

私はこういう事態を目にしますと、任侠映画の俳優だった菅原文太さんがいつも言っていた言葉を政治家は忘れてはならないと思っています。その言葉とは、政治家には大きな2つの役目があると。1つは、絶対に戦争をやってはいけないということだ、そのために動くこと。もう一つは、国民を飢えさせないということでもあります。

1つ目の戦争をやってはいけないことを岸田内閣は忘れつつあることを述べましたが、もう一つの国民を飢えさせないことについても大変心配なことが次々と起こってきています。今、北海道などの酪農家は、ウクライナ戦争で餌代が急騰したのと、コロナ禍で学校給食がなくなり、牛乳の生産には生乳がダブついて、国はこの対策として1頭15万円の補助金を出すから牛を殺せと、こういう政策を打ち出しておりますが、これは大変なことになるんだろうと思うんです。

今から9年前にチーズ、バターが不足をしたのを機に、国は大きな補助金をつけて乳牛を増やしてきたんです。これを今度は補助金を出すから殺せと、こういうことを言っているんです。現在、日本で消費をする乳製品の38%は輸入品だそうでありまして、先進国でこんなところはどこにもないと。工業製品の輸出に消費するので、乳製品の輸入は減らせないとでもいうのか、日本政府は乳製品の需給を高める政策は取ろうとしていません。余った牛乳をなぜ加工して蓄えようとししないのか。全く我々は理解できません。9年前のあのチーズ、バターの不足を全く忘れたかのようであります。

また、これだけ小麦、トウモロコシなどが大幅に値上がりしているのに、大量の在庫を抱える米についてはあまり値上がりせず、農家の米作りは赤字経営が続いていて、後継者不足も深刻さを増すばかりであります。これにも何ら抜本的対策はありません。もし大きな天候災害や戦争がもっと大きくなったら、日本の食料危機はどうなるのか。日本の国のかじ取りをしている与党、自民党、公明党の国会議員の一人一人に菅原文太さんの言葉をかみしめてほしいと切に願う所存であります。

通告書に従って、具体的質問に入ります。

○議長（古川文雄） 円谷議員、時間ですので、質問は午後からでよろしいですか。

○11番（円谷 寛） 分かりました。

○議長（古川文雄） 昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前 11時53分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 午前中に引き続き質問をさせていただきます。

通告書に従い、具体的な質問に入ります。

その1番は、成田遊水地事業についてであります。

今回もこの問題を最初に質問させていただきます。

私は成田の区長も体験させていただきましたが、成田の出身議員だからばかりではなく、この遊水地事業は町にとってもかつてない大事業であると思っています。それは成田の住民だけではなく、今後の町の対応いかんによって、町の財政に対しても大きな影響を与えます。本当に水害のたびに運ばれた養分のたくさん含まれた土砂の積み重ねられたこの地区の土壌は大変豊かな農地であって、おいしいお米や野菜をたくさん産出されています。苺やキュウリでは、8桁台の生産額を上げている人のことも何人か知っています。この農地が末代にわたって水底に沈められてしまうんです。

私は過日、産業委員会の視察で、山形県村山市の大久保遊水地というのを視察させていただきましたが、ここでは農地に農作物は普通に栽培されていました。遊水地となって、農地は時価の大体3分の1の保証金をもらって遊水地ということになって、大雨が降ったときには水をためさせていただくという条件での遊水地でありました。ずっと遊水地というところというイメージが湧いてしまうので、私はこの成田、三城目、竜崎の遊水地は、早く言えばダムではないかというふうに思うんですよね。こういう全面買収で、この農地が未来永劫にわたって、末代にわたって水底に沈められてしまうんです。これは大変な問題でありますので、執行の皆さんも議員の皆さんもぜひこの問題の重要性というものを踏まえて、真剣に考えていただきたいというふうに思っております。

その第1点は、遊水地事業で移転対象から外された住民が再び洪水に遭わないようにするために、上流にもう1つの遊水地を要求すべきであるということであります。今議会にもその一人である滝口さんからの陳情書も出ているんですけれども、大変心配だと、残されてもまた水害に遭うんじゃないかということで、陳情が出されています。しかし、私はこの滝口さん1軒だけで済むならばそれもいいんですけれども、そうではない。ほかにも洪水の量がだんだん激しくなっている今の状況の中では、まだまだ大規模な洪水があった場合には水にかぶさるとこういう家が何軒か想定されるわけであります。ぜひその点の対応で、この

上流の遊水地について検討いただきたいということでございます。

○議長（古川文雄） 円谷議員、（１）の①でよろしいですか。

○１１番（円谷 寛） はい、そうです。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今般、3町村に整備されます遊水地につきましては、阿武隈川緊急治水プロジェクトにより整備が位置づけられているものでございます。先ほどご質問にありましたとおり、この事業については、私も鏡石町では一大プロジェクトとしての捉え方をしております。今後この対応によって町も大きく動くというふうなことも考えてございます。そういったことから、昨今の異常気象により日本全国で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人名や社会経済への甚大な影響が多発しております。この地域は、3年前の東日本台風はもとより、過去に何度も洪水被害に遭った地域であります。二度と遭わないような洪水被害があってはならないものでございまして、ご質問にありました3町村上流の阿武隈川沿線にもう一つの遊水地の整備については、今般つくられる3つの遊水地の完成後の整備効果を見守る必要があると考えております。そうした上で、その必要性については、河川整備計画の見直しも含めまして、3町村で足並みをそろえて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひこの問題についての取組をお願いしたいと思います。

2点目は、今、町長がおっしゃられた話の続きになりますけれども、鈴川あるいは諏訪池川とも、その川沿いの農地は大変肥沃な整備費のかからない上田と言うべき水田でございまして、私は豊郷とか羽鳥地区あたりの特に開田などは、非常に今、米の値段が安いということで、どう経営しても赤字の出るような整備費もたくさん取られますから、そういう地域がいいのではないかと。上田をなるべく残していただいて、そういう開田の整備費はかかる、しかし、米はあまり取れない、おいしくもないとこういう地域の水田をそのためにやっていたきたいと、こういうことを今考えております。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどのご質問にも答弁いたしましたとおり、近年異常気象により大雨による洪水被害が多発しており、今後も気象変動に伴い頻発、激甚化する水害等に対しまして、防災、減災が

主流となる社会を目指し、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害対策を行う流域治水は必須でございます。

駅東第1土地区画整理事業地内の本町の市街地や豊郷、羽鳥地区の水田に降る雨水は、高野池から県管理である鈴川を経由します。いわゆる羽鳥地区、豊郷の雨水については鈴川を経由、あるいは梨池から梨池下の排水路、諏訪池、諏訪池川を経由したものは、同じく阿武隈川に流れ着くということで、2系統がございます。ここにたどり着くまでの雨量を上流で調整することにより、成田地区の洪水被害の軽減が可能となるというふうなことでございます。今現在、そのためには、一つには鈴川や諏訪池川上流にある高野池や諏訪池などのため池において、水利管理者の方々と連携し、降雨予測を基にため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保するなどにより、下流の洪水を軽減する手法も一つございます。

また、2点目といたしましては、あふれる水の量や範囲を抑制する田んぼダムにより、その流域や下流域の湛水被害リスクの低減を図る地域もございますので、今後はこのような2つの方法について、効果や導入について調査研究してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひその辺についても十分な配慮をお願いしたいと思います。

次に、（2）番は、遊水地移転対象者の移転地は、農家が多いために納屋やハウスなど、広い用地を確保すべきであると考えがどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

移転後の敷地面積については、現在お住まいの敷地同等の面積を希望するとのご意見も多く寄せられております。遊水地移転対象者の方々につきましては、移転後も引き続き営農を継続していただくことは非常に重要であり、そのためには農機具を保管する納屋や営農に係るハウスは移転先でも必須なものであると考えております。国においても、集団移転先の整備に当たっては、現在所有する敷地面積と移転先となる敷地の面積について、等積交換することを基本として考えているようであります。現在、代替地認定基準を作成していると聞いております。

必要となる面積や要望については、移転者に対して実施している意向調査でも伺っておりますが、今後は用地協議などの場においても、ご要望や意見をよくお聞きし、対象となる皆様のご意向や要望に沿えるよう国とともに引き続き対応を図ってまいりたいと考えております。

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひお願いしたいんです。前の農家の面積をと言うんですけれども、農家の経営様式が変わってきておまして、例えば昔は田んぼの苗代などは、水田に水苗代としてやっていたんです。そういう時代の宅地と、今、ほとんどがハウスの中で育苗しておまして、そういうものが状況が変わっておりますので、その辺も配慮の上にぜひ広い用地を確保していただきたいというふうに思っています。

次に、（3）番に移ります。

（3）番は、農免道路東の池の台地区にはたくさんの耕作放棄地があって、道路も大変利便性が良い。そのために、やはり農水省と交渉した上でこの規制を撤廃して、この地区を活用すべきではないかと考えるが、なかなか農水省はやかましいこと言っているというんですけれども、国の事業であるので、そのような態度はぜひ改めていただいて、何とかこの規制を外して、この辺も含めて農家が広い宅地に移転できるように配慮をすべきではないかというふうに考えます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

移転先代替地については、今般の遊水地計画により実際に住宅移転が生じる住民の方々の中で、引き続き成田地区に残り、集団移転を希望するの方々のご意見と今般実施した意向調査により、移転先についての意向により移転先の選定を進めている状況であり、現在のところ、新町地区と成田原町地区の2か所が移転先の候補地として多く希望している結果となっている状況であります。

ご提案の池の台の農免道路付近を希望する方については、こちらでは現在把握はしておりません。この地区につきましては、現在市街化調整区域となっておりますが、農業委員会から耕作証明書が発行される農家を営む世帯について、いわゆる農家につきましては、市街化調整区域に住宅を移転することは開発許可申請が不要であり、また、今般の遊水地事業による住宅移転は収用対象事業の施行に伴うものであることから、都市計画法の規制を外すことなく市街化調整区域に住宅を建築することはできますので、各世帯が個人において農免道路付近の池の台地区を移転先として活用することは可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

[11 番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) 希望者がいないということでございますので、それは今まで調整区域でできないんだというそういうイメージが植え付けられている面が大きいと思うんです。その辺はもう少し踏み込んだ話を聞いていただいて、なるべく広い農地が確保できるようにお願いしたいと思うんですが、もう一点、ここで配慮をいただきたいものがございます。この池の台地区の、今、耕作放棄地になっているところに、私は周辺の地権者に頼まれて隈戸川の洪水の後の河川改修の土をいただいて、田んぼに、かなり大量の隈戸川の改修で出た土砂などをもらって入れた経過があるんです。そして、最初は大分いい土を運んでもらったというふうに思っていたらば、そのうち雨が降って流れたらば、石がたくさん出てきてしまって、今、耕作不能になってしまって、何か私も悪いことしたなど。皆さんの要望でいい土だと思ったんですけども、上土が流れたらば下にたくさんの瓦礫のような土が、岩が残ってしまっているんです。さらにここを耕畜するのは大変、土もなかなか大変だということもあるんです。成田の遊水地の中で、これから田んぼの土を大量に出るというふうな話も聞いているんです。ですから、この土をぜひここに頂いて、農免道路かなり低いところにたくさんの田んぼがありますので、そこに埋め立ててもらえれば国のほうとしても洪水が、やっていく上で土の排出先としてかなり有望ではないかと思うんで、この辺についてぜひ特段の取組をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 11番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

現在、遊水地計画では、成田の河原地区、あそこの今現在田んぼになっていくところを2メートルとか3メートル掘り下げる計画となっております。ですので、今現在表土となっている田んぼの土につきましても、剥ぐ予定であるということでございます。議員おっしゃられているようなところでの有効活用が図られるのかどうか、国のほうと協議をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 11番、円谷寛議員。

[11 番 円谷 寛 登壇]

○11番(円谷 寛) これは今、全く耕作放棄地で役に立っていない田んぼが有効になって、新たな生産地としてよみがえる大事な事業であると思っておりますので、ぜひそこに本気になって取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに、(4)番でございます。

遊水地完成後の利活用について国交省は、地元の意見を十分聞いていきたいというふうに

説明会では答弁しております。そこで、町も住民の意見を聞いた上で、ぜひ有効な活用策を考えていただきたいというふうに思うんです。私も個人的にいろいろ雑談の場などで話をしてきました。何かうまい方法はないのかと。

私は浜尾遊水地に行って、個人で見に行った。その後、委員会でも見に行きましたけれども、あそこが大変荒れ果てた土地であります、私が個人で見に行ったときには、今のラジコンといいますか、ドローンの練習場になって、練習をしている人が見受けられましたので、ええと思ったんですが、これでは大した活用と言えない。荒れ放題の浜尾遊水地ではそれしかないのかもしれないけれども、町はもう少し有効な活用策があるべきではないかと思うんです。ある人なんかと話したらば、モーターボート場でもやったらいいんでないかという話もあったんですけども、これはやっぱりばくちでございますから、あまり勧められない。何かうまい方法をこれから町民の声を聞いて、有効にこの遊水地の活用を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

遊水地完成後の利活用に関する意見、質問については、住民説明会においても多くされており、整備後の地内利用への期待がうかがえるものであると思われまます。地元住民の意向としては、地域振興に資するような有効活用、水田利用、適切な環境での管理を望む声が多く、自然環境の創出を望む声は少数であると認識しております。

国では遊水地完成後、平常時の利活用の在り方について、地域の声や自治体の意向等を把握し、利活用計画策定に向け地元地権者の代表と各町村と国・県で組織する準備委員会や検討会、そして、地元関係者によるワークショップを実施する作業部会などの利活用について、自治体や地域住民と検討する組織を設置し、利活用に関する地域の意向の実現化に向けた議論する場を設置する予定と聞いておりますので、町においても住民との意見交換やこれからの組織を通じて住民の皆様の声をよく聞いて、有効な活用策を考えてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ鏡石町がこの有効な活用によっていい町になっていくような、そういう活用策を考えて実施をしてもらいたいと思います。

次に、（5）番ですが、遊水地で土地が潰れて経営に不安を持つ農家が多いんですけども、町はどのように考えているかということで、その第1点で要望したいのは、多くの水田

が潰れて、残された僅かな水田をどうしたらいいかというふうに悩んでいる農家が多いんです。一通りの農機具を持って、乾燥機を持って、作っていくには少し面積が少ないとこういう人たちに対して私はライスセンターなどの設置などを考えてはどうかと考えているんですが、執行の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ライスセンターの設置につきましては、令和元年台風19号の後、複数件の農家による共同のライスセンター設置について農家から希望する声を聞いておりました。その後、遊水地整備計画が示され、遊水地整備に当たっては、用地買収方式による整備方針の決定、現在では住宅の移転先が見えないことなど、営農計画がまだ決定できていない状況となっております。令和5年については引き続き営農が可能となっておりますが、ライスセンターの設置については、営農計画とともに農家の考えをしっかりと聞きながら、農家の意向に沿えるように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、2番としては、これはやはり今の農家がこの遊水地化によって多くの土地が失われるわけでございまして、その中で収入を図るためには、やはり私は直売所、できれば道の駅がいいんですけれども、道の駅は何か須賀川の牡丹園付近にもつくるということでございますから、我が町としてつくるならば、私は前には東部、駅東の工業団地予定地にいいと思っていたんですけれども、牡丹園ということになるとどうなのか。場所についてはいろいろ検討しなくちゃならないが、4号線のあたりにつくればバランスがいいのかなと思ったりしますけれども、この辺の設置について町の考えをお尋ねします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国の遊水地整備の用地は、県営復興再生基盤整備事業により整備された優良な農地であります。現在、営農計画の見通しが立っていない状況から、町としましては令和5年度当初予算において、農家が引き続き営農を継続できるよう農作業の効率化や共同作業化の取組、生産した農産物での6次化製品の販売など、先進地の視察研修を計画しております。直売所の設置については、農家側の意向も含め、その研修の内容なども踏まえながら、農家と一緒に

なって考えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ特段の努力をいただいて、農家がやはりこれだけ失われた農地の代わりに少しでも現金収入が図られるような直売所や、あるいは道の駅の設置などをお願いしたいというふうに思います。

次に、大きな項目の2番目です。

役場庁舎のバリアフリー化についてお尋ねをいたします。

我々は長年にわたって駅東に役場が行くという計画が第3次総合開発計画あたりからずっと位置づけられてきたわけですが、これが今は何か取りやめになって、健康福祉センターというものになってしまったようなんですが、しかし、このまま使うとすると、かなりこれは時代遅れといいますか、バリアフリーというものについて非常に劣るものになってしまっているのではないかと。例えば、階段です。エレベーターもない、エスカレーターもないという中で、障がい者は例えば議員にもなれないのではないかと。この階段を上がってこられない人は議員になれないみたいな、議員の成り手がないなんて言っている中で、これは問題だと。

私は先日、総務課長、前の総務課長です。今の副町長さんだったと思うんですけども、座って上がるエスカレーターを設置したらどうかなんていうことで、メーカーにカタログを取り寄せて持っていったら、何か建築基準法でその簡易なエスカレーターを設置すると、階段の幅が足りなくなって、これは駄目だということをおっしゃいました。だから、私はそれだったら、中に改造するとなるといろいろ大変で、既存の施設もいろいろ壊したりまたしなくちゃならない、大変だと。じゃ、表に出して、出入口を2階あたりに1か所設置をすればできるんじゃないかと思うんですが、この辺町はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

役場庁舎、この庁舎につきましては、昭和47年に建設がなされまして、当然50年ほど経過していると。この間、東日本大震災もありましたが、建物の本体構造への大きな被災は免れたことから、平成26年には庁舎の耐震改修工事を行いまして、その後、防水工事、外壁補修工事を行って、現在に至っております。

役場庁舎の個別の施設計画によりますと、耐震補強した庁舎の長寿命化を図りながら、維持保全を継続的に実施して、建物が安全に使用できるように努めていく計画となっております。

す。

今申し上げたのは建物のお話であって、ご指摘のとおり、現在の庁舎の中については設計の仕様が古いため、様々な方が安心して利用するための設備が不足しているということについては十分承知しております。このため町では現庁舎を有効活用しながら、様々な方が利用できるよう必要な設備の追加スペースの検討や構造上の課題の有無、改修費用などの規模について建築設計の専門家から意見を頂戴して検討を進めているところですが、なかなかやはり本体のもともとの設計が古いことをございますので、ちょっと厳しい状況にあるのかなというふうな現在の認識でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 2番目にあります、今、非常に議員の成り手不足というものが問題になっているわけです。今のここの議場に一体障がい者が上がってこられるのかと言ったら、できないですね。最初からこれはそういう人たちを拒絶をしている議会ではないかというふうに思うんです。とにかくこれは重大な問題だと思うんです。やはり何とかしないと、これはもうそういう障がい者の人権に関わる、障がい者は議員になれないということになるんです。これはやっぱり重大な問題だと思うんです。これ早急に改めないと、ある面で障がい者に対する差別になってしまう危険性があります。ですから、私は早急にこれは取り組まなければならない課題と思うんですが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、昭和47年に建設された役場のこの議場のフロアにつきましては、議場や会議室の内装など、設備改修やレイアウトの変更を行ってききましたが、全体的なスペースについては従来のまま変わっておりません。

ご質問にありました改善につきましては、先ほどの質問と同様に公共施設のバリアフリー化の観点から、障がい者だけでなく、高齢者や妊婦さんなど様々な方が議会に来やすい環境になることが大切だと考えております。特に議会につきましては2階にあるため、車椅子など階段上り下りが困難な方が来場された場合は、現時点では職員等がサポートして昇降の補助を行い傍聴席へ誘導するなど、なるべく不便を来さないように工夫をしておりますが、何だかんだ言って、結果的には不便をかけているというようなことは認識しております。もちろん全面的な改修には、設置スペースの拡充や改修費用などの財源の確保など多くの課題がありますが、建築技術等も年々進歩しておりますので、専門家の意見を聞きながら、改築に

向けた調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） そこで、提案なんですけど、先日、常任委員会で健康福祉センターを見させていただきました。そうすると、あそこはエレベーターもあるし、何か会議室なども2階あたりにも下にもいっぱいできていて、何だこれ、役場にもうちょっと改良加えるとなるんでないかというふうに思って見てきたんです。下に大きな広間なんかもあって、例えばあの1階の広間を議場にして、そして、何かの集まり、障がい者が集まれる2階にいっぱい会議室のようなのありますから、そこに今1階を使うとしたような用途の部屋にして使えるんでないかというふうに考えたんですけど、この辺はいかがでしょうか、提案したいんですけど。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

ご提案ありがとうございます。今現在の健康福祉センターにつきましては、今年の8月竣工に向けて、今現在、昨日の定例会の本会議の中でお話いたしましたとおり、85%の竣工率になってございます。施設的には大規模な施設でありますので、多目的に使えるとは思いますが、役場庁舎の機能になるかどうかは、まだそちらについての目的が全く違っておりますので、その辺についてはご提案にとどめさせていただいて、検討させていただくというふうなことにさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） それはこれからも議論していきたいと思っておりますが、大きな3番の健康福祉センターの活用策についてでございます。

前の質問にもちょっと関連するんですけど、この施設、まず（1）番ですが、大変立派な施設であるんです。本当に今度の外構工事なんかも、私も意見を申し上げてさせてもらったんですけど、夏の災害の避難のときなど、樹木がないととても車の中で避難するなんていうことは不可能だ、中で焼け死んでしまうような話になっちゃうということで言ってきて、今度の外構工事見たら、大変立派に植栽などもされるようで、これは大変ありがたいというふうに考えているんですけど、これから健康福祉のためにどのように活用していく考えなのかをちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉子ども課長（柳沼和吉） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにつきましては、1階でございますが、約400名を収容できる多目的室をはじめ会議室、相談室、調理室等が配置しております。

利活用につきましては、多目的室につきましては、集団検診や健康講座、乳幼児の健診等で活用が計画をされております。

相談室につきましては、各種の相談で個々に実情における相談を受ける施設となっております。

今後は庁舎内及び町内の健康福祉関連団体と連携しながら、施設の利活用に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この場所には、2番になりますけれども、隣接するトレーニングセンターのこの有効活用と併せていろいろなものに活用すべきではないかというふうに思うんですけれども、この辺での何か検討している面はあるかどうか、お尋ねします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（柳沼和吉） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在施行中の鏡石駅東第1土地区画整理事業によりまして、区画道路が整備されております。ご質問のトレーニングセンター、鏡石町構造改善センターに隣接するセンターにつきましては、構造改善センターの駐車場と区画道路を結びまして、相互に行き来できるように工事を実施する予定でございます。各施設それぞれ利活用しまして、今後の事業展開を調査研究してまいりたいと思います。各施設とも有効的に使いたいというようなことでは考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） いわゆるトレーニングセンターの体育室といいますか、もう1つトレーニング室との利用度合いといいますか、今どのくらい使われているのか教えてもらえればと思うんですが、その辺の今の活用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁します。

構造改善センターの使用状況でございますが、令和4年度、今年度で、12月末現在で全体で1万685人の利用です。おおむね大体1万5,000から2万の間での年間の利用となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 老人クラブの集まりなどにも利用されているようですけれども、もっと抜本的に、今度交通の利便性も良くなって、非常に近くに福祉センターがあるということでの活用もありますので、ぜひこの周知ももっとたくさんの人が利用できるように利用できる施設の拡充もお願いしたいと思うんです。

（3）番に入りますが、やはり町民が一番気軽に利用できる健康施設と言えば、私は温泉施設じゃないかと思うんです。須賀川は町の規模も大きいんですけれども、市民温泉と同じ場所に老人福祉センターもあって、どちらも浴場施設があって、片方が休みのときには片方が経営して、一年中利用できるような施設になっておりますし、そのほかにも翠ヶ丘にも温浴施設、前からあったんですけれども、今、大規模な改修というか、整備が進められておまして、さらに長沼、それから岩瀬村にも温浴施設があって、今も使われているということになれば、あと矢吹にもあゆり温泉とか、それから温水プールなども温泉が蛇口に入っていていつでも利用できるというのがあります。そして、我が町でもやはりそのような健康にも貢献する、健康増進にもなる施設でもあると思うんで、やはり温泉というものを考えて、町民がそこに集い合えるようなそういう施設が必要ではないかと思うんですが、この辺に対する町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの建設に伴い温泉施設の整備計画はということで、令和2年12月議会において、円谷議員より一般質問がありました。そのときは、当時の老人福祉センターの浴室の利用状況、収支バランス等をご答弁申し上げます。新設する温泉施設の事業費や温泉の掘削の許可の可能性等を検討した経過が過去にはございます。温泉施設の事業につきましては、建設者維持管理の財源の確保、町民ニーズの反映等熟慮しなければならないと考えております。こういったことで、事業化には見送ったという結論となった経過がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） そう言われるとまた反論したくなるんですが、やはり町民のこれからやっぴりますます高齢化が進んでいく中で、この高齢者の健康を増進するためには、かなり私は有効な施設でないか。そういうところにお年寄りが集って話し合っていく、そういう場がやはりこれからの高齢化社会にとっては非常に重要ではないかと思うんです。近隣の調査、先ほども言ったようにずっとあるんですね、こう見れば。矢吹にもありますし、南見れば、白河に合併しました東村にもきつねうち温泉などがありますし、泉崎にもありますし、ずっとこうあるんです。須賀川にも、さっき言ったように何か所もあるし、鏡石もそろそろこれはこれからのに向けて、お年寄りがみんなと語り合ったり、いろいろ交流できるような場として私は温泉施設が非常に有効ではないか、健康増進に非常に有効ではないかと思うんですが、これひとつ町長に答弁いただきたいです。こういう施設について町長はどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

住民ニーズとしての高まりは私も把握してございます。ただいまご質問の中にありましたとおり、隣接自治体にも幾つかの温泉施設があつて、住民の皆さんが利活用していただいているというふうなところは把握してございます。

ご存じのとおり、我が町では今、大規模な公共施設を建設をし、それから、過去に建設をした大規模な施設の維持管理というふうなことも大きく課題となっているところでもございますので、そういった住民ニーズと併せまして、今後どのような形で反映できるのか十分考えながら、皆様のところにお応えできればというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただければというふうに思います。

答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今、高齢者の問題は、大きく言ってフレイルといういわゆる虚弱ですね。食がどんどん細くなってやせていってしまうというフレイルと、もう一つは認知症。こういう面で、先日ある新聞には大きなフレイル対策には話し合う、語り合うということが、おしゃべりが非常に有効だというふうな大きな記事が出ておまして、私も取っておいたんですけれども、そういう集まって、お互いに例えば温泉に入りながら語り合うとこういうのがやはり非常に有効ではないかと思うんです。ですから、ぜひそういう話合いもやっぱり認知症なんかの予防にもかなりなるということで、これからの高齢者対策の決め手となる施策ではないかと思うので、これからまた再度私はこの問題は取り上げていきたいと思ひますの

で、ぜひ前向きに検討していただいて、有効であるならば、やはりお金がかかっても有効なことはやっていかなくちやならないと思いますので、ぜひ特段のご検討をお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

暫時休議します。

休議 午後 1時50分

開議 午後 1時50分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 込 山 靖 子

○議長（古川文雄） 次に、2番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 2番、込山靖子、2回目の一般質問をいたします。

今日3月8日は国連が制定した国際女性デーで、世界で女性の権利運動をたたえ、社会参加や地位向上を訴える日となっています。このような日に女性代表として質問できることを光栄に思います。

さて、町長を初め、執行部の皆様におかれましては、年度末のこの時期何かと忙しくせわしい思いをされていらっしゃるかと思います。次年度の事業計画、予算編成の作業は、物価高騰、円安、少子高齢者、コロナ禍、DX化、産業基盤の弱体化、遊水地問題など厳しく難解なものとお察し申し上げます。時代の激しい変化に対応すべく、地方自治体の存続と維持はますます困難を極めていると言っても過言ではありません。

全国の地方自治体約1,700のうち、15年後には896市町村が消滅する可能性があるとして政府は試算しています。そこに我が町が入っていないことを願うばかりです。グローバル化の象徴のような政府が掲げるSDGsは、地方創生という名の下に、小さい市町村に無理難題を押しつける冷酷な政策としか思えません。しかし、グローバル化に対抗すべく、ローカルの力を誇示することは住民の命、生活を守るための最後のとりでとなるのが地方自治体です。大げさかもしれませんが、それだけ危機意識を感じながら議員をしているということをご理解ください。

私は、1,500年前に聖徳太子がつくった十七条憲法は世界に誇る平和憲法だと思います。「和を以て貴しとなし、さからうことなきを宗とせよ」、政治に関わる人が皆この精神を取り戻すことができれば、よき政策が生まれ、未来は明るいものになるはずで

2011年4月、憲法上の大きな法改正があり、地方分権一括法、法律で105号が施行されました。中央集権的な行政の在り方を見直し、国から地方への権限や財源の移譲を進める法律です。義務づけ・枠づけの緩和、地域の自主性と自立性、自由度を高め、実情に応じて条例で対応することができるようになりました。反面、市町村行政の責任と役割、仕事が多くなり、役場職員の負担も増えるということを意味します。しかし、この地方分権一括法を活用して独自にコロナ対策など成功している事例もたくさんあります。私たちの健康、命は自分たちで守らなければなりません。それが条例ではできません。それは住民税を払っている私たちの権利です。地方自治体の住民の住民による住民のための政治、これこそが地方分権の原理原則です。

コロナパンデミック対策として、国は市町村にどんどん通知を出し、市町村は素直に従っていましたが、和歌山県知事は厚労省の通知が悪いかわいかわい、自分たちで判断しますと、若い職員に呼びかけ、独自のコロナ対策をして成功しました。トップに立つ人の判断で地方分権が生きてきます。江戸時代、米沢藩主上杉鷹山は、民の父母であることを願い、自ら儉約し、窮乏している藩の財政の立て直しに成功しました。数々の水害を克服し、農業の振興に力を尽くした二宮尊徳、地方分権を守ってきた先人や歴史から、私たちは学ぶ必要があります。

次に、質問に移ります。

税金がどのように使われているのかよく分からないという町民の声を聞きます。広報には財政公表されますが、あのグラフと数値を見ただけで理解できる人は少ないと思います。住民が求めているのは、自分たちのために具体的にどう税金が使われているかということです。私は議員になって決算報告でようやく概算がつかめるようになりましたが、それでもまだ町民のために税金が効果ある使われ方をしているのか、甚だ疑問ではあります。

そこで、質問します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年4月に閣議決定され、市町村に交付されましたが、今まで鏡石に交付された総額は幾らですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、内閣府の国庫補助金として令和2年度に創設されたもので、町に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年度から令和3年度までの実績として、3億7,140万円ほどが交付されております。

なお、現在実施中の令和4年度の交付見込み分を含めた合計といたしましては、5億640万円ほどとなる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年4月から今年1月末までの行政報告提出を交ぜますと、12回ありました。その12回の中で今ほど交付されたのが、この町では5億六百万円かですね。そうしますと、それを使って具体的に何を使ったのか。ベスト3を教えてください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、国が示しました交付金の活用事例集を基に、感染拡大防止対策や地域経済、住民生活の支援策について、実施計画を作成しながら各種の事業を行ってまいりました。

ご質問の具体的に交付金の何に使用し、そのベスト3は何かということでございますが、事業別で大きく分けた場合には、最も交付金を使用したものとしましては、住民の方々の感染機会の削減を目的とした事業で、具体的にはアルコールの消毒やマスク、飛沫パネル、サーマルカメラ、玄関口に入ってきますと皆さんの体温が表示されるカメラなどの対策用品の購入の支援を初めまして、公共施設の空調や換気設備、あとトイレなどの衛生設備の改修事業が一番使われた事業でございます。

次に大きかったものとしましては、地域経済の活性化や物価高騰対策を目的とした事業で、具体的には地域活性化物価高騰対策として行ったプレミアム商品券の発行事業でございます。

3番目としましては、地域経済の維持を目的とした事業で、具体的には売上げが減少した事業者への事業継続給付金や家賃補助の事業でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 今ので大体具体的に言ってありましたけれども、具体的にというよりは項目的なものですから、ちょっとそれはいろいろあるとは思うんですね。

それで、次の質問に移ります。

令和3年度の決算書による町施設水光熱費は総額6,469万8,717円でした。昨年の12月議会での補正予算、町施設水光熱費増額は2,815万5,000円でした。令和4年度の決算書はまだできていませんからお聞きすることは不可能かもしれませんが、恐らく相当の金額になる

だろうと予想します。また、新たに健康福祉センターの電気料も発生します。

そこで、質問です。

今後も高騰化する電気料や燃料費に対して、町施設の運営をどのように節約、節電を考慮していきますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ロシアによりますウクライナ侵攻を起因としました電気料金の高騰が続く中で、資源エネルギー庁につきましては、昨年度末で無理のない範囲での節電を各家庭や事業者に要請しているところでございます。そのため、町施設におきましても、主管であります総務課から各課に対しまして、公共施設における冬期の省エネ、節電対策について通知し、節電による職員意識の徹底を図りながら、全庁的に節電、省エネに取り組んでまいっているところでございます。ただ、現在は小康状態でございますが、昨年 of 年末から年始にかけての新型コロナウイルス感染症におきましては、換気を十分にするというようなお話もありましたので、その部分については若干使用量が増えているのかなというふうに思います。

具体的な取組としましては、資源エネルギー庁の節電メニューに基づきまして、エアコンは必要最小限度の室温設定や風量、ウォームビズの励行、昼休みなどの窓口等を除き業務に支障のない範囲での消灯や会議室、トイレ使用後の消灯の徹底など、従来、町のほうでも節電対策としまして行っていたこのようなことを含めまして、無理のない範囲でできる限りの節電に努めてまいっているところでございます。

4月以降も議員おっしゃるように、価格の高騰が予想されることでございますので、引き続き節電行動を徹底するとともに、効果的で効率的な設備の運転や改修を行いながら、省エネに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ここで換気のため、5分間休議いたします。

休憩 午後 2時04分

開議 午後 2時08分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 節電、節約ということで先ほど答弁いただきましたが、最近でも中学校では12時近くまでとか電気がこうこうとしているという報告が上がっております。再三、中

学校、今、年度末ですので、中学校も進学問題で先生方もお忙しいところかと思いますが、やはり12時とか夜遅くまで校舎を電気こうこうとしてつけてまで作業しなければならないという、それも考えていただきたいところでございます。

次の質問に移ります。

すいすいの維持運営には創設時からかなり税金が投入されていると思います。アピックスに払う指定管理料は年々激増し、令和5年度は4,477万円の予定になりました。令和3年、令和4年と地震発生のために生じた設備故障のために莫大な修繕費もかかっています。令和4年度は電気料、灯油代など高騰化し、そのための大幅な補正予算増額もしました。令和4年度の決算はまだ出ていないのでお聞きできないのが残念ですが、そこで質問です。令和3年度のすいすいの運営にかかった総額（指定管理料、改修費、光熱費）、総額は幾らですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和3年度の町民プールすいすいの運営に係る費用につきましては、まず、指定管理料につきましては3,865万6,617円、その他建築物や消防設備点検検査32万1,100円、排煙設備などの修繕料19万4,700円、火災保険料18万6,543円、さらにはプール内の空調機更新としまして825万円の合計4,760万7,960円であります。その他光熱水費のうち、電気につきましては、鳥見山公園全体、陸上競技場、体育館、野球場、テニスコート、さらには公園内の電気を含めまして、1,776万4,546円を別途支出しているところです。なお、燃料費、さらには上下水道料、さらには軽微な修繕や緊急を要する修繕については、指定管理料に含まれているものでございます。そのほか、令和3年2月に発生した福島県沖地震により被災しました内部クラック補修などで復旧工事413万4,900円をしたところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） それで、私も令和3年度の決算報告を再度細かくチェックして、自分で出したのが、今の金額とはちょっとかけ離れていたんですけども、体育施設の光熱水費というのが全部一緒なんですけれども、すいすいはかなり使っているから、本当はすいすい独自の電気料金というものをちゃんと出して、そして、すいすい独自にかかる経費は1年間で幾らなのかというものははっきりとさせていただきたいと思います。令和3年度の体育施設の光熱水費というのが1,914万5,000円ですよね。大体約2,000万なんです。全部の施設でやっているといっても、大体ここからの半分以上は多分すいすいなのじゃないかなと想像するしかないんですけども、それを1,000万ぐらいをすいすいのあの電気料だとかに足した

ら相当な金額になるんですよ。そして結局6,000万、7,000万とか合計ですいすいにかかるお金は相当な金額です。やはりそのすいすいの利用料を利用者を増やすとか、ほとんど町外から来ているお客さんが結構多いんですね。それにしてもPRとか、すいすいがあるということを知らない近隣の人も多いんですよ。だから、私はもっとその辺は4号線に分かりやすいあのすいすいの看板をやって、もうちょっと知名度を上げて、この情報化社会ですいすいがあるということをもうちょっと知らしめて、利用者の拡大にもっと町も指定管理者にぶん投げておくと言ったら言い方悪いですけども、そこの任せっきりでなくて、やはりそういうものを工夫して分かりやすいようにお願いしたいと思っています。

あと次は、すいすいに関連した事業は水光熱費や改修費、委託業などを合計すると、本当に毎年増額、莫大な金額になって年々激増していますけれども、やはり先ほどと同じようにその経費節減の具体的な改善策はありますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールすいすいは、指定管理者制度によって運営を行っています。指定管理者の事業計画において、マルチワーク体制による少人数配置の実現を行い、効率の悪い要員を全て運営管理業務から1つでも多く探し出し排除しています。また、外部調達のコストの削減を行うため、比較調達や集中購買等のコストセービング手法を活用しております。さらに利用者の意識向上を図りながら、施設の資源や物品の大切を使ってもらうように意識喚起も行ってまいります。指定管理者は民間企業であることから、その利点を生かし、スケールメリットによる集中購買や本社での一括リースによる経費の削減も図っております。その他、予防保全による経費節減や適切な保守、修繕を実施し、深刻な故障の事故の発生を未然防止に努め、長期的な視点でライフサイクルコストの削減に取り組んでいます。教育委員会では、令和3年度と令和4年度の2か年において、館内の空調設備の更新を行っております。今後も設備機器の更新を併せて高効率な機器に更新することによりまして、指定管理者と情報共有しながら、利用者とともに経費の節減に努めてまいりたいと思います。なお、ご質問あったように、施設利用をいただくことによって、経費が圧縮できますので、引き続きPR活動を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） やはりすいすいもう老朽化に向かっていますので、維持管理費にもこれからメンテナンス増えていくと思いますので、本当にその辺はいろいろと工夫して考え

ながらやっていきたいと思えます。

次、コロナワクチン接種の健康被害について……

○議長（古川文雄） 込山議員、（１）の（６）は。

○２番（込山靖子） すみません。もう一つありました。

次の質問で、町施設に設置してある太陽光パネルや蓄電設備の自家発電装置によって、全体の何%の自給ができていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） ２番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の公共施設内の太陽光パネル及び蓄電設備を設置している対象施設は、役場を含め７施設あります。施設の総電気使用量は令和３年度で約58万9,459キロワットアワーでありました。そのうち太陽光パネルや蓄電設備からの供給が10万3,702キロワットアワーであったことから、全体の17.6%の自給自積となりました。そのほか余剰電力の売電金額といたしまして総額17万5,790円であり、こちらが町の収入となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ２番、込山靖子議員。

〔２番 込山靖子 登壇〕

○２番（込山靖子） ありがとうございます。自家発電装置があるということは、私はつい最近知りましたので、住民の人もそんな町施設７か所も自家発電装置があるなんて知っている人はいなかったと思うんです。だけれども、今聞いて17.6%が自給されているということで、少しは役に立っているし、余剰電池を売って17万五千幾らかは町の収入になっているということで安心しました。

次、コロナワクチン接種の健康被害について質問いたします。

厚生労働省発表、2023年1月20日現在では、日本のコロナワクチン接種後の状況は、接種後死亡1,966人、副反応重篤者は2万6,249人と公表されています。しかし、医療機関から報告された死亡事例は8,333件とされており、差引き6,370件は厚労省が何の根拠もなく計上していません。厚労省ホームページには、新型コロナウイルスの副反応疑いの報告事例が掲載されていて、ファイザー社2万8,887件、モデルナ社4,941件という膨大な数が公表されています。また、日本の医学学会で報告されたコロナワクチン接種後、急速に発症した疾患は、心筋炎、心膜炎、腎炎、月経異常など1,000種類を超えています。

昨年10月、厚労省はワクチン健康被害審査部会の審査報告を公表し、ワクチン接種と疾病、障がいなどの因果関係を100件認定しました。mRNAワクチンのスパイクたんぱくが血管を傷つけ、血栓を誘発し、心筋梗塞や心不全、脳梗塞などの原因となっていると厚労省も認

めています。2021年12月、厚生労働省はワクチン接種後の若い男性の心筋炎などの副反応に重大な警戒度を引き上げ、昨年8月には特に10代から20代の男性に対しての注意喚起を呼びかけるチラシを作っています。こちらが厚生労働省が去年作った10代から20代の男性に向けての注意喚起のチラシでございます。このチラシには、ワクチン接種はあくまでも本人の意思によるか、未成年者は保護者の納得の上でと書かれています。厚生労働省から先月末に発表された2022年の人口動態統計では、年間の死亡者数が前年に比べて13万人増の158万人となり、過去最多を記録しました。こちらの表を見てください。去年の12月から今年の12月の死亡者数は2万4,000人、今年12月だけでも去年より増えています。高齢化による自然増を加味しても異常な増え方になっていて、ワクチン接種開始前にはあり得なかった数字です。スパイクたんぱく質を発現した細胞は異物とみなされ、自己免疫力の対象攻撃となり、自己免疫が抑制され、免疫不全による带状疱疹や梅毒、自己免疫疾患、ターボがんなども急増し、ほかにも長引く頭痛、頭部の違和感、不正出血、倦怠感など様々な症状の原因になると、医学会の医師による研究レポートが数多く発表されています。我が町も接種率は高く、接種後の副反応、体調不良の人が発生している可能性があります。自分でも気づかないうちにそれがワクチン後遺症の場合もあります。

そこで質問です。

コロナワクチン副反応や後遺症で体調不良になった人がいた事例はありますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナワクチンにつきましては、感染症の発症予防、重症化予防効果が期待できるものの、一方では相当な割合の方に副反応が発生することが分かっております。先ほど込山議員のほうからもお話がございました。本町において、個々の副反応の案件は把握しておりませんので、厚生労働省が公表している資料によりご説明を申し上げます。

現時点で主として接種が進められておるオミクロン株対応のワクチンについては、接種後に約29%の方が発熱し、約86%の方が接種部位の痛みが出るなど、これまでのワクチンと同程度の副反応が確認されていますが、ほぼ全ての方が数日で回復されているというところでございます。また、ワクチン接種後に死亡された方について、全国で1,969件が報告されていますが、国の厚生科学審議会では今のところワクチンとの因果関係が結論づけられた案件はないという形での報告をされています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 厚生労働省のデータがやはりちょっと数値に問題があるという指摘をしている京都大学の福島教授とかも結構いらっしゃるんです、日本には。だから、厚生労働省のデータが必ずしも正確かという、それは誰もそれは分かりません。ただ国がその絶対その副反応とか、それが原因だということはさっき言いましたが、100件はもう認めているんですよ、因果関係を認定しているんですよ。その事実をあれば、本当はもっとそれは氷山の一角でもっともっとワクチンが原因だという人はたくさんいるはずなんです。それを私が1人で追及するわけにもできませんので。

次の質問に移ります。

大阪、泉大津市長は早くからワクチン接種の危険性を継承し、若者、子供、乳幼児への接種を控えるよう慎重な対策をしていました。また、ワクチンの副反応、ワクチン健康被害、後遺症プログラムの相談窓口を設け、支援体制を整備しています。予防接種法第15条に、「市町村長は当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、病気にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。」とあります。しかし、その存在すら知らない住民が多く、知ったとしても最終的には厚生労働大臣が認めなければ支給できません。しかし、この救済制度を広く住民に知らしめす必要があります。我が町では、ワクチン健康被害救済制度は活用できますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

予防接種の副反応による健康被害は極めてまれであるものの不可避的に発生するものでございます。健康被害救済制度とは、先ほど議員おっしゃられたとおり、予防接種による予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたものによるものであると、厚生労働大臣が認定した場合、市町村による給付が行われるものです。この制度につきましては、予防接種法に基づき、全ての市町村において適用されるものでございますので、本町においても申請が可能となっております。実際の認定に当たっては、厚生労働省管轄の第三者機関の審査を経て決定されることとなります。なお、新型コロナワクチンに関する救済制度の状況については、2月10日の時点で全国6,219件の申請に対し、1,622件の給付が認定されています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） このワクチン接種の健康被害というのは後々出る可能性もあると言われて
います。これから考えられるのは心不全パンデミックとあって、マラソン中に死んだりと
かいろいろあれだって因果関係がなしで来ていますけれども、そういうのだって本当はもし
かしたらワクチン接種が原因なのかとも言われています。今までの薬害事件を見ても、国は
絶対にいいですか、なかなかそれを認めようとしなは歴史が教えてくれるとおりで
ございますので、私もそこまで追及は一議員としてはできませんが、歴史を繰り返すような
薬害事件、そういうものはなくしていただきたいと思います。

接種率世界一となった日本の現状は、感染者数世界一、死者数激増、超過死亡戦後最多と
いう、接種開始以前にはなかった惨状になっています。今や地球規模の薬害事件として世界
中で訴訟が起きています。昨年10月、厚労省薬事・食品衛生審議会において、生後6か月か
ら4歳の乳幼児を対象としたファイザー社の新型コロナワクチン武漢株用が特例承認されま
した。先月27日、厚労省はオミクロン派生型に対応したファイザー社の5歳から11歳まで
の子供用ワクチンを承認しました。しかし、これまでの統計から子供たちは新型コロナに感
染してもほとんど重症化せず、オミクロン株一端に至ってはインフルエンザによる被害より
も小さいことが分かっています。集団自己免疫をつける大切な時期に免疫を攪乱する可能性
のある薬剤を投与することは、その後の正常な免疫の発達を阻害する危険もあります。子供
たち、乳幼児への新型コロナワクチン接種については、くれぐれも慎重に判断して対策すべ
きだと思います。子供や乳幼児へのワクチン接種について町としての考えは。教えてください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子供・乳幼児接種については、12歳以上への接種では令和3年2月から、5歳以上12歳
未満の接種は令和4年2月から、6か月以上5歳未満の接種については令和4年10月からそ
れぞれ開始されており、本町においても町内のみならず須賀川市の医療機関のご協力も得な
がら進めてきたものです。新型コロナウイルス感染症については、子供は重症化しにくいと
いう傾向があるものの一定数の重症例や死亡例があることから、ワクチンの有効性や安全性、
感染状況を検討した上で接種の機会を提供することが望ましいとされています。

また、5歳以上の方については、皆さんに接種を受けていただくようお願いする努力義務
の規定が適用されているところではありますが、全てのワクチン接種は強制されるものではな
く、ご本人や保護者の方の判断によりを受けていただくものであります。本町におきましても、
接種の有効性や安全性に関する情報を随時提供しまして、町民の皆様にご自身でご判断いた
だけるよう進めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 世界では、乳幼児とか子供への接種というのはほとんどやっていないんです。日本だけがなぜか政府は一生懸命打たせようと推進しています。それは私はそれ以上追及できませんけれども、世界的に見て日本だけがちょっと異常な接種推進の状況になっています。それは大人として私は未来の子供たちに責任がありますので、やはり極力安心して子供たちが健やかに成長できるように、私はそれを願っています。

5月8日から新型コロナは感染症法上、2類から5類、季節性インフルエンザ相当に引き下げられます。しかし、国はこれからもワクチン接種も続ける方針です。国の言いなりになってばかりではなく、自分たちの命と健康は自分たちで守るという根本的な姿勢を失ってはいけないと思います。

次の質問に移ります。

ごみの削減推進について。

ごみの削減計画については、9月の定例議会でも質問しましたが、その答弁でごみ排出量1人1日当たりの目標値は818グラムとなっていますが、これは他の市町村と比べると割と高いほうです。

そこで、質問です。

今、実際に町民1人平均1日何グラム、資源ごみを除いて排出していますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民の皆様には、日々ごみ出し分別へのご協力をいただきながら、資源物を分別回収することでごみの減量化を推進する取組を行っております。令和3年度の実績でご説明申し上げますと、町から出た生活系ごみの総排出量3,377トンのうち、資源ごみ439トンを除くと、2,938トンとなります。したがって、資源ごみを除いた町民1人1日に出すごみの量は638グラムとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） そうすると、今現在638グラムということはもうこの間、目標値として818グラムとありましたけれども、クリアしているということではないのでしょうか、そうすると。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員の再質問にご答弁申し上げます。

計画でございました数値につきまして、今現在、先ほどご説明申し上げましたのは生活系のごみというふうになってございます。これに本来、事業系のごみということで飲食店等が出ましたごみ等が追加されるということになりまして、そうなりますと、1人1日当たりのグラム数が868グラムというふうになりまして、先ほど議員おっしゃいました818でいきますと、若干であります。オーバーしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 分かりました。

ごみの具体的な減量に取り組むために、他の市町村によってはごみ削減推進審議会をつくったりしておりますが、我が町にはありません。9月の議会の答弁では、保健委員会がそれに当たるということでしたが、そこで質問です。保健委員会の役割は何ですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町保健委員会は、各行政区の区長さんを理事としまして、各地域からの推薦による委員65名で構成されております。本会は、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上と、健康で文化的な明るい町づくりに供することを目的としております。地域の不法投棄防止の活動や町内一斉環境美化活動、バルサン消毒など、美しい町づくりの推進のため、各地域での活動に努めていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 区長と保健委員は兼任しているということで、先ほど吉田議員の質問にもありましたように、区長の役割といたしますか、結構権限というのはとても大きいわけですね。でも、私から見ると、区長が果たしてその役割を果たしているのかというのは疑問があります。それで、先ほどの質問とダブりますけれども、保健委員会はごみ減量化のためにどのような活動をしていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在の資源物の分別回収が始まる際には、分別推進のために各ごみステーションにおいて、保健委員による分別指導等の活動を行ってまいりました。現在は各地域でごみステーションへ、ごみ分別看板を設置するなど啓発活動に努めております。さらにはペットボトルのエコキャップ回収や粗大ごみ回収時に現場での監視活動を行い、各地域で町民への分別指導及び不法投棄の監視活動などに取り組んでいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） その区長によっても、熱心な区長と全くやらない区長と、その人の性格にもよると思いますので、その辺までは追及できませんが、町全体のごみ排出量1人当たり1日の排出量の前年同月対比の表示を広報に掲示することは可能ですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

実績を掲載することは可能であると考えております。ごみ排出量状況を公表することで、町民の皆様へ、ごみ減量への意識を持っていただくきっかけにもなると考えられますので、掲載する内容や構成につきまして、ごみの分別を心がけるよう、ごみの減量や資源化の啓発を含めた掲載を考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） ぜひそれは毎月でもなくていいですから、たまに結構ですので分かるようにその実績としてごみがどのようにどのくらい出て、町民の方もちょっと意識を持って見られたらいいと思います。私はあちこち行ったときにその町の広報を手に入れられるときは取って見るようにしているんですね。そうすると、結構書いてある市町村多いんですね、広報にごみのことに関して。その辺をやっぱりほかの市町村のよいところはやっぱりお手本にしながら、いいところはちょっとやっていただきたいと思います。

あと、今度、指定ごみ袋が値上がりします。それは去年の9月に5%値上がりし、今年4月には18%の増の価格改正になります。年間の個人の負担額で見れば125円増となっておりますが、今後も値上げしていく傾向があるかもしれません。日々のやりくりをしている主婦にとってはかなり痛い打撃でもあります。

そこで、ごみ袋使用を減らすためにも持続可能な町づくりとしても、ごみ削減政策は重点課題にすべきだと思いますので、先ほども言ったようになるべくごみは増やさない具体的な

啓蒙活動、生ごみは水をよく切るとか、ごみの増やさないような買物をするとか、ちょっとそういうこともたまにはアピールしていく必要があると思っています。

まず次に、我が町のごみ削減の具体的な方策はありますか。また、効果は出ていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現状では、ごみステーションでの資源物の分別回収や集会所等での古紙回収のほか、各地域の育成会で実施している資源回収活動に町でも奨励金の交付事業を行い、活動を支援し、処分されるごみを資源物とする事業に取り組んでおります。個人向けには、生ごみを処理するEMバケツの推奨と、新年度の新規事業で家庭用生ごみ処理機の購入支援事業を考えており、生ごみは水分量が多いので、ごみの重量や処理コストにも影響していることから、生ごみの減量化の推進を図っていきたくと考えております。

また、その効果につきましては、昨年度の実績で439トン資源物として分別回収することができまして、削減が図られたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 一例ですが、加賀市の生ごみリサイクルシステムのように、農工商連携対策事業としてバイオセンターを造り、生ごみから肥料、飼料を生成し、農業に役立て、安価で安心な地場ブランド野菜販売などができれば理想です。昨今の物価高騰のような危機が起きても、肥料や飼料を地元で自給するようになることができればいいのではないのでしょうか。これは加賀市のエコ農業で生ごみリサイクルシステムの表になっております。できればそのような地場産業で雇用を生み、地域経済の循環も活性化しますので、そのような画期的な事業も将来的にぜひ検討をしていただきたいと思います。そして、生ごみに至りましては、その加賀市はその生ごみリサイクルシステムをして、この5年間で何と7,000トンのごみの量が削減されたという実績もあります。将来すぐにはできなくても将来的に持続可能な社会、町づくりとして、このバイオシステムを考えていただきたいと思います。そして、

次、子供のマスク着用について。

子供のマスク着用の弊害については、9月定例議会でも説明しました。この3年間、子供たちはマスク着用を無理強いさせられ、大切な成長期に悪影響を及ぼしています。また、中学、高校では3年間クラスメイトや先生の顔を覚えられないで卒業する事態になっています。厚労省は3月13日に個人の自主的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになりますと発表しました。文部科学省では、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え

方を発表しました。子供たちにとって卒業式は顔見せの最後のチャンスでもあります。我が町では3月13日に中学校卒業式、3月23日には小学校が卒業式です。残念ながら我々議会や来賓等の出席はかないませんが、誠におめでたくうれしい限りです。

そこでお伺いたします。

卒業式におけるマスク着用については、どのような取扱いとなりますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

卒業式におけるマスクの取扱いでございますが、基本的な考え方につきましては、文部科学省より2月10日、県の教育委員会より2月13日に通知が出されました。それらの内容を検討しまして、鏡石町の教育委員会としまして、2月15日に小中学校へ、幼稚園も含めまして、卒業式・卒園式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてというものを通知したところであります。その内容ですけれども、基本的な消毒や換気あるいは卒業式の会場の広さ等を考えて、混み合わない程度の人数制限などを行った上で、児童生徒につきましては原則マスクを外しての参加ということにいたしました。ただし、歌う場面、呼びかけの場面のみマスクを着用してということにしております。教職員、保護者、来賓につきましては原則マスク着用をお願いしたいと通知しました。卒業学年の教職員の入退場や呼名、また校長の式辞や来賓等の祝辞など、児童生徒との十分な身体的距離が確保されている場合はマスクを外しても差し支えないという形で通知したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） この間、3月1日に高校の卒業式が行われ、各高校によってマスク対応の違いが生じました。基本的にはその文部科学省とか、その教育委員会の指示に従うということでした。本年4月以降の新学期において、マスク着用の取扱いはこれまでと一変するものと思われま。例えばマスク着用の選択の違いによる差別や偏見、いじめが起きないように指導やお互いを思いやる環境づくりが重要だと思ひます。

そこでお伺ひします。

差別などが生じないような環境づくりや児童生徒への分かりやすい指導が必要であると思ひますが、具体策をお伺ひいたします。

○議長（古川文雄） 込山議員、今、4の（2）の質問でよろしいでしょうか。

○2番（込山靖子） はい。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

4月1日以降、新年度になりますけれども、小中学校、幼稚園も含めましてですが、原則マスクの着用は求めないということを基本に進めてまいります。ただ、基礎疾患等の様々な事情によりまして、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対しては適切に配慮するとともに、換気の確保等必要な対策は引き続き講じてまいります。

議員のご心配のとおり、それによって、いじめや差別等が生じては、これは学校教育にはなりませんので、そういうことが起きないように十分学校を指導し、先生方の言動に注意し、子供たちが安心・安全な学校生活が送れるよう、引き続き教育委員会としても指導してまいります。ただし、4月6日に行われます入学式につきましては、4月になって間もないこともある。特に中学校につきましては、直近の4月11日から修学旅行も控えているということもございますので、入学式につきましては、卒業式に準じた形で実施する予定にしまして、通知したところです。また、地域や学校において、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等の変化が生じまして、学校が児童生徒や保護者等に対して、マスク着用を促すということも当然考えられますが、これにつきましても保護者の皆様や児童生徒の主体的な判断を尊重しまして、着脱を強いることはいたしません。繰り返しになりますが、マスクの着脱によって、いじめ、差別あるいは学校生活に対してのいろんな問題が生じないように十分指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） そうですね。鏡石町の町づくり基本理念の一つに、「やすらぎ、住みよい、笑顔あふれる牧場の朝のまち」とあります。来年度の牧場の朝のまちづくり事業がこの基本理念を実現し得る事業になることを期待し、町長を初め、町職員の皆様の笑顔が町民の安らぎになり、できれば町長を初め、トップが積極的なマスク脱出を図り、笑顔の町民へのアプローチをお願いしたいところです。まずは大人がマスクを外し、笑顔見せることで子供たちも安心してマスクを外し、無邪気な笑顔を見せてくれるでしょう。

次、学校給食において、9月定例議会において、我が町の学校給食による地産地消率、福島県産を含むは、平均45%となっていると答弁をいただきました。物価高騰が長期間続いている今日、学校給食の運営も従来どおりではなかなか難しいのではないかと思います。そんな中でも未来を担う子供たちの成長に不可欠な学校給食の役割は重要だと思えます。年間を通して、180回ほどの給食は子供の1年の食事回数の6分の1程度を占めています。給食は子供たちの体をつくるだけでなく、健康で充実した生活を送るための基礎を培う健康教育

の一環でもあります。話はずれますが、学校教育にコオロギの粉末を使用したり、先祖が避けてきたものにそのタブーを犯してまで子供たちに食べさせるのは非常に危険だと思います。また、政府はこの春、ALPS汚染処理水の海洋放出を行う事前準備のために、ALPS処理水並びに福島県近隣の水産物の安全性に関する理解醸成に向けた出前食育事業を計画し、ALPS処理汚染水を海洋放出した後の水産物を学校給食に使おうと画策しています。そういう情勢から見ても、市町村として学校給食の安心・安全をもっと真剣に考え見直していく必要があります。地産地消の安心・安全な給食を実現するための町としての方策はありますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、鏡石町内の3つの小中学校では、完全給食を実施しております。県内の他の自治体を見ますと、鏡石町と同程度の市町村で各学校において給食を調理しているところはほぼありません。鏡石だけが給食センター方式でなく各学校での自校方式ということで実施しております。そのため、子供たちの栄養のバランスを考慮し、また旬のものをおいしく食するように工夫して提供することができているところです。

学校給食の食材には、季節に応じて県内産のものが確保できる場合には、業者に県内産の仕入れを優先的にお願いし、できるだけ安心・安全なものを地産地消の形での食材活用ということで実施しているところでもあります。

全国的に見ても、地域で生産された農業水産物を地域で消費する地産地消は、味の面、鮮度の面、そして産地がはっきりしているという安心感などから広がっているところではあります。しかしながら、生産現場と学校の現場との間では、そういった地場産物の供給体制、品質、量、価格、季節による入手の困難な食材など、特にこの量と価格、入手の困難な食材などの面でかなりいろいろな課題がございます。地産地消の安全な給食をさらに向上して実現していくためには、これらの課題を解決し、学校での地場産物利用の推進や安定した供給体制づくりを進める必要がありますので、福島県が推進しております地産地消の進め方、また県の学校給食会で推進しております方策と、そういったものを参考にしながら、そういった内容に詳しい専門家、コーディネーターから課題解決に向けた助言や指導をいただくことも必要になると考えておりますので、そういったことを考え実施し、そして各種補助事業などを活用しながら、さらに地産地消の給食にも向上できるように実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 学校給食と申しますと、鏡石は中学校、小学校でもう3校しかありませんから、その中で自分の学校で調理できる給食を頂けるというのは大変恵まれていることだと思っています。今、民間委託と申して、郡山なんかでも中学校は完全民間委託とかになって、その中でカット野菜が作ったりどうのこうのでやっぱりそういうふうな効率化とかコスト削減なんて民間委託でしちゃうと、ちょっと親としては心配なところも出てきますが、今のところ鏡石はそういう面でもとても安全で、親としてはほっとしています。

重複して、次は本当に理想的な質問なんですが、農水省はみどりの食料システム戦略として、環境保全のために使用品目について、次世代有機農業を進めています。2006年に策定された有機農業推進法では、第2条、有機農法とは科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いられて行われる農業をいう、とあります。我が町も本当の意味で持続可能な町を実現するのであれば、この有機農業を推進していく必要があるのではないのでしょうか。それにより、安心・安全な地場農産物を給食に取り入れることができます。熱塩加納村では、30年前から地元産の特別栽培米や有機野菜を使った学校給食が続いていて、自給率80%です。また、二本松市は先月25日、地域ぐるみで有機農業に取り組む目標を掲げる、オーガニックビレッジを県内初めて宣言し、国の制度を利用しながら生産から消費までの一貫した地域循環型農業を計画しています。オーガニックとは、その栽培には手間がかかり、害虫のリスクが伴い、コスト的にも高くつくデメリットがありますが、長い目で見ると、地下水質汚染の浄化や有害な廃棄物処理の減少、農薬コストの削減など、何より未来の子供たちに対して環境保全のメリットのほうが大きいです。学校給食の有機化は、子供の健康のためだけではなく、地方の過疎化で歯止めをかける地域経済活性化の起爆剤になる可能性を秘めているとして、オーガニック給食を積極的に実践している自治体も増えてきています。今治市、いすみ市、木更津市など全国で123自治体が実践しています。前述したように、加賀市のように生ごみから有機肥料を作り、地場産のブランド野菜を生産し、それを給食の食材にして画期的な事業を展開している自治体もあります。

そこで質問です。

将来的に有機野菜を取り入れたオーガニック給食を目指すことはできないのでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、議員のほうからいろいろと教えていただきましたとおり、オーガニック野菜については非常にすばらしい面があるということは十分承知しております。学校給食の食材につきま

しては、子供たちの栄養のバランスを考慮しまして、また旬のものをおいしく食するような工夫をしたりして、先ほど申しましたように地産地消の部分を考えているところでもあります。各学校におきましては、子供たちに必要な栄養素を十分考慮し、バランスのよい安心・安全な給食を提供できるように学校栄養士が献立を作り、食材も選定して仕入れしております。

ご指摘いただきました有機野菜につきましては、お話にあったとおり、化学肥料や農薬を使用しない、また遺伝子組換え技術を利用しない、さらには農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法で栽培されたものであり、逆に言いますと、大変手間と労力がかかり、収穫量や規格がふぞろいになることが多いことから、町内でも有機野菜として販売しているところはないと聞いております。議員のお言葉のとおり、最近では健康志向や環境への配慮、さらにはアレルギーへの対応などの観点から有機農産物を活用した学校給食への取組も幾つか自治体で見られてきておりますので、全ての学校給食を有機野菜で賄うことは現時点では難しいということになりますが、先ほど申しましたような関係機関と協力しながら、有機野菜の確保が可能であれば、有機野菜を活用した献立の日を設けるなど、我が町としても給食の中で有機野菜活用の取組を検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 今すぐにはできないとしても、若い夫婦が安心して子供を産み育てることができる町づくりの一つに学校給食の有機化は大きな期待があります。将来的にやはり持続可能な町づくりの一環としまして、この有機化をぜひ考えの一つに取っていただけたらなと思っております。また、話は変わりますが、できれば給食で子供たちのために食器や調理機を洗う洗剤も環境に配慮した人体にも安全なものを使っていたきたいと思っております。その辺は民間委託になっていますから、コスト削減で洗剤までそんな町が口出しできないかもしれませんが、そういったことも細かいですが、配慮していただければなと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、10分間休議といたします。

休憩 午後 3時05分

開議 午後 3時15分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 角 田 真 美

○議長（古川文雄） 次に、4番、角田真美議員の一般質問の発言を許します。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 4番議員、角田真美でございます。

一般質問に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻から2月24日で1年が過ぎ、メディアが報じない日はありません。また、新型コロナウイルス感染者が2020年1月、国内で初めての感染者が確認されてから3年がたちました。県内でも40万人が感染いたしました。日々、新型コロナウイルス感染症に献身的に最前線で向き合っている全ての医療従事者の皆様、また、町職員や学校の先生の方々を含め、社会インフラを支えている全ての皆様に心から感謝申し上げます。ウクライナ戦争も新型コロナウイルス感染も一日も早い終息を願うばかりであります。

4年前、私はこの場に一般質問で初めて立ちました。今日はそれから10回目の節目の一般質問になります。当時、私は令和元年8月の議員の初出馬のときに4つの提案を申し上げました。1つ目として、教育環境の充実、2つ目として、老人福祉の拡充、3つ目として、災害に備えた危機管理、そして産業発展の環境づくりであります。将来、若者の働き場の確保と我が町への定住促進のためにも安心して働ける産業の環境づくりとして、新しい技術や製品やサービスなどの開発を行う対応策として、産学官の連携を図ることの必要性を当時提唱いたしました。

当時、我が町には産学官連携がパーフェクトには根づいておりませんでした。そこで、私は1つ考えました。当時、グローバルGAP取得全国2位、現在1位でありますけれども、140年の歴史を持つ岩瀬農業高校、農業団体、商工会、役場が連携し、産業のプラットフォームづくりを声高に論じたことを思い出します。令和2年度には岩瀬農業高校と東京の八芳園との間で産学連携が交わされ、町の納税返礼品でもある無添加甘酒が全国高校・大学の中から、農林水産省の生産局長賞を受賞いたしました。その後、鏡石町と八芳園は我が町の農産物と加工品の商品開発を通し、持続可能な農業の維持・推進及び町のブランド推進、一層の地域活性化を目指すことを目的として連携協定を結びました。また、その取組の一環として、八芳園と郡山女子大学附属高等学校がイチゴを使用した2つの商品も開発されました。今年も昨年に続き、2月1日から5日間、東京白金台の八芳園M u S u B uで、かがみいし田んぼアート祭が岩瀬農業高校や郡山女子大附属高校生と八芳園、そして、J A米づくり部会などの連携で今年も開催され、私は昨年に続き2月3日に、百聞は一見にしかずというこ

とで個人で会場を訪れました。サービスの提供者と利用者を仲介させるマッチング空間がそこには出来上がっておりまして。ビジネス上の概念に発展するプラットフォームづくりが出来上がっておりまして、多くの都会の客がにぎわいを見せておりました。また、今回のこの企画は町の企画でありますけれども、ユーチューブでネット配信され、現在も我が町が全国へ世界へ情報発信されておりますので、どうぞご覧いただきたいと思っております。今後とも若者が安心して生活し定住できる町づくりにするためにも産学官連携をより充実させ、連続性を持って対処すべきと考えます。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

今回の質問の要旨といたしまして、1つは、町の環境汚染の取組、2つ目は、町道の安全確保、3つとして、危機管理としての災害に備えた防災対策についてであります。これらについて問題を提起いたします。詳細に論じたいと思っております。

まず、1番の町内の環境汚染対策に対する取組についてであります。

(1) 番といたしまして、環境汚染の現状と対策について質問いたします。

ごみの不法投棄は全国各地で増加しており、地域の大きな問題となっております。産業廃棄物処理法や各種リサイクル法の施行や改正によって、年々強化が進められているところであります。不法されたごみは放置されると、自然や町の景観を崩すばかりでなく、水質や土壌を汚染し、また悪臭・害虫の発生の衛生面にも悪影響を与えております。また、これらの撤去費用は、県や町に大きな財政面に負担を強いることになりかねません。このような状況は、我が町でも他市町村と隣接する行政区、例えば仁井田区、例えば須賀川に隣接している高久田区であります。そこの辺に不法投棄が散見されます。中には、数十年間の長期間にわたり、不法投棄、そして不正保管がされている実態も我が町にはございます。

私は以前、令和3年6月の定例会の一般質問で、町の不法投棄について同じような質問をいたしました。そのときの内容ですけれども、令和元年8月発行の福島県生活環境部産業廃棄物課の資料から、不正投棄の残存量は我が町が不正保管、不正投棄、福島県内でいわき市に次いで2番であると、私はそのとき発言しております。これは根拠のない話ではございません。資料もあります。今日も持っておりますけれども。

それで、①番といたしまして、県内の中でも極めて悪い町内の不法投棄の現状の把握でありますけれども、廃棄物処理法は不法投棄を行った場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科されます。法人に関しては3億円以下の罰金が科されます。想像以上に大きな金銭的損失や風評被害に遭うこともあり、時には刑事事件にまで発展することもあります。不法投棄は犯罪であるということを強く訴えるべきでないかと思っております。

そこで、①番の県内の中でも極めて悪い我が町の不法投棄の現状について質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の不法投棄の現状把握についてですが、廃棄物として主に家庭から排出されるごみは一般廃棄物となり、市町村が指導します。事業活動に伴い排出されるごみは産業廃棄物となり、福島県が指導するようになります。町内には産業廃棄物を含め不法投棄の実態があり、町としても以前から不法投棄となっている場所については、随時現場の状況把握に努めているところです。また、町民の方から通報などがあった際には、随時現場対応などを行っているところです。このほか、福島県では不法投棄の監視体制があり、監視員の情報を福島県と町で共有し、産業廃棄物については福島県の指導員により、原因者へ指導、改善を行っております。過去に発見された改善に至っていない場所についても、継続的に監視、改善指導を行っているとともに、新たな不法投棄の発生現場がないか、監視活動を継続的に行うところでございます。

議員さんがおっしゃるとおり、私のほう、資料のほう確認させていただきまして、手元のほうに資料のほうは準備してございまして、確認をしております。確かに議員さんおっしゃられますとおり、現状、鏡石町につきましては不法投棄の現状が県内でも悪いほうの上位にあるというふうに認識しているところでございます。このように情報を共有しまして、一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の現状等の把握に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ただいま不法投棄の今回はいわきに次いで2番だったと申し上げました。実はここにこういった資料があります。これは福島県警が出しております、「STOP！！不法投棄」。その中に我が町の現在の不法投棄、不正保管の現状が地図に載っております。断トツ1番です、鏡石町は。ということは、やっぱりこういったものを町として、以前、私、実はこれで3回目なんです。この1年間で3回これ一般質問しております。ですから、こういったことをもうないように全町を挙げてやっついていかないと、今後全国でトップになりますよ、ということをおし上げております。

次に、この不法投棄の監視カメラの運用なんですけれども、不法投棄は人けのない夜間に行われるのが多くなっております。暗い場所でも不法投棄の瞬間をはっきり撮影できるような赤外線つきの防犯カメラなどを不法投棄の証拠を録画するものが設置されなければ、こういったものがまだまだ鏡石から消えることはありませんので、その辺のことを私はカメラの運用について質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町では福島県から監視カメラを借用し、主に地域での粗大ごみ収集日にカメラを設置しまして、不法投棄の防止対策に努めているところです。運用上のカメラの台数にも限りがございますが、活用場所につきましては、広く柔軟に運用したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） これは先ほど申し上げましたように、大変大きな犯罪でございますので、その辺はしっかりとお願いしたいと思っております。

次に、3番、仁井田地区の不法投棄による環境汚染の環境回復計画の提示をお願いしたいと思っております。

ふくしま森林再生事業によって、仁井田地区の森林整備、間伐、下刈り等によって、森林の地面に光が届くようになりました。整備された林はすっきり、そして下層植生の回復が期待され、皆様仁井田の方々は喜んでおります。しかし、同地内全く対照的な場所に不法投棄の残念な光景が見られます。現場間近には住居があり、不法投棄、不正保管されている状況を見ながら、毎日生活して長年苦しんでおります。私は根拠のない話はしないと思っておりますので、現場を見て調査してまいりました。捨てられたごみも見ました。特徴を分析した結果、町道の隣接林は産業廃棄物と思われるトラック車体、ボディー、車があります。山積みの古タイヤ、冷蔵庫などの家電品、大型ごみの残存、山積みの残存量が多く、住宅地、町道に近い林にはペットボトルや空き缶、家庭ごみなど多くモラル低下が原因であると思われまます。また、すぐ近くの町道の農道の脇の谷底には、農業用水の水路があります。水環境保全会の方々の清掃はしょっちゅうやっておりますけれども、不法投棄の多さに追いつかない状況があります。

ただ、これらのごみに関しては、不法投棄に関しては、町内だけではなくほとんどが町外からの投棄と、私は十分考えられると思っております。どのくらいの量が残っているかといいますと、長さが100メートル、道路の脇、奥行き10メートル、実は15メートルのところもあります。高さ3メートルあります。これで3,000立米です。私、商売柄、こういった仕事もしておりましたので、自分で計算してみました、どのくらいかかるだろうと。一番安く見積もっても3,000万です。まともにいけば、1億円かかります。以前、町の答弁でこんな話がありました。県と連携し、原因者への指導を実施するということがあったんです。まさか今回そういう話がならないと思っておりますけれども、そこで、仁井田地区の不法投棄による環境汚染の環境回復計画の提示をお願いいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

仁井田地区の不法投棄の現場においては、以前から産業廃棄物として、主に廃タイヤの不法投棄の現場があり、主に景観が悪化、害虫の発生、悪臭発生の要因等の問題があると考えております。福島県へ確認したところ、福島県産業廃棄物適正処理監視指導員による原因者への改善指導を行っておりますが、改善には至っていないという状況でございます。

なお、原状回復計画については、原因者が原状回復に応じた際の原形復旧に関する計画となることから、現時点で原因者が撤去に応じていないため、計画書はないというふうに確認しております。今後も町は原因者の情報提供に努めまして、状況が改善に向かうよう県と連携を図りながら協力していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） ただいま答弁ですと、前回と同じような答弁でありました。

私、提案いたします。ここに紙があります。行政代執行という方法がございます。じゃやっているのか、やっていないのか、県は。やっているんです。ここに5件載っています。一番近いのは川俣町、平成24年にやっています。金額は5,500万。多いところで4億6,000万。こういったことで実はやっているんですね。というのは、鏡石、あんな小っちゃい、鏡石は福島県で一番、町として面積が小さい町です。そこが一番の量というのは納得はいかないんですけれども、あそこを片づければ、どんと減りまして、多分。それは多分といいますけれども、福島県内でも低いような状況になると思いますので、命がけでやっていただきたい。私はそう考えております。

次に、農業生産物による悪臭発生の現状と対策であります。

実は、私、以前、仁井田の区長をやっておりました。その当時もこのお話がございました。そうしたところが仁井田には昔から16軒の農家がありました。古い農家があります。我々は農家で今は動物飼っていないけれども、昔はみんな、豚、牛飼っていたんだ、なりわいとしている方々に文句言うんじゃないよ、区長さん。言われました。現在は逆なんです。区長さん、何ですか、あれは、何で言わないんですか。実は町とも何度も相談していますよと。何度も調査していますよと。先日、大木課長のほうから書類も頂きました。全く問題はないんですね。ただ、この臭気に関しましては、風向きや温度、湿度などによって、強く感じる場合とそうでない場合があります。仁井田の場合には、久来石から鏡田、駅前地区ですね。ずっとこの臭気があるんです。多分知っている方もたくさんいらっしゃると思います。そうい

った中で、誠に申し訳ないんですけれども、農家の方にはあの地区から皆さん子供さんが他地区に家を建てまして出ていってしまいました。子供育成会、あの班、1、2、3班だけ、子供育成会がございません。子供が誰もいないんです。ということは、50年前と20年前と10年前と、だんだん悪化しまして、現在はそういう状況になってまいりましたので、今後町としましてもこの我々も農業の振興とか考えれば、我々から言うようなことはできないんですけれども、当たらず障らず今までやってきたんですが、代替わりしまして、前の方が今、新しい息子さんになっています。そういった状況も我々は分かっておりますけれども、何とか方法を考えていただきたいと思っておりますので、その辺の考えをよろしく願いいたします。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

仁井田地区で養豚経営に伴う臭気につきましては、今年度、仁井田区行政区から陳情書が提出がございました。事業主へ臭気対策のご理解とご協力の依頼活動を行ったところです。また併せて臭気検査を実施いたしました。事業場周辺では一定の臭いを確認していますが、臭気検査を行いますと、6月、8月、9月に計3回実施してございます。その結果としましては、いずれも基準値以下であったという結果でございます。今後につきましても、事業主へは臭気対策への協力依頼をお願いするとともに、臭気検査を実施しまして、状況確認を随時行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 今後とも定期的に指導していただきたいと。区長さんのほうから、議員は何をやっとるんだとお叱りを受けました。実は私これ3回目の質問になります。やっぱり住民の方は、区長さんのほうが頼りになるんだなど。私は残念だったことをお知らせしておきます。

次に、道路の安全対策についてであります。

（1）の町道の安全確保。

今年の1月2日、郡山市大平の市道交差点で車2台が衝突し、親子4人が死亡した事故がありました。事故を起こした運転手によれば、交差点ではなく一本道だと思ったと供述しております。実は私その後すぐこの現場行ってまいりました。確かにこのぶつかった方は一本道だったと思います、夜であれば。その先には道が止まっております。田んぼの中に入っているみたいです。ですから、細い道はあるんですけれども、そういった状況がありました。私、

行ったのはカーブミラーとか路面の停止線、止まれの標識などが設置工事が完了した翌日でした。住民が以前からこの事故の危険性を抱いていたと言っておられました。そして、日常利用する道路に潜む安全を危険を安全性を高めるためにどのような町でやっているのか質問したいと思います。

まず1番に、町内道路危険箇所の点検実施であります。

先ほど申しましたように、標識さえあれば、交差点前の停止線や中央線などの白線が不鮮明だった、カーブミラーが設置されていない。確かに警察のほうで聞きますと、カーブミラーをつけていいところと悪いところあるそうです。この大平はつけるような場所じゃありませんでした。田んぼののり面が高くなってしまっていて、つけるような状況にはなかったんですけども、今回はその向こう側につけてありました。ということで、現場は信号機や一時停止のない規制がない十字路交差点、優先道路を走っていた車が停止線の標識があれば事故は防げたのではないかと。あったんですけども、消えてしまっておりました。

そこで、町の危険箇所の点検実施はしていると思いますけれども、こういった方法でどのような形でやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま議員がおっしゃられましたとおり、去る1月2日に郡山市大平町内の交差点において、4名の方が亡くなる痛ましい交通事故が発生しました。この事故を受けて、当課では同様な事故発生を防止するために毎月実施している道路パトロールにより、優先道路の区別が分かりにくい交差点箇所の点検を実施しました。交差点が認識しづらい箇所や住民や行政区要望による危険箇所については、道路利用者から見えやすくなるように道路区画線や注意喚起看板設置等による対策を行っております。現在、警察署において、安全対策が必要な交差点の抽出作業を進めている状況です。点検の結果、交通管理者である警察署、交通安全対策担当課、道路管理者などの関係機関が連携し、必要とされた対策を実施していく予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 次に、道路区画線の整備でございます。中央線、外側線、路側帯、自転車専用通行帯、歩道なども含みます。

県道下松本・停車場線に令和元年にアスファルト舗装道路の維持修繕工事が県によって進められました。国道4号線から不時沼交差点から仁井田、釈迦堂川槻木ノ橋まで鏡石で一番

長い下り坂があります。当時、制限速度が50キロでありました。維持修繕工事前は下り坂も一因したと思いますけれども、多くの車にスピードオーバーが見られました。しかし、工事完成後には、センターライン、路側帯、横断歩道がアスファルト舗装にくっきりと浮かび上がって、道路が改善されたため、振動と騒音も減少し、制限速度内で走行する車が多くなった実績であります。比較的新しい車には、車線逸脱警報システムが車線から逸脱することによって知らせる、ハンドル操作にアシストする、逸脱回避できる装置があります。私の車にもついていますが、しかし、この安全機能は白線の、もしくは黄色い線の整備された道路でなければ全くこの機能はなりません。それで、それと交差点内を着色したり、交差点部があることを手前に明示したり、交差点部を色彩によって区別するなど、ドライバーに交差点部の存在を事前に認識させることも速度の抑制になりますし、事故の抑制になります。

そこで、道路区画線の整備について質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

道路の区画線の整備においては、やはり道路パトロールで点検した経年により消耗した箇所や、行政区や住民からの要望、特に交差点周辺でございますが、それらがあつた箇所について毎年度継続して補修作業を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私は写真を撮りながら町中を3回ほど歩きました。そうしますと、地区の方は慣れているんでしょうか。やっぱり危ないところがたくさんあります。境にもありましたし、今度新しく住宅が開発されている鏡石中学校の近辺、住宅地から中学校の周りの道路に出る道ですね。どちらが広いのか狭いのか、初めて来た方は分かんないで通り過ぎてしまいます。もちろんついているところもありますけれども、そういったところも定期点検はしているんでしょうけれども、今後ともそういったところをよく見ていただきたいと。対処していただきたいと思います。

次に、通学路の確保です。

通学路を新たに設置したり、また路側帯を拡幅することによって、歩行者と車両を分離し、安全な歩行空間ができます。

そこで、町では既に一部では実施しておりますが、路側帯の拡張化、カラー舗装化などを今、工事終わっております。それについて、実は私1つ懸念することがございます。私が測りますと、あるところは6メートル、7メートルでも路側帯があります。しかし、そこは通学路にな

っております。しかし、岡ノ内地区の先ほど申しました松本・鏡石停車場線からその4号線のところまで小学生が毎朝毎夕通学しております。ここは私も近所に住んでおりますからよく分かるんですけども、9メートルから10メートル近くあります。そして子供たちが毎日通っております。もちろん1本外側には大きな道路があって、そこには歩道もついております。しかし、子供たちが実際通っている場所は、私の覚えている数十年間生きている限りは一度も路側帯や横断歩道や中央線書かれたことがありません。場所によって、そういうふうなところがあるんです。ですから、その辺も先ほど申しましたようにカラーの歩道をつけるだけで非常に安全になると思いますし、車のほうも十分気をつけて歩くんだらうと私は考えておりますので、その辺を児童の安全確保についてどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

去る令和3年6月、千葉県八街市において、下校中の小学校の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい交通事故が発生しました。この事故を受けて、通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策、こちらは閣議決定されたものでございます、に基づく通学路合同点検を実施することになりました。当町においては、教育委員会が主体となった鏡石町通学路交通安全プログラムに基づき、小中学校から通学路の要対策箇所を抽出してもらい、鏡石町通学路安全推進会議のメンバー、メンバーは町内の小中学校の先生、須賀川警察署、あと国・県・町の各道路管理者でございます、による通学路緊急合同点検が実施されました。点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策については、各担当部署による対策を実施しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 先ほど仁井田、岡ノ内の道路、通学路ですけども、長さは450メートルであります。決して短い距離ではありませんから、ひとつよろしくお願いたします。

次に、道路反射鏡、カーブミラーについて、また止まれの標識などの保守点検についてであります。

道路反射鏡はその設置が適切なものであって初めて機能を発揮いたします。鏡面の道が適正でないとか、反射率が低下している場合には、単に見え方が悪いばかりではなく、時には運転者の判断を誤らせることにもなります。したがって、安全な交通安全確保には、道路反射鏡の定期的な点検と適切な補修・交換が欠かせないと思います。町には、止まれの標識が今度新しくできたところがあります。迂回路ですね、仁井田から旧小泉スタンドのところに

出る道の、あそこに止まれの標識ができました。止まれの標識というのはこうだと思ったんです、私は。三角だと思ったんです。縦長のこのぐらいですね、止まれと書いてある。要するにいろいろ事情はあるんでしょうけれども、やっぱり目立つような、ただつけるんじゃないくて、より目立つような安全な標識が必要だと思います。

そこで、カーブミラーなど、止まれなどの安全標識の保守点検はどのように行っているのかお聞きいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町道に設置されていますカーブミラーの保守点検につきましては、町の交通安全協会におきまして、年1回の点検を進めているところでございます。カーブミラーも年々老朽化が進んでいることから、適切な管理を行っていきたいと考えております。また、止まれの標識については、交通管理者であります須賀川警察署において管理しておりますが、修繕が必要な標識があった場合には、須賀川警察署に連絡し対応を依頼しているものでございます。今後も施設の点検を行い、安全・安心な町づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） よろしく願いいたします。

③番といたしまして、4号国道不時沼交差点の農業用水路と歩道の接点の狭小の改修というのは、不時沼交差点を天栄に向かって、左側手前に矢吹原土地改良区の用水路が通っております。そのサイフォンの一部が歩道に突き出ております。よそに行きますと、歩道が5メートルぐらいあります。あそこだけは1メートルを切って数十センチです。非常に危険です。もちろん歩道ですから、歩き方もおります。自転車の方も非常に危険な状態にありますので、早急に改修の必要が私はあると考えますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

国道4号不時沼交差点東側に接続する県道の南側でございます。幅の広いカラー歩道が設置してありますが、交差点付近に農業用水路があるため、一部歩道幅が狭小となっております。朝夕の通勤・通学時間帯においては、交差点付近の車両渋滞はもとより、特に夜間時、幅の広い歩道から狭小部を通行する際、農業用水路が突出していることから、歩道利用者にとって大変気をつける箇所になっています。以前よりこの交差点の県道側について、渋滞緩

和のための右折レーン設置や歩道利用について、県に要望しております。今年度、県において交差点に接続する道路改修のための測量設計業務を発注していると報告がありました。なお、工事着手までの間、歩行者に配慮した安全対策については引き続き県に要望してまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 危険極まりない状態ですので、よろしく願いいたします。

次に、3番、町の防災対策についてであります。

私は防災士でもあります。防災意識の共有ということで、地球温暖化に伴う気象の変化による地震、津波、洪水、毎年突発的に発生する激甚な災害に対し、防災訓練、避難所の設置、物資等の備蓄、要配慮者への対応など様々な防災活動が実践されます。また、高齢化社会における支援を要する高齢者の増加により、避難行動に対する防災情報を分かりやすく提供するなどの対応促進もあります。蓄積された経済努力が一瞬によってなくなってしまうのが、我々大震災を経験した教訓でもあります。

そこで、①といたしまして、災害時における福祉避難所等の設置と運営体制づくりについて質問いたします。

鏡石町防災計画の中で、この避難所の開設については、町長は本計画に基づき、また災害の対応に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のための福祉避難所を開設するとうたわれております。今言われました福祉避難所は、対象となる方、身体障がい者、視覚・聴覚・肢体不自由、知的障がい、精神障がい、高齢者、独り暮らしの高齢者のみの世帯ですね、あと人工呼吸器をつけている方などであります。実は私は、ここにオレンジリング持っていますけれども、日本赤十字の健康生活支援員をやっております。5年間の試験で頂きました。そして、認知症の支援も行うことになっております。そういったことから、過去の災害、一般の避難所と福祉避難所の違いを知らない人が多かったため、一般の避難者が福祉避難所に避難するケースが多くて、周知不足は災害時にこういった問題引き起こしております。

そこで、さらに2019年10月、台風19号の際には、福島県、宮城県、長野県の55の市町村で福祉避難所が開設されました。しかし、31市町村で福祉避難所の開設が住民に知らされていないことが大手新聞社の調査で明らかになっております。そこで高齢者や障がい者の避難が遅れたということが書かれております。

市町村は避難時における福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所にさせることができるよう、平時から対象者の現状と把握をすることが望ましいと思われましても、町

の考えをお聞かせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、社会福祉法人岩瀬福社会と災害協定を結び、災害時における避難行動要支援者で特に配慮が必要な避難者の受入れを想定し、福祉避難所として鏡石ホームを指定しております。昨年9月に実施した鏡石町・福島県中地方総合防災訓練においても、避難行動要支援者の避難訓練として、民生児童委員による避難行動支援訓練、鏡石ホームにおける要支援者受入れ訓練を実施いたしました。コロナ禍ということもあり、全ての訓練は実施できませんでしたが、今後も具体的な受入れ可能な方の検討や必要な支援について、関係団体と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

また、ただいまありましたように、この事業についてのPRについても努めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大規模の地震とか災害の備蓄の対策についてであります。

食料、飲料水など備蓄の際には、円滑に配布できるように準備しなければならないと考えておりますけれども、そのためには分散して備蓄するということもあると思ひます。賞味期限を切れたものや賞味期限のものを確認したり、中のものを確認しなければならないと思ひますけれども、町ではどのような形で点検をしているのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

町では、大規模災害時の備蓄体制につきましては、災害用備蓄品を第一小学校体育館、鳥見山防災倉庫の2か所に分散して管理しております。また、成田水防倉庫には水防関係の備品である救命胴衣等を備蓄してございます。さらには、健康福祉センターにも防災倉庫を設置することになっており、備蓄品の状態や在庫数につきましては、年に一度確認しており、使用期限のある食料品などについては、災害時に誤って期限切れの備品を使用することがないよう管理してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

[4番 角田真美 登壇]

○4番(角田真美) 簡易トイレとかテントとか、以前にも質問させていただきました。もちろんそういったものはそろっていると思いますので、我々も議員としても一度そういった備蓄を確認してみたいなと私は考えております。

次に、(2)番、自主防災組織と住民等の訓練についてであります。

防災リーダー育成の参加でありますけれども、とりわけリーダーは基本的な知識が必要だと私は思っております。また、防災組織のメンバーも防災士の資格などを積極的に促していきたい、いくべきだと私は思っております。

そこで、①といたしまして、防災士、防災リーダーの人材育成について質問いたします。

災害時の地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮は地元住民が行うのがまず第一歩であります。そこで、子供たちには例えば学校で防災教育と子供の防災リーダーなんかを育成したり、また、女性の防災のリーダーの育成も必要だと思っております。自主防災活動に女性の視点を生かす、女性の参画を促進し、リーダーの中に必ず女性を含めることが私は極めて重要だと思っております。

そこで、防災士、防災リーダーの人材育成に対して、町の考えをお聞かせください。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災士につきましては、防災における自助、共助、公助の中で、自助と共助を担う貴重な人材であり、今後の地域防災においてリーダーとなって活躍していただけることを期待しております。このため、町では地域における防災士育成としまして、消防団特例防災士認証制度を利用しまして、今年度、消防団員の幹部経験者14名が防災士の資格を取得しました。今後も継続して人材育成に注力しまして、特に女性の取得につきましても、地域における防災力の向上に努めると思っておりますので、そちらのほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄) 4番、角田真美議員。

[4番 角田真美 登壇]

○4番(角田真美) 私の提案ですけれども、私は鏡石町の分団長もやっておりました。そして、現在、消防団の支援員をやっております。実は現役の消防団ではなかなか難しい。経験した者といいますと、支援員の中から、さっき言われましたような防災士の資格取得を促すというのが一番いいと私は思っております。実は分団長経験者は試験は受ける必要ないんですね。ですから、お金はかかりますけれども、そういったことを考えれば各地区に必ずそう

いった分団長経験者がたくさんおられますので、そういったことで進めていければ自主防災知識をもっともっと密着できるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、行政区ごとの防災計画と防災訓練についてであります。

自分の地域は自分で守る、いわゆる自主防災組織です。地震が起きますと、災害が起きますと、誰が助けに来るかといいますと、一番最初は隣組です。そして、同じ地区の方々です。そういったことを考えれば、自分たちでできることは自分でやると。住民の安心と安全を守るということを自分たちで考える必要があると思います。町には消防団があります。消防団ありますけれども、消防団も現在なかなか定員に満たない状況が数十年続いております。ということから、消防団がリーダーではありますけれども、近年の災害の多様化によっては防災のきっちりした基本的な試験を備えた防災リーダーが必要であると思います。

そこで、私が考えるには、地区の方々をお願いできるものはお願いしたらどうなのか考えております。というのは、地区には看護師の経験者、いろいろな資格を持っている経験者が多分同じ地区にいると思います。そういった方々を掌握しておかなければ、これは区長の仕事かもしれませんけれども、町としてもそういった協力をして、どういった方が医療関係か福祉関係か、そういったものを町としてもつくっておくべきなんだろうと私は考えております。手作りの防災計画でいいと思うんです。避難所の説明など、そういったことでもいいと思うんです。簡単なことから防災訓練は実施すべきと私は以前から申し上げておりますけれども、各行政区ごとの防災計画と防災訓練実施について、どのようなお考えか質問いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災計画につきまして、町全体での地域防災計画につきましては、令和2年度に改定したところであります。現在、国では議員のおっしゃるように地域における防災体制の強化として、市町村単位からさらに踏み込んだ地区単位での防災計画の策定を推奨しております。町では残念ながらまだそこまでの取組には現状では至っておりませんが、前の本会議でも議決いただきましたように、来年度の行政組織の改編におきまして、総務課内に危機管理グループを設置したいというふうに考えておりますので、その中で防災対応能力の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。各行政区の地域特性に合わせた防災計画の策定と計画に基づく防災訓練の実施につきましては、地域住民の安心・安全のため有効な取組であると認識しておりますので、先進事例等を参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 今度、総務課が分かれまして、そういった担当ができるということ、非常にいいと思っておりますし、先ほど申しましたように、看護師、薬剤師、介護福祉士、保健医療福祉の専門職を持った、知識や技能を持った方々の支援活動していただくような組織づくりも必要だと私は思っております。いずれにしても、我々は地区によっての安全が違います。成田は成田の安全、仁井田は仁井田、釈迦堂川もあります。阿武隈川もあります。それぞれの地区によって、この防災は訓練も実施しなければ、それぞれの場所で同じ町の一堂に集めてやるんじゃなくて、やっぱり13区でやるべきだと私は思っておりますので、今後ともそういったことを念頭に入れながら、防災訓練、防災の実施をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川文雄） 4番、角田真美議員の一般質問はこれまでといたします。

◎休会について

○議長（古川文雄） ここでお諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、明日3月9日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、3月9日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時12分

第 3 号

令和5年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年3月9日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	9番	大河原正雄
10番	今泉文克	11番	円谷寛
12番	古川文雄		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	橋本喜宏
税務町民課長	倉田知典	福祉こども課長	柳沼和吉
健康環境課長	大木寿実	産業課長	菊地勝弘
上下水道課長	大河原正義	都市建設課長	吉田竹雄
教育課長	根本博	会計管理室長 兼出納室長	佐藤喜伸
農業委員会 農事務局長	圓谷康誠	農業委員 会長	菊地栄助
選挙管理 委員会委員長	草野孝重		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主事 本田真子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 今 泉 文 克

○議長（古川文雄） 一般質問の通告がありますので、10番、今泉文克議員の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） おはようございます。10番、今泉文克でございます。

新年度、令和5年の町3月議会がスタートしまして、多くのことがこれから議論されるところでございます。町民のための新しい町づくりが実証されるように頑張りたいと思います。

今日の日本農業新聞、ご覧になった方がおるかと思うんですが、今泉文克さんが記載されております。町づくり、あるいは地域づくりに一生懸命、農業で頑張ってくれたというふう褒めてありました。立派なものですね、誰も言わないんですけども。今日の日本農業新聞に論説の方が記録させていただきました。私の町づくりを考える思いと行動が、多くの方々からご支援いただいて、そして議会も、このように頑張ってもらえて、ご支援の皆様方、あるいは関係者、そして町民の方々に心から御礼を申し上げるところでございます。

私は昨年10月の町制記念のあれには、特別功労賞ということで木賊町長からいただきまして、誠にありがとうございました。

今日は令和5年に向けての3月議会でございます。私ども議員の任期も、この8月までが任期になっております。9月からは新しい議員の方々を選出されるところでございます。私は来る8月の町議会議員の選挙には立候補せず、新たな方々を応援して、新しい鏡石町を築いていただきたい。一生懸命、応援したいと思っております。今日までの私の議会活動に多くの方々のご支援、そしてご指導に心から感謝を申し上げます。

そう言いながらも、あさって3月11日は、皆さんの記憶に大きい東日本大震災が発生して

12年という節目の日になります。大変だったですね。あのときの皆さんのご苦勞、そして毎朝、朝一番に、今は町長の木賊正男総務課長が、おはようございますというふうな言葉を町民の方々に声をかけて、一人一人がみんな頑張っとうやろうという力強いお言葉があったのは今も記憶に残っております。あの歴史的な問題を私たちは心に留めて、そして次の代には同じ苦勞をしないように、町民の方々が生活できるような環境をつくるために、みんなで頑張っとういかなかちやならないなというふうにも頑張っております。

通告に入る前なのですが、もう1つニュースがございます。

鏡石町に新しいスーパーマーケットができました。すばらしいですよ。オープンしましたね。これはスーパーマーケット、かんかんてらすというのができたんですよ。町の真ん中に、すばらしいですよ。商工会の会長の長田さんが、その理事長として運営されます。町から100%の補助金の運営で行われます。この運営費は町民の方々の税金でございます。町民の方々が町に税金を納めて、それが、かんかんてらすに年間2,000万ほどの金がつぎ込まれると思います。鏡石町商工業の発展、商業の発展につながってくるのかなというふうに、町はすばらしいスーパーを造りました。

私は、町はとんでもない執行をやっているなというふうに今、思っております。12月にも言いましたけれども、かんかんてらすがスーパーとして、あそこでお店をやっているいいのかな。これ、町民の商業者の方々が自分の店を一生懸命働いて、町に税金を払って、その税金をかんかんてらすにつぎ込んで、自分の店の商売はだんだん減っている。今度は新たに酒まで取るようでございますから。町が何をやっているのかなと私は、はっきり言って申し上げて、とんでもない話だと思います。

商工業を進めるんならば、商業者の方々の振興をしないで、商業者が店をやめるような政策を、鏡石町はかんかんてらすでやっていると思っております。これはいかがなものかな。それが新しい鏡石町だというんならば、何年かうちには鏡石町の商店街にはお店が一軒もなくなってくると思います。もっと別なやり方をしないと。

ましてや、特に、あそこは何だ、今度は地域おこし協力隊でしたか。あれの方が1年で辞められたそうですね。何を指導しているんですか。菜種油とか、エゴマとかやるといって、新たな加工場を造ったり施設を造ったり、いろいろ税金でもってやっているのに、その一番力となる地域おこし協力隊の方が1年で辞めていったら、令和5年度は誰がやるんですか。

全くそのスポットで継続性がなくて、町民のためになる事業として運営されているのか、私としては非常に疑問でございます。町会議員として、もっと町民のための事業、町民のための施策、そして町民の鏡石町のための姿に持っていけないと、執行に対しては非常に疑問を持つのであります。

苦言はそのくらいにしまして、一般質問に入らせていただきます。

通告いたしました質問は、皆さんのお手元に資料が行っていると思うんですが、我が鏡石町の町会議員の報酬の増額についてということで考えて、これを特別職の報酬等審議会を開催して、議員の報酬をアップできないかというふうなお伺いがございます。

議員報酬は、ここにも書いてありますが、平成8年には25万1,000円だったんですが、それが20年からは2万5,100円減額しまして、1人当たり22万5,900円であります。議員総数は、当初は16名おりました。総額で4,800万ほどの議員報酬があったんです。20年には14名に減額しまして3,700万に減りました。平成5年には12名に減りまして、3,200万を切った。トータルで1,600万ほど減額になりました。67.7%なんですね。そこまで減額したんですよ。その間、我々議員は東日本大震災においては、町民が大変だ、少しでも町民の生活や環境の助けにしようということで、それを11万5,000円まで、また議員の報酬を減額したんですよ。そのようにしてきました。

その差、町長さんは8年度が82万あったんですが、それがこのように減額になってきてまして、平成22年には73万8,000円の町長報酬だったんですが、前の遠藤町長さんは、町長になったら私は町長の報酬を30%減額しますというふうに公約されたんです。町長の間は、町長の報酬は30%減額して51万7,200円で任期中やりますというふうに、外で力高らかにお話しされたんですよ。

そして、4年たちましたら、2期目になったら、67万3,000円に上がっちゃったんですね。私は再三再四にわたって町長に、あなたは公約で町長の間は30%減額でやりますというふうに言っていたから、おかしいんじゃないですかということをお願いしてきました。しかしそれは、1期目の公約で、2期目では約束していないと言うんですね。議会でも、それは賛成する方と反対する方がいましてね。うまくいきませんでした。このように、町長というのは昇給されてきました。

今朝の新聞、あるいはテレビで皆さんもご存じだと思うんですが、国内の企業が今、物価高とか、いろんなことで職員の給料を1万5,000円、2万5,000円、全メーカーが今、昇給をし、値上げしております。我が町の職員の方々も、初任給で14万から、大卒で18万とかとなっています。

この20年以上の間、私ども議会は全然上がることなく、町長の報酬は上がったんですが、全く責務だけが高くなってきました。周りのやつがどんどん上がって、職員の皆さんも毎年春になると、また昇給しますよね。なぜか議員だけが全然昇給しないとなっております。このようなことでは、私はね。新しく町会議員になろうとする人の生活ができる環境ではないんです。

こんなふうに、高卒で15万7,000円、大卒で18万9,000円の初任給、鏡石町はもらえるんですが、議員は15年間減額したままです。須賀川においては、報酬が42万3,000円、月額。

郡山は60万。やっぱりこれだけあれば、議会活動もやれるし、いろんな事業も取り組むことができると思うんです。

あまりにも我が町の報酬、議員の報酬が低過ぎますから、これらについてもっと増額できるような考えで検討できないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） おはようございます。

10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議会議員及び町長等の報酬を改定する場合におきましては、鏡石町特別職報酬等審議会の意見を聞くことになっております。直近におきましての開催につきましては、平成31年2月に開催しております。そのときの結果としましては、議会議員及び町長等につきましては、据置きとするという答申をいただきました。

なお、その際に、近隣町村の状況及び社会情勢の変化が見られた場合には、審議会を開催することという形の意見が答申に付されました。今後も、議会議員報酬、町長等の報酬等の改定につきましては、特に議会議員の皆様の報酬の改定につきましては、全国的に議員の成り手不足というような課題となっていることから、議員の皆様と一緒に、周辺町村の状況を踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 31年4月に開催された審議会というのがあるんですが、これ、今、初めて私も伺ったような気がするんですが、これはそのままいいというふうな審議会のご意見だったんでしょうから。そうすると、執行はそれに対し審議会の意見だから、そのままいいというふうに考えたんですかね。普通ならば、そこら辺で執行としてはもうちょっと考えなくちゃならない、執行の考え方もここには当然出てくると思うんですが、このような状態で我々議会の報酬が動いてきているというのはどうも。

新しい議員の方をこの9月から迎えるに当たっては、22万5,000円というあれですが、ここからいろいろ引かれると10万円台ですよ。そうすると、10万円台ですと、本当に今、学校が終わって卒業したばかりのくらいの報酬であります。それをこのように、みんな頑張って町づくりやら勉強やら、そういう方々が頑張っているんだけど、それと同じような報酬でもって鏡石町をつくりなさいというふうに考えておられるのであれば、非常に大きな問題であるというふうに私は思うんですが、その辺は審議会のことに対する結果の結論、あるいは執行としての考え、その辺をもう少し細かくお知らせいただければ、お願いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

こちらの31年2月に開催した審議会のほうでは、そういうふうな結論になっております。先ほど申しあげましたように、近隣町村の状況及び社会情勢の変化が見られた場合には、審議会を開催することというふうになっておりますので、令和4年度はちょっとあれですが、令和5年度には、前の全協等でお示したとおり、審議会の予定をしております。そちらのほうで検討されるというような形を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） ただいま、総務課長の答弁では5年度では計画されているとかというお話だったです。この中で、近隣とか社会情勢とか、社会情勢は完全に変わっているのは分かりますよね。あと近隣という言葉は、私これ大嫌いなんです。

12月の一般質問でも、監査委員の件についてもお尋ねしましたら、近隣とか県内の市町村を見てとかって、そんな言葉が出てくるんだったらば、執行は要らないんですよ。近隣とか県内の言葉なんて言うなら、皆さんは誰も要らないんです。担当する事務職員だけでいいんですよ。何のために皆さんは管理職としているのか。その位置づけが分からなくなりますよ。近隣とか県内とかということだったらば、何も近隣とか県内が上がったらば上げればいいんだから。

鏡石町独自の政策をしてほしいんですよ。近隣とか県内なんて言ったらば。皆さんそう思いませんか。いなくたっていいんです、管理職の皆さんは。やはり、鏡石はこういう状態だからもっと上げようとか、もっと下げようとか、政策を持とうとかという、もっとプランニングを持って対応してほしいと、私は非常に思っております。

それで、12月の監査の件についても、近隣とか、これは前も言ったんですが、国内の監査委員の代表監査さんの年間報酬は68万1,000円なんですよね。年報酬が。鏡石は22、23万円くらい、3分の1なんです。ほかの市町村に行って報酬を話すとき、恥ずかしくて話ができないです。そういうふうな、近隣とか何とかじゃなくて、鏡石町はどうあるべきなのかというふうな裏づけの下で進めてほしいというふうな、私は強く考えるところでございます。

それでは、2番目の質問に入ります。

以前には支給されました議会の政務調査費の件でございます。

平成15年頃に計上された議会の政務調査費等がありました。これは年間で24万円だったんですね。年間で24万円。16名の議員に来たんです。1人じゃないですよ。16名に24万円

なんです。そうすると、計算すると1人当たり年間1万5,000円なんです。月額にすると、ここにも書いておきましたけれども、1,250円なんです。月額1,250円の政務調査費でもって、町の情勢を勉強しなさい。国内の情勢を勉強しなさいと言われてたって、何の勉強にもならない。

今、中央で研修会がありますと聞くと、1回に3万5,000円とか4万円とか5万円とか、その参加費がかかります。ここから新幹線で行くと1万5,000円がかかります。それを私たち議員には1円も現在、支給されていないんです。

須賀川に行きますと、これが月額3万円ですから、年間36万円、勉強するためのお金が議員1人当たりになされています。ここにも書いておきましたが、郡山市では月額10万円なんです。年間120万の報酬のほかに、議員としての資質を向上するための勉強費として、須賀川市、郡山市は我々議員に、頑張ってください、町づくりをやってくださいというふうなことで出しているんですが、残念ながら鏡石町は、我々に1円たりともそういう勉強できる政務調査費、あるいは勉強するための場を設けていただけないんです。

だから、これらも含めて政務調査費の中身をしっかりとしながら、議員に報酬してやっていただければ、すばらしい議員勉強もできると思いますから、そういうことは執行としては考えておられないでしょうか。お伺いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

政務活動費につきましては、平成25年3月から地方自治法第100条第14項に規定されておりました、議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派または議員に対し、交付することができるようになっております。交付の対象、額、経費の範囲につきましては、条例によりまして定めることとなっております。

また、支給された調査費につきましては、当然収支報告書の提出が必要となるというふうの規定されております。このため、政務活動費の支給につきましては、議会議員の皆様の活動に資するものであることから、議会において議論を進めるとともに、予算措置が必要になるということでもありますので、執行側との協議を経て必要な条例が制定されるという流れになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） それでは、次の質問に入らせていただきます。

大きい2番は、町営住宅の現状と今後について、お尋ねいたします。

町営住宅は境区に2棟ですね。4階建てですか。すばらしい町営住宅があります。それから、定住促進住宅地として旭町に5階建てがあります。

それらについて、どんなふうな令和5年度の計画になるか、お伺いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町営住宅、境団地の部屋数につきましては、A棟、B棟、2棟がございまして、それぞれ各24戸ずつ、計48戸が入居の部屋数でございます。2月末現在で入居の方は45戸となっております。

また、定住促進住宅の部屋数につきましては、1号棟、2号棟、両方とも各30戸ですから、合計60戸で、同じく2月末現在の入居者につきましては、30戸というふうな形になっております。

各住宅におけます来年度の予定でございますが、境住宅につきましては、今年度のA棟に引き続きまして、B棟の外部の改修工事を実施して長寿命化を図りながら、空き状況に応じて入居の募集を行っていく予定でございます。

定住促進住宅につきましては、大分傷みが激しくなっておりまして、居室の計画的な修繕を進めていかないと、入居できるような部屋が、なかなか少なくなっております。駐車場の整備を行いまして、住環境の整備を改善しながら、随時募集を行って、入居者の入居の促進を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 町営住宅前山のほうは、45室入っているんですか。これはちょっと確認、もう一度お願いしたいと思います。

あと、定住促進のほうは、これ60室あるんですよね。ここのところも、もう一回お願いしたいんですが、それで定住のほうは、最上階5階の空室状況が非常に大変だと思うんですけども、この状況はどうなっていますか。

こんなふうに、上のほうはどうしても嫌われるのであれば、この各階の部屋代の料金の検討とか、見直しもしなくちゃならないかと思うんですが、それらについてはどんなふうにご検討おられますか。お伺いたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず、町営住宅の境団地、申し訳ございません、48戸のうち入っているのが45になります。定住促進住宅につきましては、60の部屋数がありますが、その半分の30戸というふうな形になっています。

空室の5階の状況でございますが、各階層6部屋ずつございまして、5階ですので30部屋が1つの号になっております。1号棟、2号棟合わせますと、5階につきましては6部屋ずつですから、12戸空いているうちに入っているのが半分の6つ、12戸のうち半分、6戸が入っているという形でございます。

確かに、以前にも同じような質問をいただきまして、私のほうで改修というか、値段を下げるような検討をしておりますが、申し訳ないんですが、今の現在では、まだその段階に至っておりません。今後、その居住等の入居者を増やすためには、やはり老朽化も進んでおりますので、料金の見直しというのは必須かなというふうに考えております。

また、今後のことを考えますと、平成3年か2年頃に多分あそこは造られて、もう30年がたっているということですので、長寿命化をしていくのか、今後解体に向けて進むのかは、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） いずれも非常に損壊が入ったり、いろいろ維持管理するのは大変だなということは、この間も伺っていますから、大変だというふうに思います。

それでは、杉林地区の築50年以上たっている町営住宅ですね。この杉林は、今から55年前、昭和41年に建築されていたのかなと思います。私も、ここに何年か仕事の関係で通っておりますので、あの当時の状況を目の前で確認はしております。ここには、戸数が平家建てが20戸、それから平家建てが5戸、2階建てが10戸というのが、当時の建築した数字の数かと思うんですが、これら現存はどのくらいここに残っておられますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町営住宅、杉林団地につきましては、ご質問のとおり、建築から50年が経過しております。老朽化が著しく、全室退去した棟から随時、解体を行ってきたところでございます。当初の35戸から、解体により現在は29戸となっております。このうち、入居世帯が7戸で、各棟に点在している状況でございます。

今後の運営計画でございますけれども、耐用年数を経過し、老朽化が著しいことから、引

き続き退去状況に応じた解体を随時、進めていきますけれども、入居者の安全管理上の観点からは、世帯構成に応じた適切な住戸への住み替えを検討していただくとともに、今後の状況を踏まえて、入居の状況をお聞きしながら転居先の希望など意向調査を行って、要望等を十分に確認しながら、必要な支援策を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） そうですね。木賊町長分かるように、もう50年以上経過しておりますね。そうすると、私、あそこ、町営住宅という名前をつけておけるのかなと思うんですよ。あんまりにも、町営住宅という名前だったら、もうちょっと定住促進とか前山の住宅とか、そういうのにしませんか。

前山とか、あるいは定住促進が部屋が空いているんだならば、ここの杉林のところにお住まいの今7戸の方が頑張ってくれています。この方々の定住促進のどこか考えて、部屋に移設してもらうように、町が移設の転居の経費を持ちながら、やっぱりちょっと生活できる住宅。

皆さんのうちは今、すばらしいうちに住んでいますよね。床暖でも全部ね。今から55年前のあの杉林、よくもう一回見てやりたいと思いますよ。あれを町営住宅というところで、なしておくことが恥ずかしくないでしょうかね。

私は、この7戸の方の新しい住まいのところに、町が責任を持っていくべきだと思うんです。条例がどうのこうのなんというのは、条例なんというのを変えればいいんだから、そのくらいの大きい気持ちのある鏡石町になってもらって、それであそこ、みんないいところに住んでもらって、そしてあれをきれいに解体して、防犯的にも安全的にも住めるような場所にして、新しい住宅地にしてもらうなり、そんなふうなやつを木賊町長は考えていかなくちやならないと思います。新しい町長になったんですからね。そのようなことで今後、進めてもらうように、どうでしょうね。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ただいまのご質問、ご提案に対しまして、ご答弁を申し上げます。

私も、今回の選挙活動を通じて、杉林団地の皆さんにもお話を聞きながら、現況はつぶさに拝見させていただきました。当時のコンクリートブロックの造りの町営住宅でございますので、ただいまご質問にあったような状況を目の当たりにしてございます。そして、入居者の年齢構成を見ますと、かなり高齢でございますし、1人でお住まいの方が多く感じ

ました。

そういったことで、ただいま提案にありましたとおり、定住促進住宅60戸のうち、30戸しか入居しておりませんので、そういったところへの、先ほど申し上げましたように入居者のご希望も聞きながら、そして行政側で最大のご協力をしながら、環境のいいところに住み替えしていただけるような状況をしながら、杉林の団地については、あまり時間をかけないで環境改善に努めていながら、いわゆる今、建っているところについての土地利用も含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただければと思いますけれども、時間をかけないで検討していきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） ただいま、木賊町長から杉林のことについて、あそこに自分が住んでいたらどうなのかなと思うんですよ。ここにおいでの方々はみんな、新しい住まいに住んでいる方が大部分だと思いますね。やっぱりそういうこと、町民の方が大変だったら、みんなで応援してやってもいいんじゃないですか。

それでは次、この住宅の3番目になりますが、災害公営住宅の現状ですね。これは東町地区に東日本大震災対策のために造られた住宅が12室2棟、24戸ありますね。これらの現状の運営状況、どんなふうになっておられるか、お伺いします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

東町団地の公営住宅につきましては、東日本大震災により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者が、安定した生活を確保できることを目的に、平成27年3月に整備された住宅で、全24戸のうち、2月末現在、災害関連で14戸の世帯が入居されております。

東町団地の今後の計画でございますが、震災の被災者、被災入居者の住宅確保を引き続き支援していくとともに、今後は空き部屋の利活用についても検討しなければならないと考えております。まずは、県の震災、津波被災者用の災害公営住宅の対応方針に基づきまして、原発避難地区、避難指示地区の帰還者や、避難者向けの最終的な募集を一定期間行いまして、その後、一般拡大化、つまり町営住宅、災害公営から町営住宅としての一般拡大に向けた検討の調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 総務課長、お伺いしますが、この災害公営住宅というのは、条例の中でどこに入ってきているんですか。この災害公営住宅というのは、どこを探したって見つからないんですよ。どこに行っちゃったんですかね。27年3月に造った24の部屋の運用、そしてそれらの位置づけ。それがどこにも、私、随分見たんですが、条例の中で出てこないんですよ。それは要らないのかな、これは。だけれども、これは国の金を使っていますから、ちゃんと条例をつくって管理運用をしなくちゃならないと思っているんですが、それをまず教えてください。どこにあるのか。

あと、もう一点は、どうも町の人何人かが言うんですよ。何で災害公営住宅にあの人がいるんだって言うんですよ。これは基準がありますよね。今、言ったように災害を受けた人。税金を納めている、あるいは低所得者だ、あるいはいろんな保険の人がいる。非常に厳しい人が入っていると思うんですが、何であの人がいるんだって。私はこれ、うわさだから、うわさを言っちゃまずいかもしれないんですが、前の町長さんの力だか、前の議長さんの力だかという人が何人もいますよ。

そんなことって私は駄目だな。これは、町民はみんな同じく、等しくあそこの施設を利用できるようにしなくちゃならない。それが、そういう何人かの力のある人の力でもって入ったり。これは内容について、もう一回細かくチェックする必要があるなというふうに、私は監査委員として、うんと感じております。これは私だけではなくて、菊地さんという方もそう言うておられました。

ですから、そういう方々の声をしっかりと伝えていかないと、議員は何をしているんだとなりますから、この災害公営住宅というのはどこに行っちゃったんだか、この条例の中の何ページにあってどこにあるのか、改めてお伺いさせていただきます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

災害公営住宅、確かに、この町営住宅の条例の中には、そういう言葉が入っておりません。こちらに入っているのは、第3条における設置というところに、東町の750番地の一部とか、その番地によって、今おっしゃった2棟24戸が登録されているというような状況だけでございます。それはそのとおりでございます。

災害公営住宅の言葉自体がどこから出てきているかというのは、この上位法であります公営住宅法というのがございまして、公営住宅法の第8条の中に、災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例というところに載ってきてございまして、この場合、今回もそうなんです。災害によりまして住宅を失った方が、一時的に再建するために入れる住宅として建てていいよと。

その際、なぜここに国に載っているかというのは、普通の場合ですと多分2分の1だったと思うんですが、災害の公営住宅であれば4分の3まで補助が出ると。さらに、今回の東町の部分については、復興の関係の法律がございまして、8分の7まで補助が出るというような形で、今回その補助を利用しまして建設したものという形でございます。

最終的には、先ほど申し上げましたように、災害が一旦落ち着いて住宅の再建が進んだ、だんだん災害で住宅をなくした方が再建していつて出ていった後には、一般の町営住宅に切り替えるようなシステムになっておりまして、じゃ今なぜ切り替わらないかと、原発の関係の受入れの状況を今やっている最中で、原発のほうも今、帰還者がだんだん行っているの、その縛り自体を今後なくすような方策をして、一般の町民の方に開放していくような流れとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） この災害公営住宅が、いつの間にか訳が分からないものになって、ひとりですとんとん歩いているんだよな、今。我々議員、全然分からないうちに、その文言が条例にも出てこない、何も出てこない。しかし、令和5年の予算書の中では災害公営住宅補助金とか何とかなんて出てきたからね。

そんなところで勝手にこれをやって、そして一部の人の、力のある人のお声のかかった人がそこに入っているなんて、うわさまで出ちゃっているんだよ。そうすると、ほかの町民の方々に、あの公営住宅空いているのに何で入れないんだ。

分かります、成田の水害で住宅がなくなった方が何人もいます。その方々、住宅がなくて行くところがなくて、そこは入れないかと言ったら、それは駄目だと言われたんですね。言えましたよね、それは。皆さんが言ったんじゃないで、ここにいない人が言ったんだけども。

そんなふうなことが、片方では、どんどん本当にいろんな条件があるにもかかわらず、その条件が満たされていないのに入っている人もいるということは、ないでしょうね。あれば、これはなぜそんなことが執行の考えでできるのか、改めてお伺いさせていただきます。この災害公営住宅については、しっかりと位置づけをここに出して、そして我々にも細かい説明をするように、お願いしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

公営住宅でございますので、災害といっても一時的な、例えば水害とか、いろんな地震と

かで住宅、去年、おとしも2月、3月と大きな地震が続きまして、住宅が被災された方がいるときは、短期間でございますが、そちらを一時的に貸すというような制度で貸しているというふうな形がございました。

その間においても、厳密に一般的には3か月とか、半年とか、1か月プラスとかというようなところで中に入っていた期間もあったと思いますが、現状的には、それはあくまで臨時的な形ですので、先ほども申し上げましたように、早く災害という言葉がなくして、一般の方に開放できるような手続をすぐに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 住宅に困窮した方がおりますから、だから1万2,000人の町民が等しくみんなそういう、町有だから利用してよかったという声ができるような助成の運用を、私たちが協力したいと思います。頑張ってくださいね。

それと、最後の質問になります。

皆さんもご存じのように、ウクライナが今、非常にロシアの侵略によって、自分たちの国が今なくなろうとしつつありますね。分かっていますね。あまりにも、よその国にあんなふうに軍隊を入れて、どんどん、瓦礫と化した町を見ると、私たちは幸せなところにいますよね。だからウクライナの人たちが何百人という、1,000人もの方が対応になっています。

日本でも何人か、1,300人ですか、何か受け入れて、いろんな方々がそれをバックアップして、少しでも人間らしい生活ができるような環境をつくろうということでやっております。このロシアという国は独特な国ですので、我々が何か言っても駄目でしょうけれども、我が日本の国では、これを受け入れて、ロシアを侵略された方々のウクライナの人たちを、日本国内でやってやろうというふうなお話で、国も頑張っております。

ここには3つほど括弧で上げておいたんですが、まず、鏡石は東日本大震災で今から12年前のあの年、たくさんの方々からバックアップしてもらい、ご支援いただいて、今日の鏡石ができていますよね。そういうことを考えたときに、今度は大変な人たちをバックアップしてやるのが、我々日本人であろうというふうに思っております。

ですから、ここに3つ書いていたんですが、まず町内での受入れはできるのか。町としては支援策等はあるのか。そして、町営住宅の空き部屋なんかに対しても、ご利用させることはできるのか。これ、3つのやつは1つの案件でございますので、一括質問とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 1問ずつ答弁してください。

質問に対する執行の答弁を求めます。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず初めに、ロシアにおけるウクライナへの侵略行為、非人道的行為に関して、あってはならないこと、決して許されない行為であること、非常に遺憾の意を表する次第でございます。

さて、鏡石町につきまして、ウクライナの難民というか、ウクライナの方々を受入れが可能かどうかという問いでございますが、現時点においては、残念ながら受入れは難しいものというふうに判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「3つ」の声あり〕

○議長（古川文雄） もらいますか。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ウクライナ支援という観点から、幾つかの方策が考えられますが、まずは福島県におきまして実施しているふくしまウクライナ避難民支援金の募集が行われておりますので、そちらへの協力、また、それに代わる募金活動への協力が考えられるところでございます。また、厳しい寒さの中でウクライナ国内では避難生活が強いられることから、暖を取るための物資や保存期間の長い非常食など、支援物資の提供等が考えられるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ウクライナの避難民支援では、住居だけではなく通訳や買物、就労、教育など、生活全般に対するサポート体制が必要と考えておりますので、一番最初の支援が可能かというような答弁のとおり、その点を考えますと、鏡石での受入れは非常に難しいものと判断しておりますことから、町営住宅等への受入れについても、現時点では考えていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 唐突にウクライナの問題を持ってきて、非常に対応できないのかと思うんですが、ただ、日本の国はそれに向けて今、政策を切ろうとしておりますので、やはり我が町も、世話になるときは頼む、あとは困っていることは我がでやれじゃなくて、鏡石町の人間性の良さを出すためにも、執行においては、これらについてご議論をして、一步でも

前に進むように、お願いできるように考えております。

以上をもちまして、3月議会の私の通告質問は終わりとさせていただきます。明日のすばらしい鏡石町になるように、より一層頑張ってください。お願いします。

○議長（古川文雄） 10番、今泉文克議員の一般質問は、これまでといたします。

ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前10時56分

開議 午前11時02分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次

○議長（古川文雄） 次に、7番、小林政次議員の一般質問の発言を許します。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます7番、小林政次でございます。

さて、令和4年度も今月末で終了となりますが、今議会において、新年度予算を議決する大切な時期となりました。今回の予算は木賊町長が就任以来、全ての面で予算編成をし、自分の思いを込めた町民への魂の予算となります。町民の思いと町長の思いが合致し、より高い理想を実現し、本町の経済を活性化させるとともに、全国に誇れる町をつくり続けていきたいと願っております。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

1、農村婦人の家を集会施設へ転用する事業についてでございます。

当施設は、令和3年2月13日に福島県沖を震源とする地震による被害を受けたまま放置されていましたが、今般、町当局の計らいにより、集会施設へと転用されることとなりました。地区民一同、大変感謝申し上げます。

つきましては、地区民への周知の意味を込めまして、（1）集会施設の着工及び竣工時期はいつ頃になるのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農村婦人の家を集会所に改築する事業につきましては、令和4年度に建築設計を実施しまして、令和5年度に改築工事を計画しております。令和5年度の当初予算に必要な工事費

を計上しております。

集会所への改築につきましては、建築物の減築、外壁及び内部改修を大幅に実施することから、今のところ6か月の工期を予定しております。このため、4月以降に入札及び契約の手続を行うため、6月頃の着工かなというふうを考えておりますので、竣工につきましては11月頃というふうな見込みを立てているところです。

なお、現在の社会情勢によりまして、建築部材の入手状況によっては11月以降になる場合もございますので、その際は周知をしまして、ちょっと遅れますというような形で想定しておりますので、ご理解いただけるようお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 予定では竣工が11月か、それ以降になるということでございます。

これ地区民はあまり知らないですね。役員は知っているんですけども。私も知りませんでした。そういうことで今回、一般質問をさせていただいております。

ついに2年余の間、待ち続けておりましたので、使用できるのを地区民一同、楽しみにしております。

つきましては、（2）集会施設をいつ頃使用できるのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどのご質問のとおり、順調に進めば、改築工事につきましては11月頃に竣工を予定しているということでございます。竣工後に、笠石地区に管理をお願いする引継ぎ、引渡し等を行うこととなりますので、令和6年1月には使用できるというような形で進めてまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、建築する際、多くの備品等があります。特に農産加工施設を含め、備品類の処分等の問題が発生すると思います。

つきましては、（3）備品等の処分はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、農村婦人の家には、町で整備した備品と、地元が集会施設として使用する備品があります。改修設計に当たりまして、地元の立会いの下、備品の所有者の確認はしたところがあります。その際に、町で整備した備品で引き続き集会施設として使用したい備品などについて、要望を伺ったところであります。集会施設として使用する備品などは、地元へ引継ぎをしたいというふうを考えております。

町で整備した備品の中には、味噌作りに関係する備品があります。麴用ホイロについては、平成18年度に購入しているため、耐用年数は過ぎており、公共施設に転用して引き続き使用することは、現在、考えておりませんが、公募などにより必要な方に譲るなど、処分方法を検討してまいりたいというふうを考えております。また、持ち運びが可能な味噌切機や圧力鍋などは、味噌作りをされる方に随時、貸出しができるようにしてまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 麴ホイロですか、これは廃棄という形ですか。それから味噌切機は貸出しということなんですけれども、それはどこに保管しておくんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 現在は婦人の家のほうに保管はされているんですが、実際、工事のほうになると邪魔になるというふうなことも考えられますので、その際は別な施設や、あとはアグリセンター、そういった施設を活用しながら、保管に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、今回の減築によりまして、農産加工施設がなくなります。以前の一般質問の答弁書の中で、菜種等、農産物や六次化製品の加工のため、別の広い場所に総合的に利用できる加工施設を視野に入れているとのことがありました。

つきましては、（４）総合的加工施設の設置を考えているのか。設置する場合、場所はどの辺で、どのような農産物等を加工するのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農産物加工施設の設置につきましては、農産物の有効な利活用から農業所得の向上、また一般社団法人かがみいし振興公社が設立されたことから、第1次産業、第2次産業、第3次産業が連携して第6次産業を進めていくことは、地域の活性化にとって大きな武器になると考えております。

施設の設置や、どのような農産物を加工するかについては、町が直接、整備するのか、民間を活用するかなどの様々な方法があると考えております。6次産業化推進に向けた課題、ニーズ調査、販売戦略など計画づくりをして、具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今現在はその辺が決まっていない。それで、これから計画をしてですか、決めていきたいということなんですけれども、私の考えでは、何だか役場の仕事がちょっと遅いんですね。もう実際、婦人の家ですか、これを集会所に転用するというのが決まっているので、本当はその時点で、そういう計画は持っていなきゃならないと思うんですよ。その辺はどう考えますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

今後の農産物加工施設については、新築がいいのか、あるいは現在ある公共施設を利活用するのか、そういったことも含めまして、検討する必要があるというふうに考えております。

なお、参考までに新築をした場合に、玉川村のこぶしの里、そちらに加工施設が近隣にあるものですから、そちらの視察研修を行った経緯があります。そちらの現場を見て、費用とかも聞いてきました。資金面においては、この施設は1億4,000万ほどかかっているというような話も聞いてきましたので、先ほど私が申し上げました計画づくりをすることによって、国・県の補助金が得られるというような内容になっております。

そういった計画づくりをまず行って、新しいものにするのか、現在のものを利用していくのか、そういったことも総合的に判断して、進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今、補助金の関係もあるしということで、これから計画だということでございますが、普通、補助金をもらうときには計画はちょっと早めなんだわね。その補助申

請するために計画だと、普通は1年くらい前に予算を取って、計画を立て、そして、その次年度に補助申請とかするのが、私の考えでは、それが普通だと思うんですけども、その辺がかなり遅いし、その現地視察ですか、それはしているということですよ。だから、その後でどういう協議というか、そういうのをしているんですか。ただ現地視察だけで終わっているんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員の再々質問にお答え申し上げます。

今回の農村婦人の家を集会施設に転用するという話が決まりましたのは、これを集会施設と農産物加工施設と分けて考えるのか、またまた従来のとおりに一体として考えていくのか、そういった面で地元と協議をした結果、時間を要してしまったというのが要因でございます。

今後は、このように集会施設として建築をしていくわけですから、農産物加工施設についても、新たに別なところになると思うんですが、そちらに設置をしていく必要があるというふうに認識をしておりますので、そちらの推進に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 度々でしつこいんですけども、私、12月に、この辺の関連とあと健康福祉センターの関連施設ですか、それについて一般質問をしております。だから今は1年3か月くらいたっているんですよ。だから私はそれを言っているんですよ。それだけの期間があって、まだここまでしか進まないのかというのがすごく疑問で、ちょっと仕事が遅いんじゃないかと思っているんですよ。それは意見として話しておきます。

次に、2番、健康福祉センター建設に伴い機能移転する施設等の有効活用についてでございますが、令和3年12月に一般質問をしましたが、町保健センターの取壊しのほかは、今後検討するとのことでありました。

令和4年12月にも、今泉、角田両議員から一般質問がなされました。この際も確定的な答弁がなされておきませんので、確認の意味も含めて、個別に質問させていただきます。

なぜ有効活用にこだわるかと申しますと、健康福祉センターに約15億円余の莫大な予算が使われるためであります。今後の財政を考えると、機能移転する施設等を宅地分譲や賃料を取ることで少しでも収入を増やし、健全財政を確立することが喫緊の課題と思われるからであります。

つきましては、（1）町保健センターの有効活用をどのように考えているのか、お尋ねい

たします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、健康福祉センターの建設におきましては、公共施設等適正管理推進事業の集約化・複合化の事業の中で進めております。廃止していく面積に対して、新しい施設の面積が小さくなることが前提でございます。その辺が、この前提をクリアしますと、償還金額の50%が半分が普通交付税に算入されるというような形でございます。財政面的には有効な事業というふうに考えております。

それに伴い、ご質問のまず1個目の町保健センターの機能移転が必要となります。町の保健センターにつきましては、昭和37年に建設されまして、今年で建築60年が過ぎて、町の公共施設で一番古い施設というふうな考えでございます。このため、町保健センターにつきましては、解体、取壊し等をする方向で検討しております。

なお、跡地の有効利用としましては、現状としましては、隣接する勤労青少年ホームの駐車場、または有料駐車場、または民間への売却など、いろいろと検討している途中でございますが、こちらにつきましても皆様、町民の皆様の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 先ほども言いましたけれども、もう1年3か月過ぎていますよね。それで、これから駐車場とか売却とか等を考えると、それ、何年かかるんですかね。こういうのを言われて、実現するまでというのが、ちょっとペースが遅いんじゃないですか。もう少しスピーディーにやってもらいたいですよね、町民としては。

町長のあれにありますように、3Sでしたっけ、スピーディーというのが入っていますので、今までのやり方ではなくて、もう少し考えを改めて、町民のためを考えて、これでいくと多分、健康福祉センターですか。これが出来上がっても、多分そのまま手つかずになりますよね。何か月だか何年になるんだか分からない。婦人の家も2年くらいそのままになっていましたので。だから、そういう状態をなくしていただきたいんですよね。いかがですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 健康福祉センターの建設におきまして、先ほども申し上げましたように、公共施設等の適正管理推進事業という中で進めております。この事業の中では、この

センターが出来上がった後に、その既存の施設を解体する場合、こちらも起債対象となりますので、基本的にいろいろと解体事業なり譲渡なりにつきましては、センターが完成した後に進めるということでございますので、そちらのほうでセンターの建設後に進める事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今、健康福祉センターが完成後ということですが、計画はできないんですか、その前に。計画はしておいて、完成したらば、すぐに駐車場とか、そういうのを解体の費用もかかるでしょうし、そういうのがすぐできるよというのとはならないんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

計画につきましては、センター建設後に、解体、除却等に関しましては5年間の猶予がございます。5年間、じゃ、そのまましておくかというわけではないんですが、有効利用の感覚では、今、言ったような駐車場とか売却のところにつきましては、早めに除却したいと。それに伴いまして、起債事業で除却する場合がありますと、起債計画も出てきますので、こちらをちょっと若干、均等、平準化したいので、そちらのほうは計画的に進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今の答弁を聞きますと、大分後になる、1年くらいはかかるんじゃないかと思われませんが、なるべくスピーディーにお願いしたいと思います。

次に、現在、国の事業として成田地区遊水地整備事業が進められており、その計画地内に成田構造改善センターが含まれております。そのため、成田地区の集会施設がなくなろうとしております。その代替として、区民から成田保健センターを活用できないかとの声が出ております。

つきましては、（1）成田保健センターの有効活用をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの建設に伴いまして、成田保健センターにおきましては、施設機能が移転というふうなことになります。成田の保健センターは昭和59年に完成しまして、今年で築39年となる施設でございます。また、成田の保健センターの東側にあります成田構造改善センターにつきましては、遊水地のエリアとなることで、議員がおっしゃるように集会施設を除却するというような話になっております。

このため、施設の有効利用としまして、議員がおっしゃるように、当初は保健センター機能が健康福祉センターに集約されることから、成田の保健センターを成田地区のコミュニティーの場として、集会施設や防災拠点の転用というふうなことを考えておりました。

ただ、旧宿屋敷の方々が移転されるという形で、成田全体を今度、俯瞰していくと、あそここのところの場所でいいのかなというふうな疑問が出てきましたので、それは執行側の疑問でありまして、こちらのここの場所でいいかどうかを、地元の方々と、もちろん話して、地元の方々がここでいいというふうになれば、今、言ったように集会所とか防災拠点と検討しますが、ここじゃないほうがいいのかという話になれば、移転というふうなことも考えられますので、そちらにつきましては、引き続き地元の方と、使用するか移転するかを検討していくことになるのかなというふうにご検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7 番、小林政次議員。

〔7 番 小林政次 登壇〕

○7 番（小林政次） 今回の質問、全体に当てはまると思うんですけども、これから成田地区と話をするということですね。これ、何で前から分かっているのに、今なんですかね。私はそれが疑問なんです。分かっていますよね、そこに入るというのは。そうすれば、こういう集会施設とかなくなるんだから、もうそういう話はしておかなきゃならないですよ、と私は思うんです。ただ、その工事に入ってそこまで来るのには、ちょっと時間がかかるのかなとも思いますけれども。どこからやるか分からないから。ただ、そういう話は早めにしないと、まずいんじゃないですか、町の姿勢として。いかがですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

確かに、遅いと言われれば遅いですし、ただ、今、遊水地の問題で成田地区全体が揺れている中で、集会所をどうするというような話を持っていくと、混乱してしまうのかなという点もございます。そちらの点につきましては、遅いと言われれば確かに遅いというふうな形でございますが、段階を踏んで、我々としても地元の皆様と意見交換をしたいというふうな

思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） そういうことで、速やかに地区民と話をして、なるべく早く、この成田保健センターをそのままにして、また集会所を造るということは、またお金がかかるわけなので、その辺をよく考慮して、やっていただきたいと思っております。

次に、勤労青少年ホームですが、駐車場が狭いのが難点であります。建物はまだまだ使用できる状態であると思われ。先ほどの答弁の中でありましたように、町保健センター跡地を駐車場用地として利用することにより、駐車場の件は解消されると思われ。そこで各種関係機関、関連施設等を1つの建物の中に統合し、総合的利用もできると思われ。

つきましては、（3）勤労青少年ホームの有効活用をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

勤労青少年におきましては、昭和56年に完成しまして、今年で築42年が経過するという施設でございます。現在は役場の機能としまして、福祉こども課と健康環境課の2課が拠点としておりますが、健康福祉センターの建設に伴いまして、移転することというふうになります。

このため、勤労青少年ホーム自体が居抜きの状態となりますので、こちらのほうにつきましては、健康福祉センターの建設の関係の事業の中で、民間への譲渡、または役場機能の一部移転などを基本とした有効利用を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 大体あれですね、今回の質問ですけれども、今のように、これから検討するとか、みんなそうなっちゃいますね。多分なると言うんですけれども。

私が言っているのは、1年3か月前に、もうその話は出しているんですよ。だから、その1年3か月の間、何をしていたのかというのが本当は聞きたいのね。本当にそれを考えていたのかどうかというの。私たちが考えるのでは、そういう協議というのは、していなかったんじゃないかと思うんだよね。これからやりますよというくらいだから。その辺はどうなんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各施設につきましては、各施設を所管している課がありますので、そちらといろいろと検討していたという形でございます。確かに、時間の割には進み具合が遅いという点につきましては、おわびを申し上げないとなと思いますが、何もしなかったわけではなくて、各課、所管の課の職員と打合せ会議を数回検討した結果が、今のこの進捗状況となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 全体的なやつは一番最後に質問します。

次に、老人福祉センターは経年劣化が見られますが、敷地が広いため解体後の跡地の様々な有効利用が考えられると思われれます。例えば取壊しですか、そういうものをするならば、あそこは宅地分譲できるのかな、できればそういう宅地分譲とかも考えられるということでございます。

つきましては、（4）老人福祉センターの有効活用はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

老人福祉センターにつきましては、昭和54年に完成しまして、今年で築44年が経過しております。現在、社会福祉法人の鏡石の社会福祉協議会が指定管理者として管理をお願いしているところでございまして、健康福祉センターの建設に伴いまして、社会福祉協議会及びヘルパーステーション、シルバー人材センターなども移転するという形でございます。

東日本大震災以降も度重なる地震による被災と、あと鳥見山公園から健康福祉センターへの道路整備の関係で、一部そこが係ってくるということもございまして、そのことと老朽化のこともございまして、解体、取壊しを検討しております。跡地利用につきましては、民間への譲渡も検討しながら、有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 解体、取壊しということなので、その後の民間譲渡とか、そういうのを

考えて、やはり財政ですね。財政の収入に充ててもらいたいと思うんですよね。

次に、新たに鏡石町浄水場が稼働し、清浄な水が供給されていると町民が喜んでおりますが、今後の経営が苦しくなるのは明らかとなっております。その対策を含め、歳入を確保するためにも、旧旭町浄水場の在り方が問われています。現状のまま放置しておくわけにもいかないのは当然でございます。

つきましては、(5)旧旭町浄水場の有効活用をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

旭町浄水場につきましては、新浄水場の鏡石浄水場の供用開始後、運転を停止しまして、浄水場を閉鎖しているところでございます。今後、旭町浄水場の廃止に向けまして、解体工事の設計業務委託費を令和5年度に予算計上しております。早ければ令和6年度には、解体工事に着手をする予定となっております。

旭町浄水場解体後の跡地の活用方法につきましては、公共用地としての転用や、宅地分譲による売却などの活用方法が考えるところではありますが、現在のところは確定しておりませんので、旭町浄水場の周辺の状況等も考慮しながら、有効な活用方法の検討を引き続き進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今、新浄水場が稼働して順調にいらっていると思うんですけれども、その補完的な役割というのは、もう必要なくなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 旭町浄水場につきましては、新浄水場が供用開始しておりますので、こちらの浄水場につきましては、以前の大工事拡張事業の時点から、廃止というふうな内容に決まっておりますので、今後も廃止というふうなところで進めていければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今までの公共施設の在り方、それを質問しておりますけれども、これは

総合的な公共施設の計画なんですよ。だから、担当課と協議ということでしたけれども、私の考えは、6次総合計画をつくりましたよね。本当はその中で、みんなで協議する部分ではないかと思っているんですよ。だから、そのために例えば、本部会議だのありましたけれども、今も残っているのかどうか分からないんですけれども、そういう中でこういう公共施設全般、それらを協議したことはあるんですか。それとも、これからしますか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町のほうでは、平成29年3月に鏡石町公共施設等総合管理計画を策定しまして、そちらの中で公共施設について、どのような形で管理維持するか、改築して集約していくかというものをうたっていきまして、そちらに基づいて今も進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今、言った計画ですね。そこに書いてあるんならば、今まで質問したもの、それは即答できるはずですよ。だから、そこには細かいことが書いていないでしょう、多分。だから私は、実際的にやる場合の協議をしないと、もうそれは形だけというのはおかしいですけども、実際上は、あまり役に立たないですよ。今まで質問したやつ、みんなそうでしょう。決まっているならば、こうなっていますよということのできるし、早めにもできるんですから。その辺はどのように考えていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま、ご質問いただきました各般の公共施設の事業のこれからの在り方というふうなことで、総務課長から公共施設等適正管理推進事業の集約化、複合化の事業の中でということで、今回、建設中の健康福祉センターについては、いわゆる老朽化している7つの施設、対象施設を申し上げますと、先ほど来、説明申し上げている勤労青少年ホームがまず第1点目。それから老人福祉センター、それから駅前にある児童館、そして保健センター、成田保健センター、成田体育館、そして成田構造改善センターの7つの施設が、いわゆる建築年数が経過しておりまして、老朽化しているという状況の中で、集約をしてきたいというふうな形で、今現在、建設中の健康福祉センターが建てられております。

そして、いわゆるその交付税措置等についても、そちらの中で検討はしているんですが、

私も昨年6月に、この職に就任させていただいて、そちらの中でのいわゆるこの対象になっている物件についての考え方は、どのように検討してきたのかということが私も疑問になっておりましたので、今、7番議員からありましたように、そちらの対応策も検討すべきだろうというふうなことは、町内部のほうの管理職のほうにお話をしております。

まさにそのとおりで、その取組方のスピードアップ化というふうなことも、まさにご質問のとおりでありますので、そちらについても早い時期にお示しできるように、そして議会の議員の皆様にも、ご提案申し上げて、ご協議いただけるようにしていきたいというふうにご考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） そういうことで、速やかにお願いしたいと思います。

次に、3番、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業についてでございます。

本事業は令和4年度に実施設計、境界測量を行い、今年度からかな、補正ができましたので、区画整備工事を実施するものであります。過去に2回から3回、頓挫している大変難しい地区であります。今回、実施段階に至ったことは大変喜ばしい限りでございます。事業が順調に進捗することを祈念するものであります。

概略については、2月の全員協議会で説明がなされたところでありますが、重複いたしますが、確認を含めて次のことを質問いたします。

（1）整備期間、面積（地目別）及び地権者数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県営高久田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、国の農業競争力強化農地整備事業を活用して、令和4年度から令和9年度までの6年間を予定しております。整備後の面積で申し上げます。整備後は水田46.9ヘクタール、畑1.1ヘクタール、道水路16.8ヘクタール、合計で64.8ヘクタールとなる計画であります。地権者につきましては104名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今の面積ですけれども、道水路が入っていないからかもしれませんけれ

ども、臨時全協、その中では、田が54.4、畑が0.3、合計で54.7ヘクタールということでしたけれども、これは道水路が入っていないからですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現況の数字で申し上げます。水田が54.4ヘクタール、畑が0.3ヘクタール、道水路が8.7ヘクタール、そのほかということで1.4ヘクタール、合計で64.8ヘクタールということでございます。なお、その他については雑種地、山林を指しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） それで現在の同意率は何%になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

地権者数、先ほど104名と申し上げました。この地権者104名のうち、同意を得られているのが103名、未同意が1名というふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 未同意が1名ということですね。かなり同意数は高い数字だと思います。

私も、ちょっと成田関係をやったことがありますので、成田はもう少し低かったかなと今、思い出しております。

次に、（2）総事業費と財源内訳（国・県、町、農業者）及び令和5年度の事業費と財源内訳、これも同じですね。国・県、町、農業者はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県営高久田地区経営体育成基盤整備事業の総事業費は17億4,700万円で、国が8億7,350万円、県が4億8,042万5,000円、町が1億7,470万円、農家負担が2億96万4,000円となります。

続いて、令和5年度の事業費については、県営事業のため、令和5年度町一般会計当初予算とは合致しませんが、農業競争力強化農地整備事業として、事業費が1億7,000万円で、

国が8,500万円、県が4,675万円、町が1,700万円、農家負担が2,125万円となります。

経営体育成促進事業、事務費でございます。こちらは事業費が150万円で、国が75万円、県が15万7,000円、町が59万3,000円となっております。

そのほか、単独事業費としまして、ため池の浚渫費など、8,999万5,000円を計上しているところがございます。なお、国の予算配分の状況で変更となる場合があります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） ただいまの答弁で、令和5年度の農業者、地元負担金になるんですね。2,125万円ということでございますが、これらの集金というのはどのようになるんですか。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） この農家負担金、12.5%の割合でございますが、その都度、徴収するというわけではございませんで、一度、日本政策金融公庫から、農協さんを通しまして借入れをして、県のほうに支払いをするという流れでございます。

なお、整備後に農地の集約、集積があった場合には、最大でこの農家負担分12.5%が交付されることになっておりますので、そちらが相殺できるのかなというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、（3）の令和5年度の促進費及び交付割合は何%か並びに担い手は何人を予定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中心経営体農地集積促進事業による促進費としては、基盤整備関連経営体育成等促進計画における目標が確認された後に、中心経営体に集積された割合などから交付されるため、令和5年度については、交付される見込みはございません。

担い手につきましては、促進計画、高久田地区や須賀川市などにも地権者はおりますので、合計で9名と1法人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 関連しますので、お尋ねいたしますけれども、当初予算に集積協力金で
すか、1,203万4,000円、これが計上してありますけれども、促進費とこの協力金の違いと
いうのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、予算計上しました協力金につきましては、農地中間管理事業ということで、農地バ
ンク、そちらを活用しまして、農地を貸したい人が農地を借りたい人に農地をやっていただ
くと、耕作していただくということで、この場合1反歩2万2,000円の協力金が一度だけも
らえるようになっております。

なぜ令和5年度、今回なのかと申し上げますと、農地整備後、圃場整備後になりますと、
農地の面積が減ってしまいます。ですから、より多くこの協力金をもらうために、今回まだ
整備前でございますが、その面積で交付されるため、今回5年度でこの事業に取り組むとい
う中身でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、4番、牧場線の道路改良事業についてでございます。

現在、鏡石町は牧場の朝の牧歌的、すがすがしいイメージを大切に町づくりを推進してい
るところであります。しかし、やすこくやから、岩瀬農業高校までの牧場線を車で走ってみ
ますと、牧場の朝にふさわしい情景が広がっておりますが、道路にひび割れ、クラックが多
数見られます。特に鳥見山公園、岩瀬牧場、岩瀬農業高校付近の道路に顕著に見られます。
これから花見等を目指し、観光客が多数訪れる季節でもあり、高校生の送迎等もあります。
現状では、来客者への印象は非常に悪いと思われれます。

つきましては、町の対応についてお伺いいたします。（1）牧場線道路のひび割れ、クラ
ックを解消し、観光客等の印象をよくするため、道路改良事業を考えているのか、お尋ねい
たします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 7番議員の質問にご答弁を申し上げます。

牧場線においては、特に岩瀬牧場や岩瀬農業高校前のひび割れが著しいことは承知してお
ります。

舗装の維持管理については、舗装維持修理個別施設計画を平成26年度の路面性状調査を基に策定し、主に緊急輸送道路やバス路線、沿道状況等の路線の重要度により、優先度を考慮し、長寿命化やライフサイクルコスト削減に向けた舗装の効率的な修繕実施につなげています。近年においては、農免道路や旧国道などを年次計画で実施しております。

計画では、路面性状調査について、5年から10年をめぐりに未修繕区間から路線を選定し調査をすることとなっており、来年度に牧場線も含めた路線を実施します。来年度の点検により、路面状況を把握し、道路の特性や利用形態、破損形態を考慮し、補修の優先順位を考慮しながら舗装の維持管理に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 次に、令和5年度、新規重点事業であります、次の事業についてお伺いいたします。

5番、唱歌「牧場の朝」リブランディングプロジェクト、1,028万7,000円の事業内容はどういうものか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

唱歌「牧場の朝」リブランディングプロジェクトといたしましては、昭和58年3月9日に制定されました我が町の町民憲章の前文で、町づくりの根幹となる内容がうたわれていることはご承知のとおりでございます。また、鳥見山公園内には、昭和58年11月27日に建立いたしました唱歌「牧場の朝」の歌碑があり、どちらも今年で40年を迎えます。

このようなことから、唱歌「牧場の朝」と、牧場の朝のモチーフとなりました歴史ある岩瀬牧場との由来などを結びつけた牧場の朝のまちづくりのリスタート、いわゆる再スタートとしていきたいというふうに考えてございます。

令和5年度としての具体的な事業内容といたしましては、11年目を迎える田んぼアート事業に810万円を計上してございます。絵柄のテーマに、1作品目、平成24年に手がけました牧場の風景の絵柄をさらに磨きを上げ、地域ブランドとしての確立として、唱歌「牧場の朝」の町を描いていく予定になってございます。

また、令和5年度以降の牧場の朝のまちづくりについてのアイデアや取組につきましては、新たな視点と鏡石町のさらなる魅力づくりに向けて、各種団体や個人の皆様からのご意見、有識者からの助言などをいただきながら、検討を重ねるための経費として220万ほどを計上させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） それでは、町民誰もが公正、公平な恩恵を受けられ、鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現を期待しまして、いつにも増して輝く鏡石となりますよう、強くご祈念申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄） 7番、小林政次議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日3月10日から3月16日までの7日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月16日までの7日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時59分

第 4 号

令和5年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年3月17日（金）午後1時開議

- 日程第 1 議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 2 議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 3 議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 4 令和5年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 5 議案第287号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 発議第 14号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 7 発議第 15号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 請願・陳情について
各常任委員長報告
成田地区遊水地整備事業調査特別委員長報告
- 日程第 9 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発言取消申出書について

追加日程第 2 発議第16号 鏡石町議会として元鏡石町議会議員・渡辺定己氏に対する
公開の議場での謝罪を求める決議（案）

追加日程第10 意見書案第18号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の
安全の保障を求める意見書（案）

追加日程第11 意見書案第19号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育
士増員を求める意見書（案）

追加日程第12 意見書案第20号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
（案）

追加日程第13 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出に

ついて

出席議員（11名）

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	9番	大河原正雄
10番	今泉文克	11番	円谷寛
12番	古川文雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	橋本喜宏
税務町民課長	倉田知典	福祉こども課長	柳沼和吉
健康環境課長	大木寿実	産業課長	菊地勝弘
上下水道課長	大河原正義	都市建設課長	吉田竹雄
教育課長	根本博	会計管理者兼出納室長	佐藤喜伸
農業委員会事務局長	圓谷康誠	農業委員会	菊地栄助

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主事	本田真子
--------	------	----	------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、選挙管理委員会委員長におかれましては欠席となりますので、ご報告申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎日程の追加

○議長（古川文雄） ここで、3番、吉田孝司議員から、3月8日の一般質問の再質問において、不穏当な発言があったことから、会議規則第60条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出があります。

発言取消申出書についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、発言取消申出書についての件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発言取消申出書について

○議長（古川文雄） 追加日程第1、発言取消申出書についての件を議題といたします。

3番、吉田孝司議員から、会議規則第60条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出があります。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、3番、吉田孝司議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

なお、申出が許可されましたので、当該発言に対する執行の答弁につきましても発言が取り消されることとなりますので、ご了承願います。

◎総務文教常任委員長報告（議案第283号及び議案第284号）及び
報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第1、議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び日程第2、議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第283号及び議案第284号の2件を一括議題とすることに決しました。

本案に関して、総務文教常任委員長の報告を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） 皆さん、こんにちは。

ただいま上程されました付託案件2件について、一括の説明をさせていただきます。

令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

議案審査報告書。

本委員会は、令和5年3月7日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和5年3月10日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午前11時16分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、橋本課長、森尾主幹兼副課長、関根副課長。

付託件名、議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

審査結果、議案第283号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第283号については、担当課（総務課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

続きまして、議案第284号についてご報告申し上げます。

令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

議案審査報告書。

本委員会は、令和5年3月7日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和5年3月10日。開会時刻、午前9時27分。閉会時刻、午前11時16分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、橋本課長、森尾主幹兼副課長、関根副課長。

付託件名、議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

審査結果、議案第284号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第284号については、担当課（総務課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第283号 鏡石町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第284号 鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第285号）及び報告に対する質疑、

討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第3、議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関して、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄 登壇〕

○9番（産業厚生常任委員長 大河原正雄） 報告をいたします。

令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

議案審査報告書。

本委員会は、令和5年3月7日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、令和5年3月10日。開議時刻、午前9時29分。閉会時刻、午前11時24分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、福祉こども課、柳沼課長、真壁副課長、常松副課長、矢部主任主査。

付託件名、議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について。

審査結果、議案第285号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第285号については、担当課（福祉こども課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上であります。

○議長（古川文雄） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま委員長報告のありました、鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定についての賛成討論を申し上げます。

私も、先般申し上げましたように、このような同じような条例を提出させていただき、今回、執行からこのような条例を提出いただきましたので、私の不十分な条例のほうは取下げをさせていただいたところでございます。

そしてまた、執行の説明、そしてまた、常任委員会等での説明、慎重審議されましたけれども、このような制度が我が町にできることというのは、本当にありがたいこととございまして、その金額、1万円というのも極めて妥当な数字だと。要するに新年度の予算を審査をさせていただく中で、この1万円の金額も妥当であると。

そしてまた、給付の簡素化を図るために年2回にするというのも、これも極めて妥当であ

るというふうに私は考えまして、賛成の立場であるというふうなことを前もって申し上げましたけれども、改めて申し上げておきたいと思います。

なお、我が町においてのいわゆる高齢者福祉、そしてまた、それを含めた地域包括ケアは、健康福祉センターというハード面での充実、今年中には出来上がる、運用されるということですが、これからはやはり、この条例の制定施行にもありますような、やはりソフト面での事業が極めて大事であると。

その第1の事業としてこの条例が制定され、支給事業が行われるということは、私は極めて画期的なことだなというふうに思いますし、他の市町村に範たる、そういうふうな事業であるというふうに思っております。

このような事業につきまして、今回このような形で私は全く異議なく賛成させていただきますけれども、今後もぜひこのようなソフト面での充実を図っていただきますようお願いを申し上げまして、重ね重ね、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第285号 鏡石町寝たきり高齢者等介護手当支給条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（令和5年度鏡石町各会計予算審査について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第4、令和5年度鏡石町各会計予算審査について、議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算から、議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第305号から議案第314号までの10件を一括議題とすることに決しました。

本案に関して、予算審査特別委員長の報告を求めます。

7番、小林政次議員。

〔予算審査特別委員長 小林政次 登壇〕

○7番（予算審査特別委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

令和5年度各会計予算審査特別委員会委員長、小林政次。

令和5年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和5年3月7日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催付日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告いたします。

令和5年3月13日、午後1時、午後4時53分、委員全員、議会会議室。

令和5年3月14日、午前9時57分、午後4時55分、委員全員、議会会議室。

令和5年3月15日、午前9時57分、午後3時9分、委員9名、議会会議室。

説明者、町長、副町長、教育長、各課課長・副課長・担当職員。

付託件名、議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算、議案第306号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第307号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第308号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第309号 令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第310号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第311号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第312号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第313号 令和5年度鏡石町上水道事業会計予算、議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算。

審査結果、議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算から議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算までの各会計予算10議案の予算については、可決すべきものと決した。

審査経過、町長、副町長、教育長、各課担当課長・副課長・担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算から議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算までの各会計予算10議案の予算については、異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりであります。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○議長（古川文雄）

.....

〔「はい」の声あり〕

○議長（古川文雄）

.....

.....
〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克）
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

○議長（古川文雄） 暫時休議いたします。
休議 午後 1時26分

開議 午後 1時43分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

.....
〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子）
.....
.....

○議長（古川文雄）
.....
.....

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄）
.....
.....

ほかに討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第305号 令和5年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第306号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第306号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第307号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第307号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第308号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第308号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第309号 令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第309号 令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第310号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第310号 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第311号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第311号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第312号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第312号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第313号 令和5年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第313号 令和5年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第314号 令和5年度鏡石町下水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第287号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第5、議案第287号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 皆さん、こんにちは。

ただいま上程されました議案第287号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、改正後の個人情報保護制度と現行の町の情報公開制度との均衡を図るためと、情報公開条例に設定されている審査会が新たに鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例として設置されることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、次ページをお願いします。

20ページになります。こちらが改正内容になります。

第2条で、「町長」の意味合いの中に「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」というものを追加しまして、第6条では、公開しない公文書についての規定であります。

第1号では、法律などで公開することが禁止されている情報。

第2号では、個人に関する情報で、各種の記述によりまして、個人が特定し得る情報、または公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある情報。ただし、例外規定としましてアからウがございますが、アにおきましては公になっている情報、イにおきましては人の生命等を保護するために公にすることが必要な情報、ウにおきましては公務員の職務遂行に係る情報で、遂行に係る部分の情報について公開できるとされております。

さらに、公開することができない情報としまして、第3号としまして、特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報についても非公開とするものでございます。

次ページをお願いします。

第4号につきましては、法人や個人の事業主の情報で、権利や競争上の地位などの利益の侵害になるものも含めまして、公開しないことを条件に提供された情報。

第5号につきましては、国や市町村などの行政機関で審議されるなどした情報で、公開さ

れることによりまして、不当に利益や不利益を与えるおそれがある情報でございます。

第6号につきましては、次ページに続きますアからキまでの国や市町村の行政機関での情報で、国の安全や犯罪、治安の維持、租税の賦課など、利益の侵害や不当に害するおそれのある情報などが公開しない情報となっております。

次ページをお願いします。

第14条におきましては、鏡石町情報公開審査会の名称を、鏡石町情報公開・個人情報保護審査会に改めまして、第15条を削除し、第16条では根拠法令を町の条例から法律へと変更するものでございます。

附則としましては、施行日を令和5年4月1日とすること。今回の改正における公開しない情報の規定につきましては、施行日以降の情報公開条例第9条の情報を開示するかどうかの決定について適用することとしております。

以上、議案第287号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私からお尋ねをいたします。

ただいま鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案の上程があったわけでありまして。総務課長の説明によれば、これは個人情報保護法、上位法の改正に伴う条例の改正であるというふうに承りました。

そういう中で、ちょっと二、三お尋ねをしたいことがございますので、お答えを願えればというふうに思います。

今回様々な、情報公開審査会や個人情報の審査会等々の条例も、先ほど総務文教常任委員長報告の後に採決されたわけですが、それに伴って、この情報公開条例についても改正しなければならないということだというふうに思っております。

そういう中で、私はこの情報公開というのは、1つお尋ねしたいのは、先ほど、情報公開すべきか、しないか、すべきでないというふうなものが列挙されておりましたけれども、実際にお尋ねしたいのは、その情報公開すべきか、しないべきかというものは、どのようにして判断なさるのか。その辺ちょっと、私まだ理解できない部分もあるものですから、その辺のことを教えていただきたいというふうに思っております。

また、情報公開を、要するに行政の見える化ですか、要するに我が町の行政の中で行われ

ているようなことを、いわゆる情報公開をして、いわゆる見える化を図るべきだと私は思うんですが、例えばですけれども、町の附属の機関である審議会やいろいろな、様々な委員会等々ありますが、そういったところの議事録等も公開すべきではないかなというふうに思っておりますが、その辺の取扱いはどうかということをまずお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

町の情報公開条例第1条の総則によりまして、公文書の開示及び情報提供の推進に関して必要な条項を定めというふうな形でありますので、公文書の開示がこちらの基本的な公開条例の根幹になるということでございます。

では、公文書とはどういうものかというふうなことにつきましては、第2条に定義としまして、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面及び電子的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有する物を言うということで、ただし、次に掲げるものを除くということで、官報とか、新聞とか、そういうもの、もしくは教育委員会において、歴史的もしくは文化的な資料として特別の管理がなされているものについては、公開しないものというふうな形でございます。

するかどうかの判断によりますのは、こちらの9条にありまして、公文書の開示の請求をする決定等におきまして、15日以内にするかどうかを決めなければいけないというふうに掲示されております。

その判断によりますと、基本的に公文書でありますので、基本的には個人情報特定する、先ほど改正案でありましたように、特定されることによって不利益を被ったり、逆にそれが必要以上に利益の誘導になったり、もしくは、国家的な物事として公開することがよくないことというふうな形でございます。での判断によりまして、公開するかどうかを決めていくというふうな形でございます。

2番目の審議会の議事録等につきましては、基本的に、例えば議会におきましても公開されているものがありますし、その審議会の内容にもよりますので、ここで全部オーケーとか、全部駄目だとかということではなくて、その審議会の中身そのものによって、公開されるべきものと公開されないものに当然区別されていくと。

ただし、やはりその中でも個人の情報によって利益になったり不利益になったりするようなこと、あとは個人が特定されるようなこと、もしくは所得なり得た利益とか、そういうものについては公開されずに、議事録の中では多分黒塗りでそれが特定できないような形になるのかなど。ただ、これもケース・バイ・ケースですので、この場でこれがオーケー、これ

が駄目ということではなくて、そちらのことにつきましては、であるので、この条例がございましたので、その物事によりまして判断させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうから、再質疑という形で、重ねてお尋ねをいたします。

再質疑の中で、2点ほど大きく分けてお尋ねしたいと思います。

1点、先ほど確かに町の様々な審議会、あるいは委員会等々あると思いますが、そういったものの議事録の公開というのは、その都度判断してやっていくんだと。特に個人情報に気をつけながら、議事録の中では、結果的に会議には上がってきても黒塗りにして、その上で、出す、出さないをまた判断していくというふうに私は認識をいたしましたけれども、実際に我が町において、そういう審議会や、あるいはそういった、いわゆる町長の附属機関と呼ばれるようなところの議事録の公開をしているというような実例があるかどうか、まず1点お尋ねをいたします。

もし、そうでないとするならば、そういったものをしていかなければならないんじゃないのかなというふうに私は思っておるところから、お尋ねをするものでありまして、もう一点は、今出てきました議案の21ページの第6条の改正の第6号のエのところ、契約というふうに文言がございます。契約については、もちろんこの情報公開のすべきかしないべきかというのを判断する一つの項目になっているというふうに思うんですが、私は今回、ちょっと自分でいろいろ勉強しまして、こういうふうな文書をちょっと手に入れました。手に入れましたといっても、公開されているものです。

これは国土交通省、総務省、財務省から、令和4年3月31日付の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査の結果についてというふうな公文書と申しますか、これは国が出しているものですよ。今これはPDFで誰でも見られます。

私、これをちょっと熟読しまして、ここに契約という文言が出てきましたので、要するに契約に関する情報公開というのはどうなっているんだというのを私、ちょっと調べてみたんですよ。そうしたら、国交省、総務省、財務省がそろって、どうやらこれは最近公表しているんですよ。

というのは、後で皆さんご覧になっていただきたいと、執行の方はもう既にご覧になっていると思うんですが、対象はどこかという、国の機関、特殊法人、そして地方公共団体は47都道府県全てですね、あと20の指定都市、1,721の市区町村ですから、これ全ての自治体のデータなんですよ。

これを見ると、例えばこの前、個別的に契約のときに質疑しましたけれども、最低制限価格を公表しているかどうかという話をしましたよね。これにつきましては、この資料を見ますと、市区町村の場合、これは一般の市区町村ですよ、政令指定都市を除いて、先ほど言った1,721ある市町村のうち、1,032団体は要するに事後に公表しているというふうなデータがあります。67.4%の公表であります。逆に言えば、3分の1は公表していないということで、データとしてあります。ここに。

この前、私、公表しているんですかといったら、それについては、公表したかどうかは聞いていないかもしれない、失礼しました。ちょっとその辺は曖昧になってしまったんですが、こういったものについて、我が町ではどうなっているのか、あるいはこの取扱いはどのようにして決めているのか。今申し上げた第6号のエに相当するものなんですよ。

要するに全て、それこそほかの自治体がやっているように公表しようとしてできないから、公表すべきでないとしているのか、はたまた、そもそも公表する気がないのかどうか。これをやっぱりここでお質しておきたいなというふうに思います。またその答えによっては再々質疑でお尋ねをしますので、今申し上げた2点、まずお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の実績でございますが、議事録の実績につきましては、私がこの間担当してからはございませんが、その他、決算書等の開示の請求がございまして、昨年は何件か開示しております。

もう一点の入札のところでございますが、高額な入札の場合、最低制限価格、これは品質保証という形で、工事等がそれを保証できるのかどうかを決める価格でございまして、それ以下の金額になると、この工事なり建築では、まず品質が保てないのではないかというような形の価格でございまして、一番安くても、それ以下であると制限がかかるというような形でございます。

入札そのものの結果ないし予定価格につきましては事後に公表させていただきますので、それについても閲覧される方は何名かいます。

最低制限価格につきましては鏡石町のほうでは公開はしておりません。なぜそうなのかと申しますと、公表して予定価格と、最低入札価格と、さらに最低制限価格を公表し続けていくと、推測されるというか、このぐらいだろうという推測のおそれもございまして、基本的には、それをなぜやらないかという、やはり品質を担保するために公表はしておりませ

ん。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 再々質疑でありますから、最後のチャンスだと思って質疑をさせていただきます。

1問目の審議会あるいはそういった附属機関、そういったものも、会議を行ったらば、ぜひそういうふうなものの議事録、あるいは議事録と言わないまでも、やっぱり要点をちょっと書いたようなものをぜひ公開してほしいなというふうに私は一つ思っております。

もちろん先ほど総務課長に答弁いただいたように、請求があれば、お出しいただける資料というものはあるというふうに思うんですが、しかし、積極的に情報公開に向けて取り組むというのは、私は行政の見える化において極めて大事だというふうに思っておりますので、ご配慮願いたいと思っております。

2つ目の質疑の入札関係の質疑でございますが、これについてお尋ねいたしますけれども、今申し上げたように、全国では3分の2の自治体、市区町村が、要するに市区町村は全く同じですからね、どこも同じような条件。それなのに、3分の2が情報公開に踏み切っていると。この最低制限価格の公表をしているということなんですよ。

これ、よく読みますと、面白いなと思ったのは、事後公表かなと思いきや、事前公表なんというふうにしてるところもあるということなんです。あら、これは面白いなと思って、事前に公表しちゃって、あとはもう決めて、その上で逆に入札価格を自分たちで入れて決めるといことですよ。

でも、今はご存じのように、最低制限価格は誰も分からないはず。はずなんですけれども、変な話、それがどこかの市町村ではばれちゃって、結局、官製談合になってしまったようなところも実際あるわけですよ。前に円谷議員がおっしゃったように、それで命取りになった町長さんもいるという自治体もあるわけです。

私は、これを見ると、もう事前に公表して、最低ここだと。それこそ先ほど総務課長がおっしゃったように、品質保証であれば、最低制限価格を先に公表してしまえばいいじゃないですか。ある程度、この金額で公表しちゃって、それで、その上での金額で入れてくれば、それは保証されるでしょう。私はそう思いますよ。

もちろんお金を幾らもらったって、手抜きをする業者は、それはあるかどうかは分かりませんが、しかし、事前公表はともかく、私は例えばこういう立派な建物を建てますと。そのためにそれぞれの業者さんに協力してくださいねと。要するにそういったものから始まって、設計をして、入札をしてもらって、落札をして、着工して、最後に町民に披露して使

える形になるわけじゃないですか。そのときに、この建物はどういうふうに住ったんだろうという経緯をやっぱり知らない、私はその建物のありがたみというのが町民は分からないんじゃないのかなというふうに思うんですよね。

だから、少なくとも私は最低制限価格を事後でもいいから公表すべきであると。そういった形でやって、少しでもこういったものの、ブラックボックスじゃなくて、クリアにしていけないと困ると思っています。

特に私は、木賊町長をかばうから言うわけじゃないですけども、落札に関しては、恐らく副町長が委員長になっている落札の委員会で入札の関係やるんですよね。例えばそれで、私は後になってとんでもないかダークなことが起きてしまったときに、それは最終的にそういう場で起きた、仮にですよ、仮の話をしめますけれども、そういうのが起きたとしたら、結果的に町長が責任を取らなくてはならないんですよ。

だから、私はそういったことで、何回も言いますけれども、ぜひとも、これは町長にお願いといいますか、そういったことにならないようにも、町長もやっぱり自分も、例えばこういう公表というか、こういう情報公開というものをやっぱりやりながら、結果的にそういう疑いが、町長の場合には、それこそ全ての職員の不祥事にも、どうしても責任を取らなくてはならないということもありますから、そういうことも考えると、こういったこと、全国では3分の2がやっているわけですから、私は鏡石町もその3分の2に入るべきじゃないのかなと。3分の1に入っている我が町は遅れていると思いますよ。こんなに立派な町なのに。明るくて、子供も多いし、画期的な町なのに、それこそ私はこういうものにしっかり取り組むべきだというふうに思いますけれども、その辺の取組をお尋ねをいたしまして、私の再々質疑とさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

議事録等の公開につきましては、そちらのほうの内容によりまして、基本的に受け付けを拒むものではございませんので、そちらがあつて、申請があつて初めてするかどうかを決定させていただくという形でございます。

入札の最低制限価格の公表につきましては、まずこれがこれ以下に下がると、基本的に入札そのものの効力というか、そちらの制限がなくなるということですので、事前に公表してしまえば、当然その金額で入札者が全員来ますので、基本的にはくじ引になってしまうという形でございます。それはそれで、我々のほうとしても、税金を使うところの縮減になりますので、そちらのほうは歓迎すべきこととは思いますが、ただ、その中でもやはり入札とい

う制度のもとで、やはり競争を行って、くじ引ではなく、競争を行って初めて成立するものでございますので、事後の公表につきましては、事例的にそういう、公開しているところがあるというのをちょっと私は認識しておりませんでしたので、そちらのほうの調査を含めまして、考えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私、この問題は、前々から問題にしてきているんですけども、この仕事については、角田議員なんかが、その職務上、かなりいろいろ知っていると思うので、ちょっと発言してもらいたいんですけども、私も今までの議員経験の中で、いろいろ工事の入札が終わった後は聞いてきたんですね。

その中で分かってきたのが幾つかあって、特に町がやった事業の中で、東北旭紙業の敷地拡大ですね。今の東北旭紙業の工場敷地は、町が調整して、調整区域だからね、町でなければできなかったんですよ。個人ではできなくて、町がやったと。その事業をやって、そのときに最低制限価格で、やったのは渡辺建設なんですけど、一番高い入札価格で落札したんですね。その下に大手ゼネコンなどが3,000万とか2,000万とかの安い業者が失格したんです。

私はこれ、かなり怪しいなと思ったんですね。いろいろ人的なつながりなんかも私は調べたものですから、これは重大な不正があるというふうに私はにらんだんですけども、どうにもそのまま終わってしまって、先日、町長も出席した須賀川地方保健環境組合の議会で、私は入札制度の改善についてということで一般質問を行いまして、やっぱりこれはまずいんだと。というのは、今、最終処分場を旧長沼町と天栄村の境に造っているんですね。そうしたら、その中で今やっているのが佐藤工業なんですけど、竹中土木という会社は1億円安くて、その最低制限価格に引っかかって失格したんですね。

なぜ1億円安い業者にやらせないんだと、私は一般質問でも言ったんですけども、今も、吉田議員も言ったように、会津美里の町長は、この最低制限価格を漏らして失脚したんですね。だから、そういうことが起きるような制度は改めるべきだということを私は言ってきたんですけども、今、総務課長の答弁で、工事の質が落ちるというふうに言ったんですけども、業者はね、これやるんですよ、利益をもうけるためにはやるんですよ。しかしそれは、高く出せば工事の手抜きはないのかといたら、それは違うんですよ。

だから、それはしっかりと、町とか管理業務を委託している会社にしっかりと監視してもらって、検査をしてもらって、そして、そういうことのないようにするしかないんですよ。業者は何ぼでも多く儲ければいいんですから。企業は利益を追求するための組織ですからね。

だから、高く出せばないと考えるのは、あまりにも安易過ぎると思うんですよ。

ですから、その感覚はやめてもらって、できれば価格を明らかにしろと今言ったんですけども、いろいろ角田さんの話なんか聞くと、今はパソコンのソフトが大変優秀になっていて、ぽんぽんとボタンをたたくと出るというふうな話も聞きましたから、それはそれで、業者がいろいろ勉強するのはしょうがないから、最低制限価格で安い業者は失格させるというのは、私はまずいのではないかと。競争入札の本来の競争が、できるだけ安くやって税金を節約しようという競争入札の本質がなくなってしまうので、ぜひこれはやっぱりやめるべきだと思うんです。それから、少なくとも事後の公表までは、やはりこれはぜひともやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 田谷議員、意見でよろしいでしょうか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第287号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため、10分間休議といたします。

休議 午後 2時20分

開議 午後 2時28分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第6、発議第14号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔6番 菊地 洋 登壇〕

○6番（菊地 洋） 発議第14号について、ご説明を申し上げます。

まず、賛成者がおりますので、ご報告を申し上げます。

令和5年3月7日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。

賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

発議第14号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

このたびの条例の制定につきましては、国における個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の保護に関する全国的な共通ルールに沿った措置を講ずるために、町議会において新たに条例を制定するものであります。

2ページをお開きください。

本条は第1章から第6章までの構成でありまして、第1章、総則では、第1条、鏡石町議会における個人情報の適正な取扱いに関し、個人の権利利益を保護する本条例の目的が規定をされております。第2条では、個人情報の種別、4ページの第3条では、議会の責務を規定しております。

第2章の個人情報の取扱いでは、第4条から第11条で、個人情報の保有の制限や利用目的の明示、不適切な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務などを規定しております。

また、第12条では、保有個人情報の利用及び提供の制限を規定し、7ページの第13条から8ページの第16条では、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求や、仮名加工情報の取扱いに係る義務などを規定しております。

第3章の個人情報ファイルでは、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する事項を規定

しております。

9ページをご覧ください。

第4章の開示、訂正及び利用停止では、第1節の第18条から10ページの第20条まで、開示請求権、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務を規定しております。

次に、12ページをお開きください。

第21条から27条までは、部分開示、保有個人情報の存否、開示決定の期間、第三者に対する意見書提出の機会の付与などを規定しております。

第28条から14ページの第30条では、開示の実施や開示請求の手数料などを規定しております。

第2節では、31条から37条で保有個人情報の訂正請求権、訂正請求の手続、訂正決定の期限などを規定しております。

16ページをお開きください。

第3節では、第38条から43条で、利用停止請求権やその手続、保有個人情報の利用停止義務、利用停止決定の期限などを規定しております。

第4節では、第44条から18ページの第46条で、審査会への諮問などを規定しております。

第5章、雑則では、第47条から第52条で、適用除外、施行の状況の公表、委任などを規定しております。

第6章、罰則では、第53条から第57条において、罰則に関する規定が設けられております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、上程されました発議第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第14号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「動議」の声あり〕

○議長（古川文雄） 暫時休議します。

休議 午後 2時36分

開議 午後 3時23分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄） 先ほど、3番、吉田孝司議員から議員発議の動議が提出されました。

1人以上の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

発議第16号についての件を追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号についての件を追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 追加日程第2、発議第16号 鏡石町議会として元鏡石町議会議員・渡辺定己氏に対する公開の議場での謝罪を求める決議（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま上程されました、発議第16号 鏡石町議会として元鏡石町議会

議員・渡辺定己氏に対する公開の議場での謝罪を求める決議（案）について、提案理由のご説明を申し上げます。

元鏡石町議会議員、渡辺定己氏（以下、「渡辺元議員」）につきましては、渡辺定己氏を審査対象として開かれた鏡石町議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」）において、審査請求の対象とされる行為のうち、総務文教常任委員会の会議中に、渡辺元議員が込山靖子議員に命令して、渡辺元議員の足に湿布を貼らせた行為は、審査会の調査によって認定され、特段やむを得ない事情も認められない当時の状況を踏まえると、当該行為は、議案等の審査等（鏡石町議会基本条例第4条）を責務とする委員会活動中における町民の代表者としてふさわしい活動（鏡石町議会基本条例第5条第2項）とは言えず、町民の代表者としての品位を損なう行為であり、また、議員の職責を適正に務めていないものとして、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為に当たり、鏡石町議会基本条例第7条第1号に違反するとの結論に至った。

しかしながら、このように渡辺元議員が、議員として議会の権威を失墜するような行為を行い、それが条例違反であったことが認定されたにもかかわらず、鏡石町議会基本条例の規定によっては、議員を辞職した者に対しては、審査会としては、これ以上の勧告やその他の対応をすることが不可能であると考えます。

そこで、改めて、鏡石町議会としては、渡辺元議員の在職中の条例違反行為の事の重大さに鑑み、鏡石町議会基本条例だけではなく、地方自治法及び鏡石町議会会議規則における懲罰に関する規定などに準じて、法的拘束力は持たないものの、議会独自の権能である「議会の自律権」として議会の権威及び機関意思を対外的に示すべく決議し、渡辺元議員に対して、公開の議場（本会議）での謝罪を強く求めるものであります。

なお、我が鏡石町議会においては、2月21日の定例全員協議会において、議員全員の一致により、渡辺定己氏に対しての、同じように公開の場での謝罪を求める通知文を送ることに決しております。

しかしながら、昨日、私が事務局長に確認したところ、3月16日現在、行われていないというふうな事実も私のほうでは把握しておりますので、改めて全員協議会で私たちが決議したことを、この本会議の場で改めて決議し直すものでございます。

以上、私からの提案理由の説明を申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっと議長にお尋ねしたいんですが、この間、今、吉田議員からあったように、2月の全員協議会ですか、全議員がいる前でこの説明があったと思うんですが、議長からですね。議会から渡辺定己元議員に対して、議会での謝罪を求める通知文を出すということだったんですが、それが今、出されていないということだったんですが、その辺はどのような経過でそうなったのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

3月議会も本日が最終日になってしまっていて、この渡辺元議員に本会議で謝罪させるという機会は失ってしまったわけでごさいます、これは議長の職務怠慢ではないかというふうに考えますが、その辺はどのような経過なのか、少し説明してください。

○議長（古川文雄） 暫時休議します。

休議 午後 3時30分

開議 午後 3時30分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問にご答弁申し上げます。

答弁内容といたしましては、3月定例会の運営を優先したいということでありまして、定例会終了後、直ちに対応することというふうに副議長とお話はしております。

以上、答弁といたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

10番、今泉文克議員。

〔10番 今泉文克 登壇〕

○10番（今泉文克） 10番、今泉文克でございます。

ただいま発議第16号が吉田議員のほうから提出されたところでございます。

これを拝見しますと、この問題は大変大きな問題でありまして、これが我が町の28年議長としてリーダーシップを執って議会活動をやってきた方の姿なのかなと思うと、このように我が町には多くの議長さんがいて、多くの議員さんがいて、その方々が長年にわたってまちづくりに努力し、一人一人頑張ってきたところでございます。その先輩の方々にも、あるい

は1万2,300人の町民の方にも、本件については大変大きな問題であります。

それも、我が鏡石町の、この我々の議会の仲間からこういうことが出たということは、十分認識していただきたいと思います。これは昨年8月19日に7名の議員によって提出されました問題でございます。そしてその後、土日を挟んでいた瞬間に、なぜか渡辺元議員より辞職が出されて、ここで議長が受理したというふうな形になりました。

本来であれば、当事者、渡辺さんは議員なんですから。議長は受理じゃなくて、預かりでお願いしたかったんです。議長の預かりで。そして、議会に諮って、受理というふうな議員の方々からお話があったら受理という形にしないと、このように逃げちゃった話になっちゃいましたから、その後に驚いたことには、財界ふくしまにこんなに大きく出ちゃったんですね。政経東北にも出ちゃいました。これは福島県内全部に渡りまして、私、何名かの知っている議員からも、何なんだ、鏡石はというふうなことを言われました。そのような議会の失態をするようなことがありました。大変困りました。

それで、その後に、11月14日に委員会のほうを開催して、元議長さんに出席要請も何回もされていたようでございますが、一度も出席し説明することなく、謝罪することなく、今日まで来ております。あまりにも無責任な元議長様であるというふうに私は憤慨しております。

きちんと自分のやってきたことが間違っていないのであれば、この場に出て我々に、責任を持って、ちゃんと自信を持って、これは間違っていますというふうな、謝罪するなり、県内の新聞に出て、財界に出たことについて謝罪したり、我々議員に対しても説明をすべきことというふうな、それが本当の鏡石町議会議員の姿であると思います。

そういう意味では、非常にこの本件に対しては、皆さんのお手元にいつている資料を拝見してもらおうと分かるおとり、鏡石町議会議員政治倫理審査会というものがありました。ここで、本来であれば12月20日に、こういうふうになりましたというふうに、これだけを渡すんじゃないかと、委員長さんが来て、説明をやっぱり我々にもする必要性もあったんじゃないかと思うんです。

それでいろいろな、鏡石町議会基本条例の中にもありますように、責任があったという場合には、公開の議場において陳謝、そういうふうなこともするというふうに今回のあれの中でもなっていますからね。やっぱりそのように、きちんと自分の行動に対して責任と、謝罪と、皆さんに説明と、やっぱりしてもらうようにしなくちゃならないと思いますから、本件について、私は出されて当然だし、やるべきだというふうにここで話ししておきます。

以上です。

○議長（古川文雄） 次に、原案に反対の発言はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言はありますか。

2番、込山靖子議員。

暫時休議します。

休議 午後 3時38分

開議 午後 3時39分

○議長（古川文雄） ほかに討論はありますか。

11番、円谷寛議員。

賛成討論ですね。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 賛成です。

今泉議員からもあったように、やはり渡辺定己氏は、ここで何か逃げるような対応を取るのではなくて……

○議長（古川文雄） 円谷議員、ちょっと待ってください。

休議します。

休議 午後 3時39分

開議 午後 3時39分

○議長（古川文雄） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第16号 鏡石町議会として元鏡石町議会議員・渡辺定己氏に対する公開の議場での謝罪を求める決議（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（古川文雄） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第7、発議第15号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま提出、上程されました、発議第15号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由。

我が鏡石町議会においては、このたび、渡辺定己元議員に対する議会議員政治倫理審査会が終了し、その審査結果報告書が公表されたところでございます。

しかしながら、鏡石町議会基本条例においては、議会議員政治倫理審査会について定めた各種の規定が未熟であったため、審査会の設置から審査結果報告書の取扱い、さらにはそれを受けての議会としての対応に至るまでの各段階で誤解や疑念さえ招く事態に至り、再発防止の観点からも、条例改正によるその早急な改善が今こそ急務であると考えております。

そこで、議会基本条例第30条に規定された見直し手続にのっとり、鏡石町議会議員政治倫理審査会に関する規定をさらに明瞭なものとし、今後は誤解を招くことがないようにするため、この条例を制定するものでございます。

21ページでございます。

鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について申し述べます。

鏡石町議会基本条例の一部を次のように改正するものでございます。

第10条につきましては、政治倫理審査会の設置について規定した条でございますが、そこに第2項、第3項を加えるということで、次の2項を加えることで書いてございます。

中身といたしましては、第2項のほうは、審査対象議員が、議員としての職を退く前に有効な審査請求があったときには、審査会を開くということでございます。今回の渡辺定己議員もこのようにして開催されたという形ですが、こういった規定がなかったために、県の議長会等に問合せがありましたので、今度は逆に条例で明文化するというところでございます。

第3項につきましては、審査対象議員の取扱いでありますけれども、審査対象議員が議員としての職を退いた後もというふうなことで、議員としての職を退いた後も審査対象議員と同様の権利、そしてまた同様の義務を負うことを明示するものでございます。

第12条につきましては、審査会の会議についての規定でございますが、審査会の審査結果として、これまでは各種委員の辞退、議会役職の辞退、議員辞職等の勧告ということでの3つの内容が記載されておったわけですが、これに加えまして、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止というものも追加して、審査会で結論を出すことができるものでございます。

第14条につきましては、審査対象議員の協力義務等について規定した条文でございますが、

第1項につきましては、審査対象議員はということで、これは現職の在職中の議員に対してありますが、今回付け加える第2項としまして、議員は、その職を退いた後であっても、議員在職中の活動や行為について審査会の要求があったときには、資料提出並びに議会への出席、そして意見を述べなければならないという文言を付け加えるものでございます。

第16条につきましては、審査結果の措置についてでございます。これは議会が審査会の結果を受けて、議会としてどのように決断を下すのかと。先ほど皆様方にお諮りいたしました発議第16号と同じようなことでございますけれども、今現在の現行の条例には、各種委員の辞退、議会役職の辞退、議員辞職等の勧告ということで、この3つのことしか書いてございませんけれども、それに加えて、先ほど審査会の結果と同じように、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止ということで、この3つを先ほどの審査会の結果と同じように文言を加えるものでございます。

したがって、これは決して誤植等ではございませんで、審査会は審査会の結論を出し、議会はそれを受けてどのような結論を出すのかということでございます。

なお、先ほど発議第16号については、皆様方に審議いただきましたけれども、全員協議会の中で決定されたことが本会議の中で覆るといふふうな、こういったことが起きてしまっております。そういったことが果たしていいのかどうか、私は分かりませんが、そういうことが起きないようにするためにも、このようにしっかりと条例の中に明文化しなければならないと私は改めて思っておりますので、今後の再発防止に向けて、皆様方とともに、一緒にご理解いただいた上で頑張ってまいりたいと思っておりますので、その辺も併せまして、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第15号 鏡石町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（古川文雄） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、陳情第26号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） ご報告申し上げます。

令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和5年3月7日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和5年3月10日。開催時刻、午前9時27分。閉会時刻、午前11時16分。出席者、委員全員。開会場所、議会会議室。

説明者、総務課、橋本課長、森尾主幹兼副課長、関根副課長。

付託件名、陳情第26号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。

審査結果、陳情第26号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第26号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果、

全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第26号 日本全土で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について、本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、産業厚生常任委員会に付託しました陳情第27号及び陳情第28号の2件について、一括審議としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第27号及び陳情第28号の2件を一括審議とすることに決しました。

陳情2件について、産業厚生常任委員長の一括報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄 登壇〕

○9番（産業厚生常任委員長 大河原正雄） 令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和5年3月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、令和5年3月10日。開議時刻、午前9時29分。閉会時刻、午前11時24分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、福祉こども課、柳沼課長、真壁副課長、常松副課長、矢部主任主査。

付託件名、陳情第27号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書。

審査結果、陳情第27号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第27号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

続きまして、陳情第28号。

記。

開催月日、令和5年3月10日。開議時刻、午前9時29分。閉会時刻、午前11時24分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、産業課、菊地課長、根本主幹兼副課長。

付託件名、陳情第28号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

審査結果、陳情第28号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第28号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上で報告を終わります。

○議長（古川文雄） これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第27号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第27号 子どものために保育所配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第28号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第28号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会に付託いたしました陳情第25号及び陳情第29号の2件について、一括審議としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第25号及び陳情第29号の2件を一括審議とすることに決しました。

陳情2件について、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長の一括報告を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司 登壇〕

○3番（鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員長 吉田孝司） 令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会委員長、吉田孝司。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年9月6日に付託された陳情第25号及び令和5年3月7日に付託された陳情第29号を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、令和5年3月10日。開議時刻、午後1時。閉会時刻、午後2時47分。出席者、委員全員。開催場所、議会議場であります。

説明者、木賊町長、小貫副町長。都市建設課、吉田課長、小貫主幹兼副課長、真壁治水対策室長。産業課、菊地課長、圓谷遊水地営農対策室長であります。

また、陳情第29号につきましては、参考人、滝口孝行氏の説明をいただいております。

陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書につきましては、継続審査とすべきものと決しました。

また、陳情第29号 鏡石町成田地区遊水地整備事業の事業範囲の変更を求める陳情書につきましても、継続審査とすべきものと決したということでございます。

なお、審査経過について申し上げますが、陳情第25号については、町長・副町長・担当課（都市建設課・産業課）の意見・説明を求め審査をいたしました。

また、陳情第29号につきましては、参考人及び町長・副町長・担当課（都市建設課・産業課）の意見・説明を求め審査をいたしました。

いずれの陳情も挙手多数で継続審査とすべきものと決したものであり、どちらの陳情につきましても、意見はございませんでした。

以上、陳情審査報告をさせていただきます。

○議長（古川文雄） これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書について、討論を行

います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第25号 鏡石町成田地区遊水地整備事業に関する陳情書について、本件に対する委員長報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第29号 鏡石町成田地区遊水地整備事業の事業範囲の変更を求める陳情書について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第29号 鏡石町成田地区遊水地整備事業の事業範囲の変更を求める陳情書について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第9、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案及び閉会中の継続審査申出書の配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 4時04分

開議 午後 4時04分

○議長（古川文雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄） ただいま意見書案3件及び継続審査申出書1件が提出されました。

意見書案につきましては所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

提出された4件を日程に追加し、意見書案第18号を日程第10として、意見書案第19号を日程第11として、意見書案第20号を日程第12として、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査申出書の件を日程第13として、それぞれ議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、提出された4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎意見書案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第10、意見書案第18号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔6番 菊地 洋 登壇〕

○6番（菊地 洋） ご報告いたします。

令和5年3月17日。

鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。

賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）。

上記の意見を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第18号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）。

沖縄県において、米軍機による落下物事故及び低空飛行や騒音の被害が生じていることは周知の事実であります。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは、市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているというのが現実である。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（菊地 洋） 朗読省略の声がありましたので、省略させていただきます。

記。

1、学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。

2、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A Sの汚染特定箇所土壌の入替えを行うこと。

3、普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

令和5年3月17日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

内閣官房長官様。

外務大臣様。

防衛大臣様。

環境大臣様。

文部科学大臣様。

厚生労働大臣様。

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）様。

以上であります。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第18号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第19号及び意見書案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第11、意見書案第19号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）及び日程第12、意見書案第20号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔9番 大河原正雄 登壇〕

○9番（大河原正雄） 意見書案第19号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士の増員を求める意見書（案）。

コロナ禍で保育所の重要性は広く認識されるようになった。

〔「朗読省略」の声あり〕

○9番（大河原正雄） 省略の声がありますので、省略させていただきます。

- 1、子どものために保育士配置基準引き上げによる保育士増員を図ること。
- 2、公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

令和5年3月17日。

鏡石町議会。

総務大臣様。

財務大臣様。

厚生労働大臣様。

文部科学大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

内閣府特命担当大臣（少子化対策）様。

以上であります。

次に、意見書案第20号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種も進み、経済は緩やかな回復基調を見せているものの、製造業を中心に……

〔「朗読省略」の声あり〕

○9番（大河原正雄） それでは朗読を省略させていただきます。

- 1、福島県最低賃金は、早期に1,000円を目指した引き上げを行うこと。

特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇にあった賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の「骨太の方針2022」で、早期に最低賃金全国平均1,000円以上となることを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること。

- 2、中小企業等が最低賃金引き上げ原資捻出のため、価格転換をはじめとした環境整備の充実、強化を図ること。

- 3、最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

- 4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め、早期の発効に努めること。

令和5年3月17日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

福島労働局長様。

以上であります。

○議長（古川文雄） これをもって意見書案2件の一括説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより意見書案ごとの討論、採決を行います。

初めに、意見書案第19号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第19号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第20号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第20号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第13、鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会閉会中の継続審査の申出についての件を議題といたします。

ただいま委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第15回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜り、誠にありがとうございました。

ここに成立いたしました令和5年度の当初予算につきましては、第6次総合計画の2年度に当たることから、計画の目的達成に向けて、町政の一層の進展と町民生活の向上、発展に意を尽くしてまいりたいと考えております。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

日増しに暖かくなり、議員の皆様にはご多忙のことと存じますが、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄） これにて第15回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時19分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 橋 本 喜 一

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 小 林 政 次